

# 第 662 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 5 年 7 月 31 日(月) 9:30~  
場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室  
(神戸市中央区東川崎町 1-1-3)

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 地域別最低賃金の目安に係る中央最低賃金審議会の答申  
について
- (2) 最低賃金実態調査結果について
- (3) 意見陳述について
- (4) その他

### 3 閉 会

## 資料目次

- 資料 No.1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)  
(中央最低賃金審議会答申)
- 資料 No.2 生活保護と最低賃金(中央目安小委員会資料)  
生活保護と最低賃金との比較(兵庫労働局)
- 資料 No.3 令和5年賃金改定状況調査結果(中央目安小委員会資料)
- 資料 No.4 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果(兵庫労働局)
- 資料 No.5 全日本建設交通一般労働組合(建交労)兵庫労働支部(意見書)
- 資料 No.6 兵庫県労働組合総連合(意見書)
- 資料 No.7 自立労働組合連合不道家神戸労働組合(意見書)
- 資料 No.8 兵庫県パート・ユニオンネットワーク(意見書)



令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

## ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

## イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断DIを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断DIは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

#### ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

#### エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見込み(以下「見込み額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの見込み額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の見込み額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

#### オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

#### カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

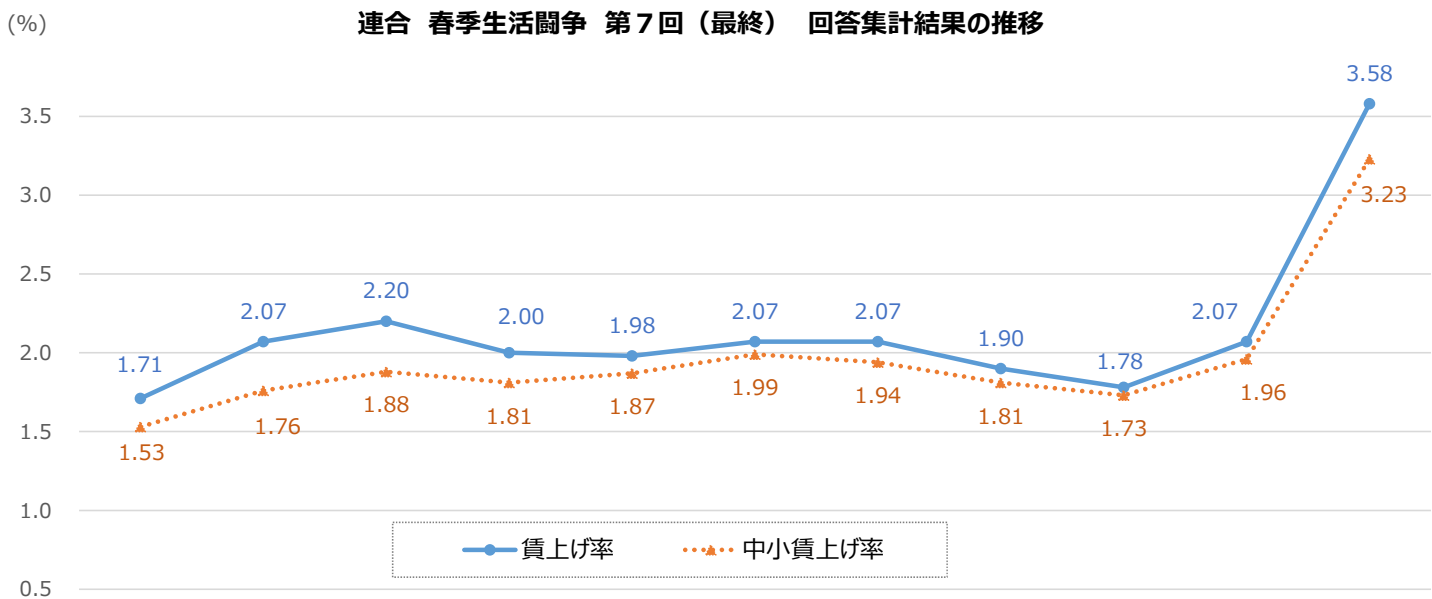
(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。



## 参考資料

### 連合 春季賃上げ妥結状況

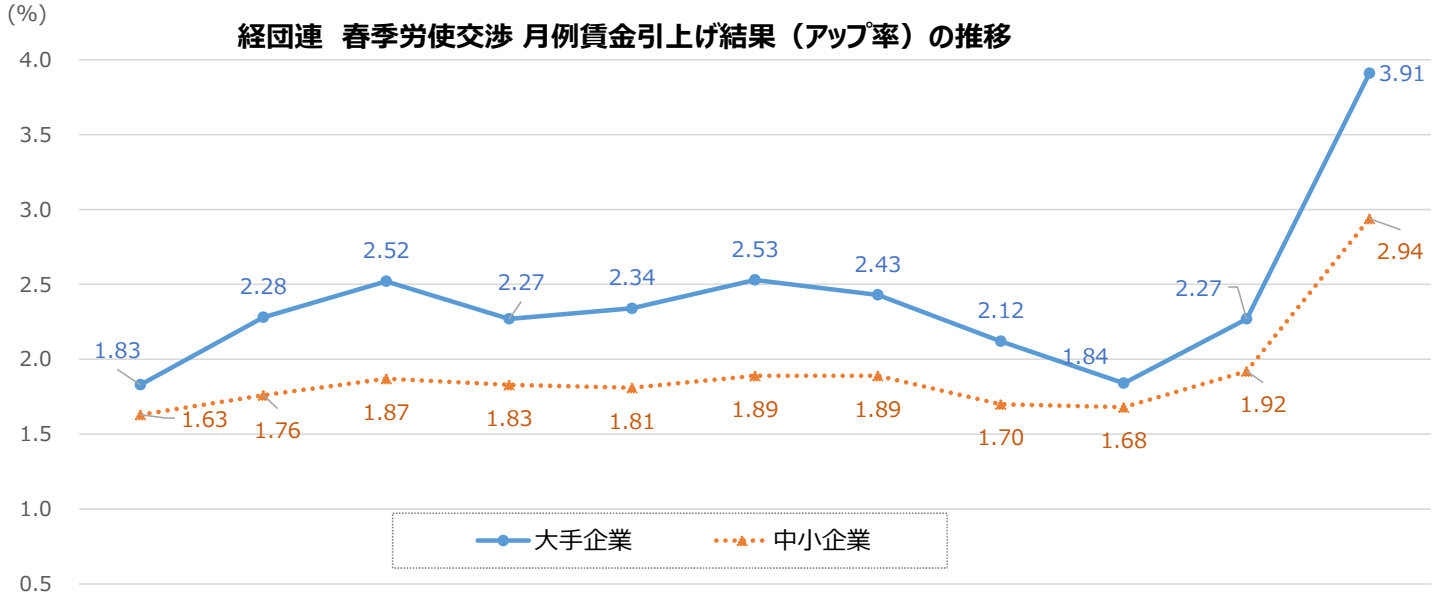
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

# 経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。  
（注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

# 賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	(円、%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月					
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

# 賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
一般パート計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

4

# 賃金改定状況調査結果第4表③

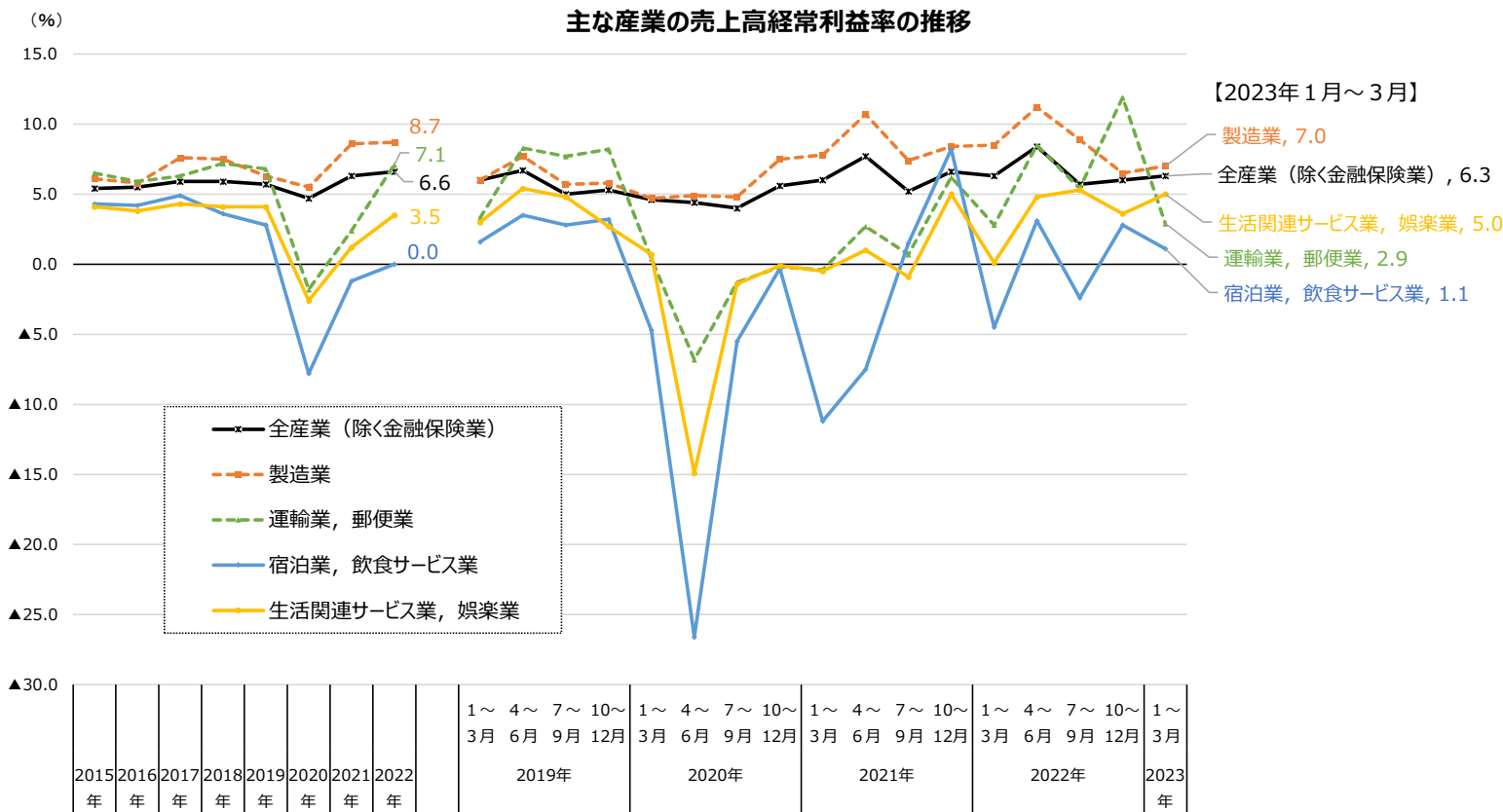
第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月	R 4年	R 4年	R 4年6月	R 5年6月			
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093</														

# 主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

## (参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月				
全産業 (除く金融保険業)	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。

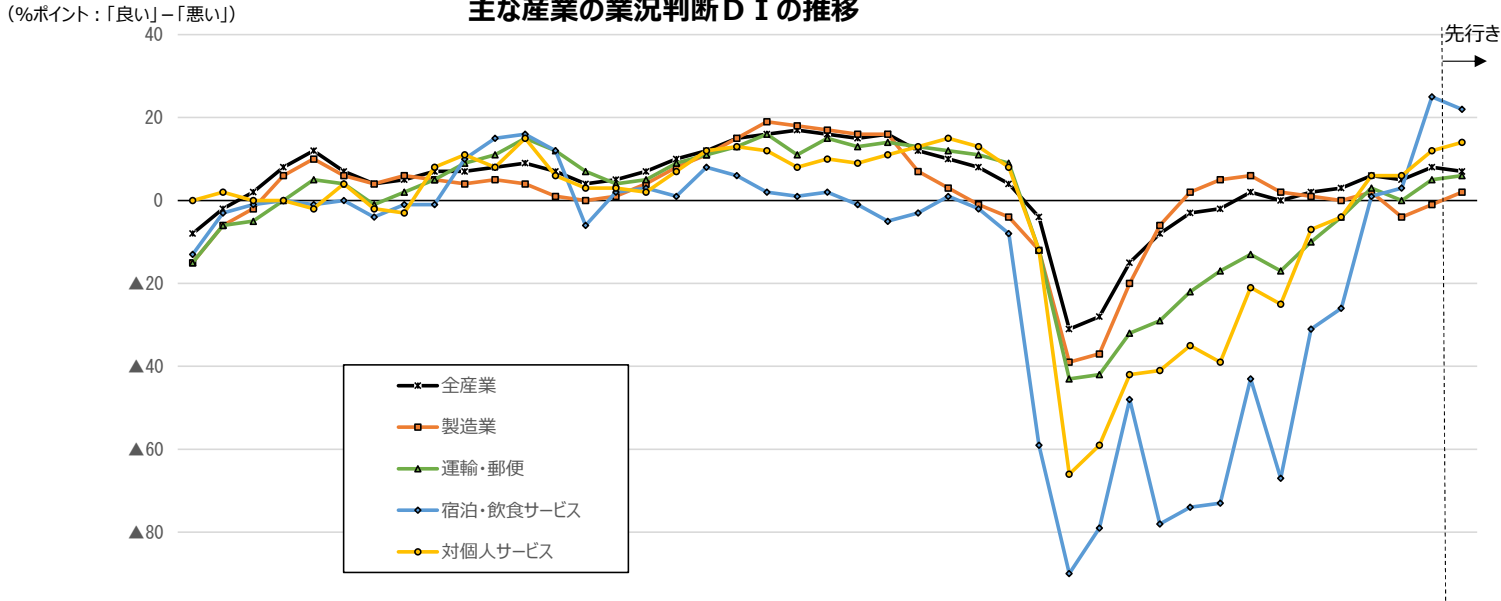
(注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。

2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

# 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

### 主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月					
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」  
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。  
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。  
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

# 中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

- 製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 建設業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 卸売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

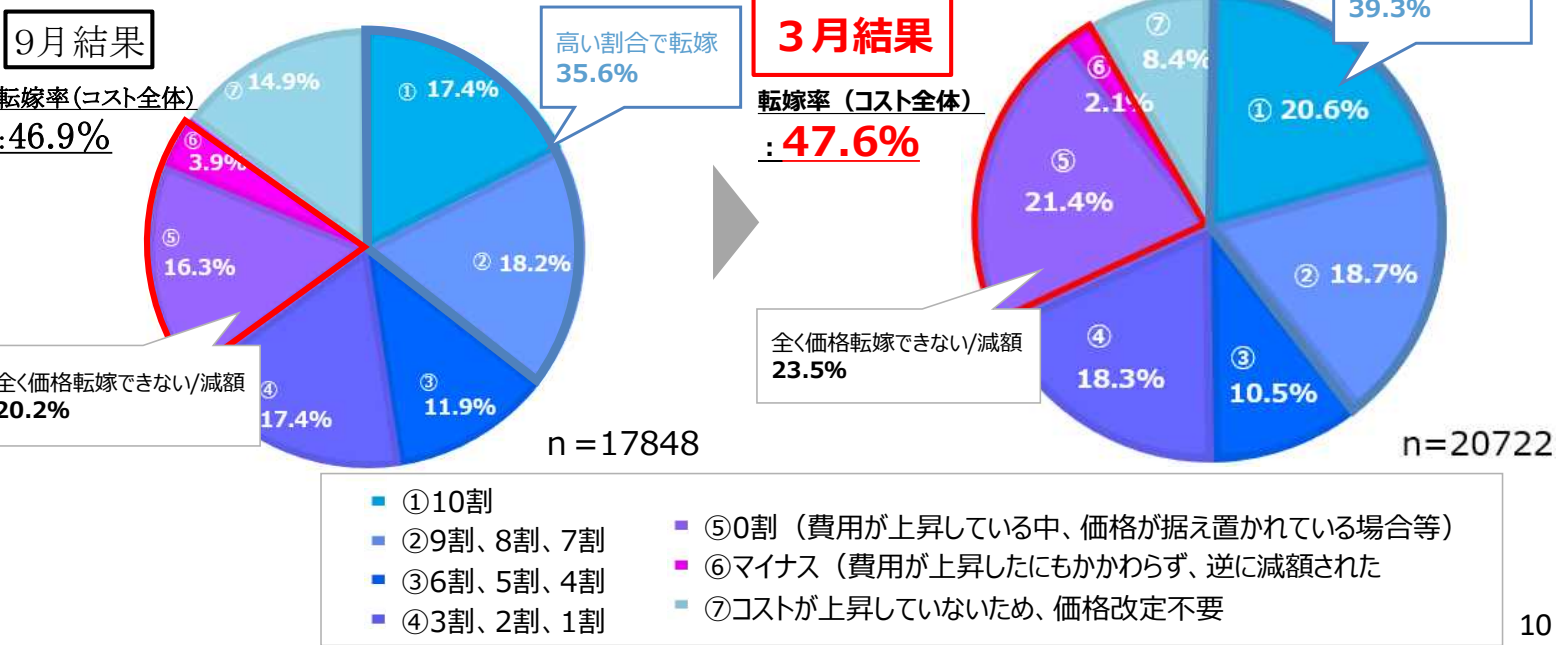
2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

# 価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率は47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割~7割)を価格転嫁できた回答(①・②)が増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

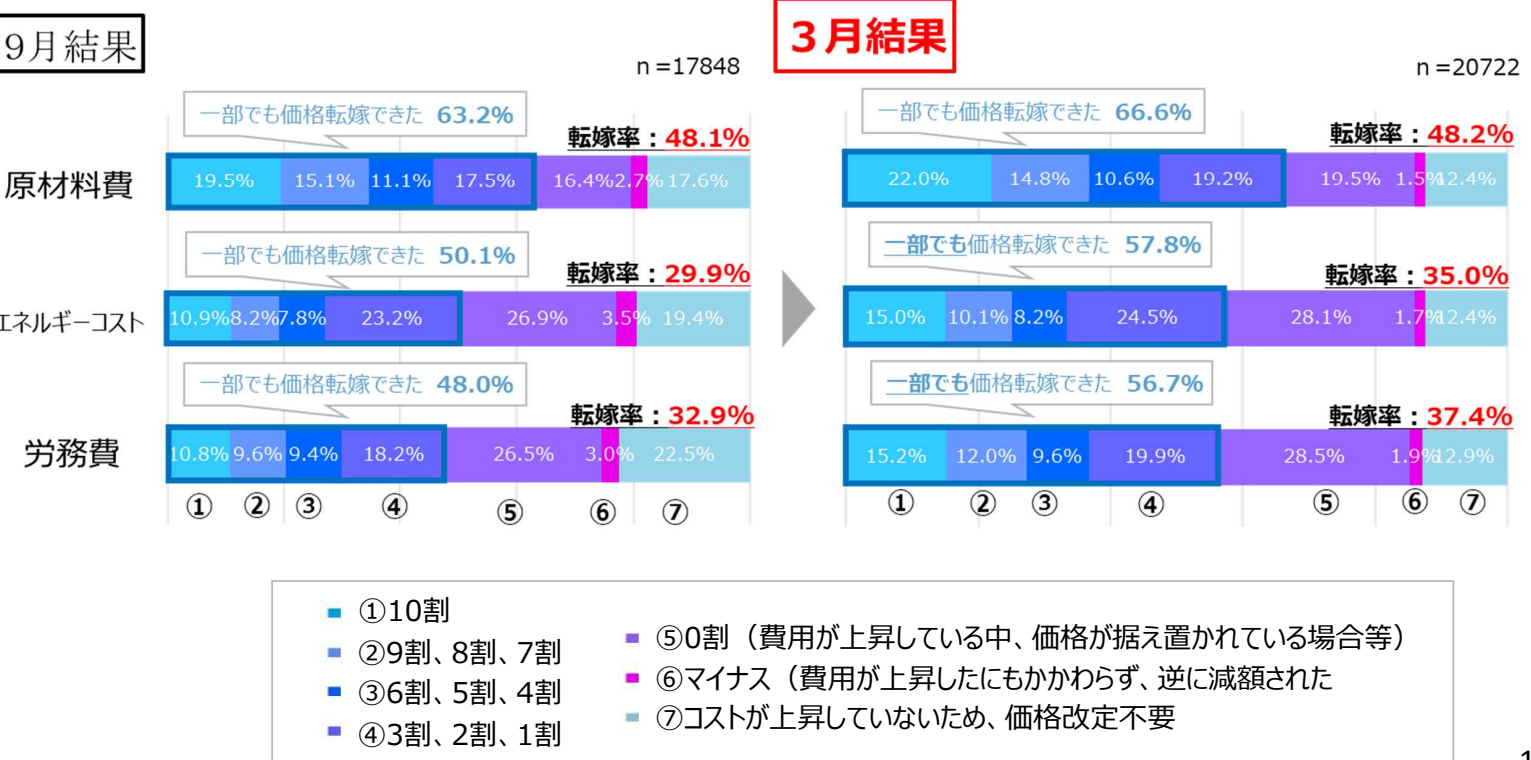
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



# 価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。

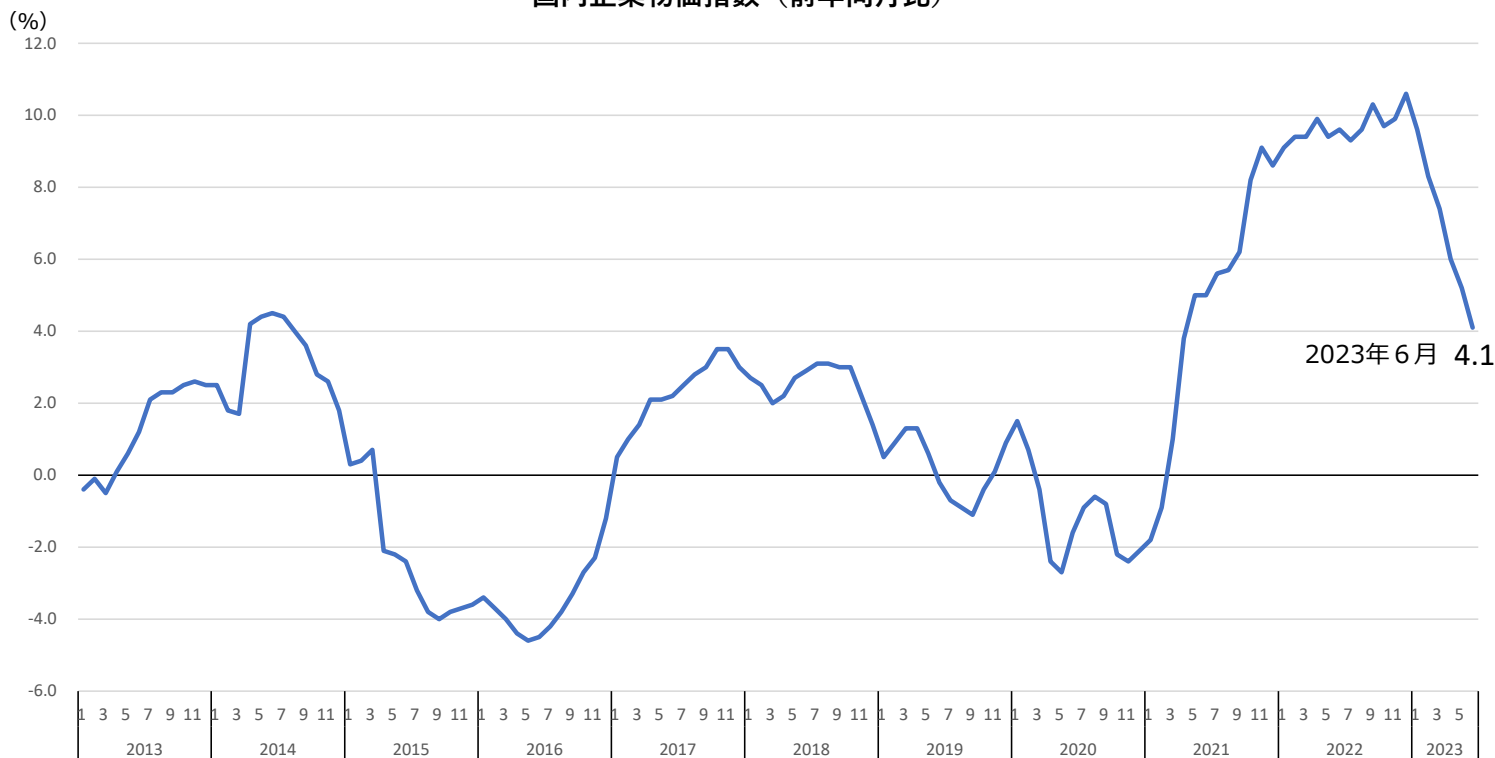




# 国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

## 国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」  
(注) 2023年6月は速報値。

# 法人企業統計でみた労働生産性の推移

## 従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比		
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

# 消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

## 令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

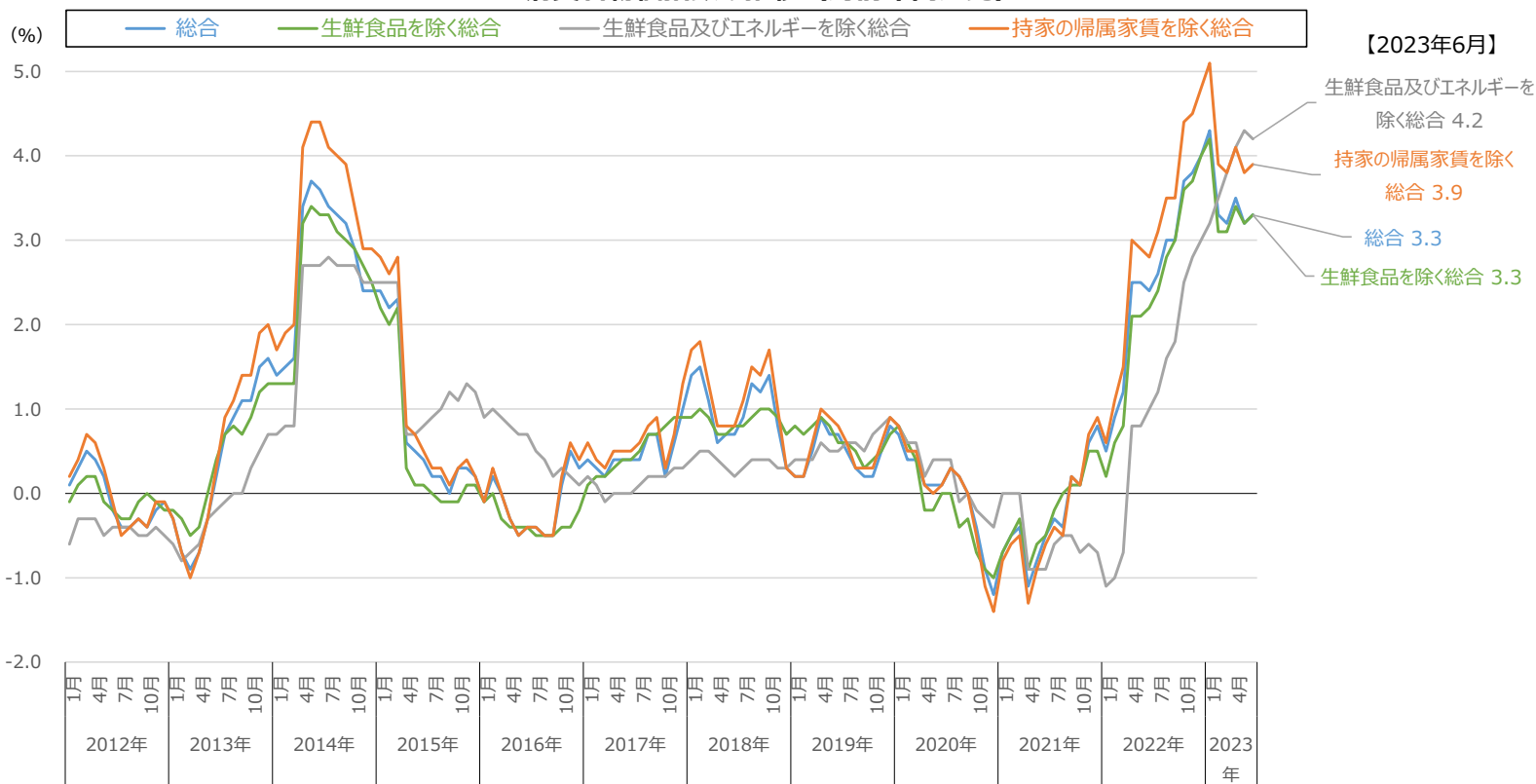
15



# 消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

## 消費者物価指数の推移(対前年同月比)



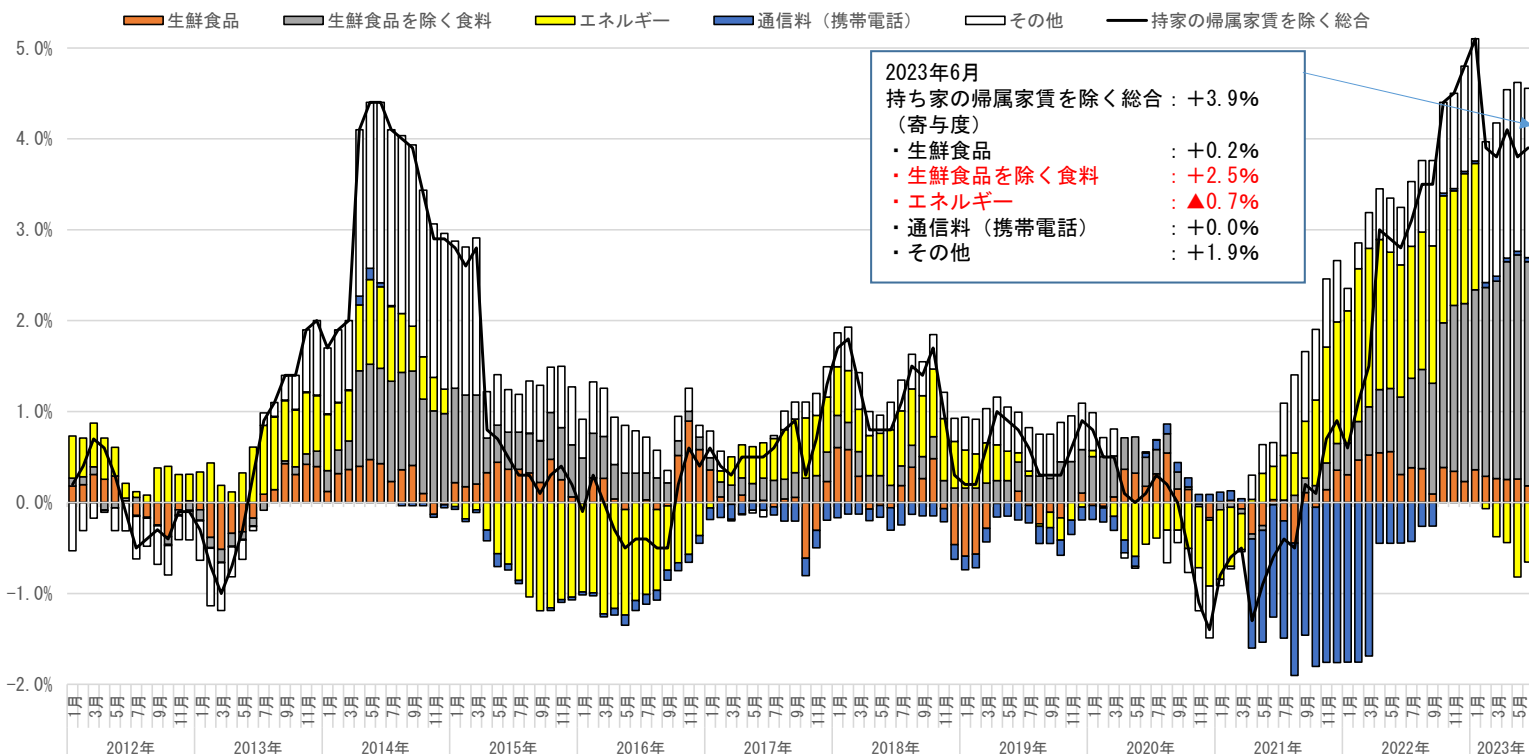
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

## 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

### 消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

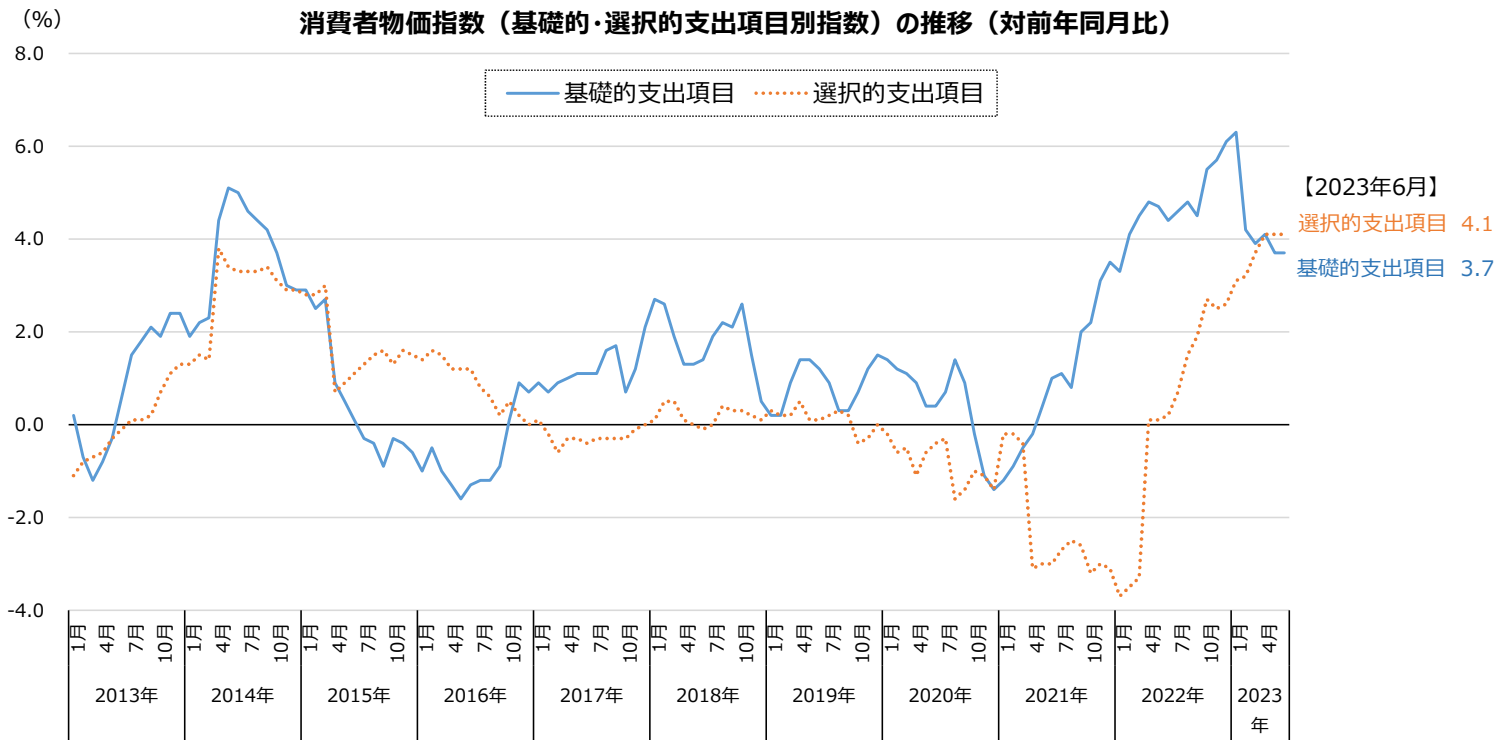


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) /前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。  
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。  
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

# 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。  
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。  
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。  
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

## 電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

### 値引き単価

#### <電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）  
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

#### <都市ガス>

30円/m<sup>3</sup>（9月15円/m<sup>3</sup>）  
 ※家庭及び年間契約量1,000万m<sup>3</sup>未満の企業等が対象

### 実施スキーム

国

交付

事務局

実績報告

交付・確認

小売電気事業者等

料金支払

料金請求

電気・都市ガスの消費者  
（家庭・企業）

・補助を原資に料金を値引き  
 ・検針票・請求書等に値引きを反映

# 標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料(一部改変)

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

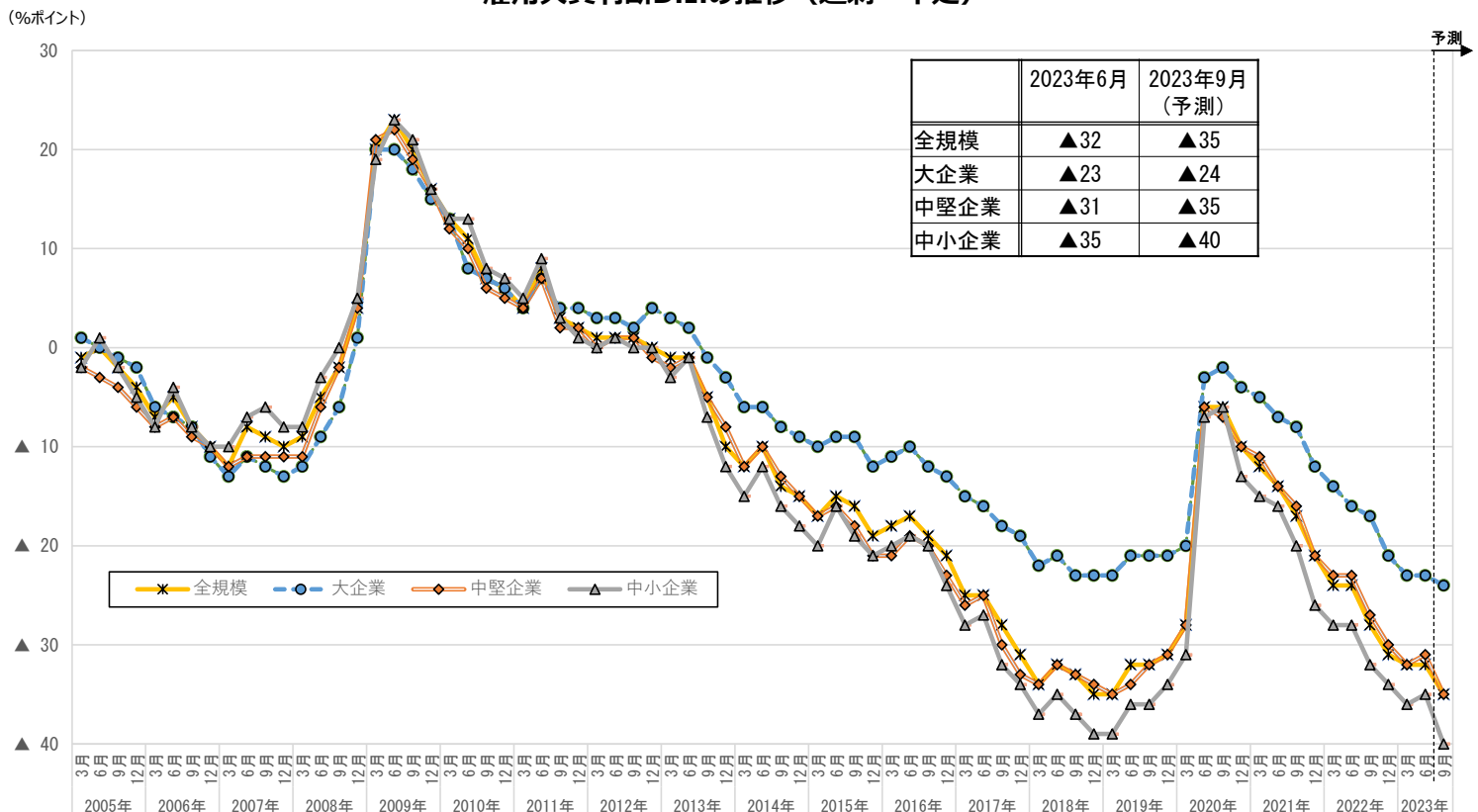
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

## 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

### 雇用人員判断D.I.の推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

21

# ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

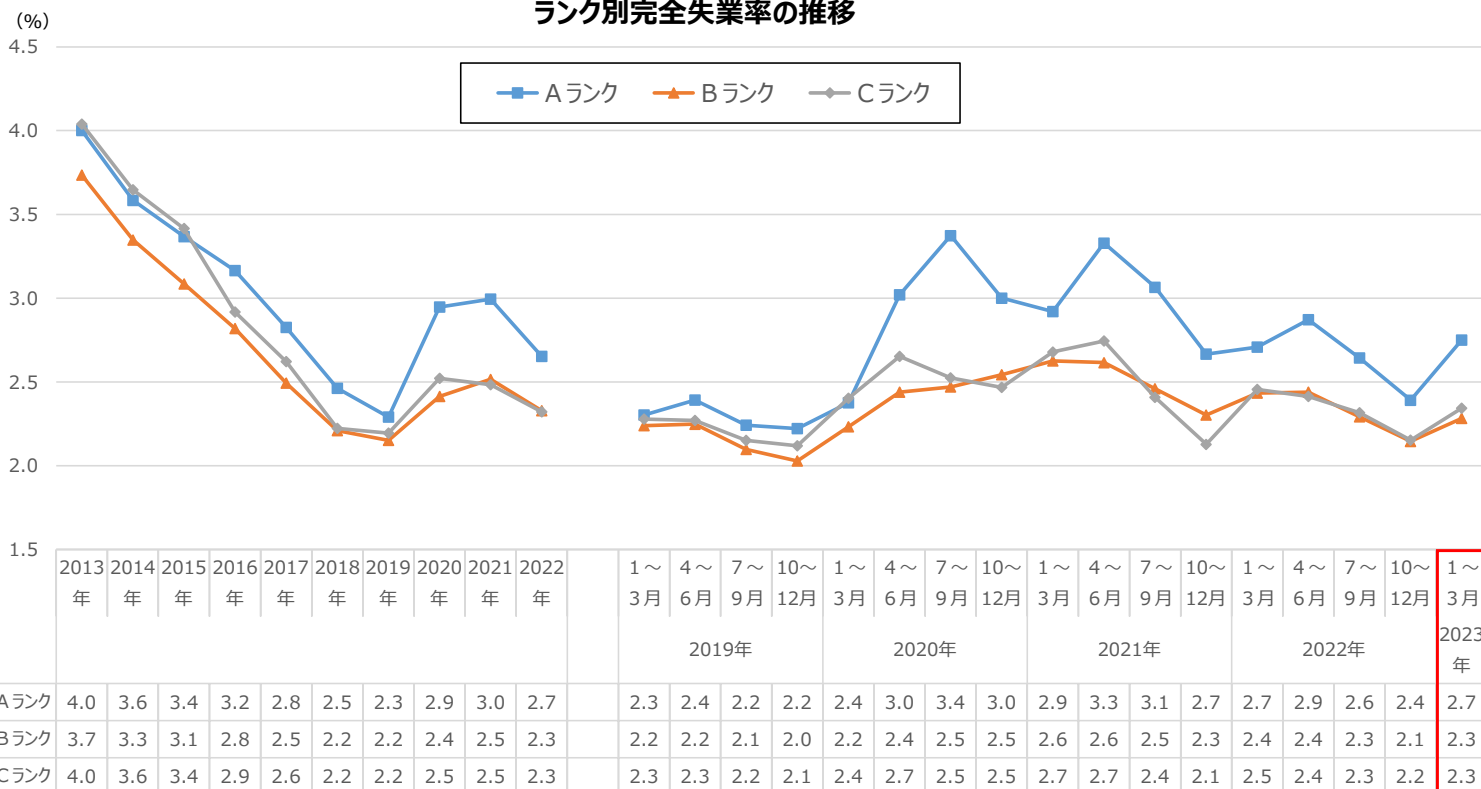
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。  
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。  
 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

## ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



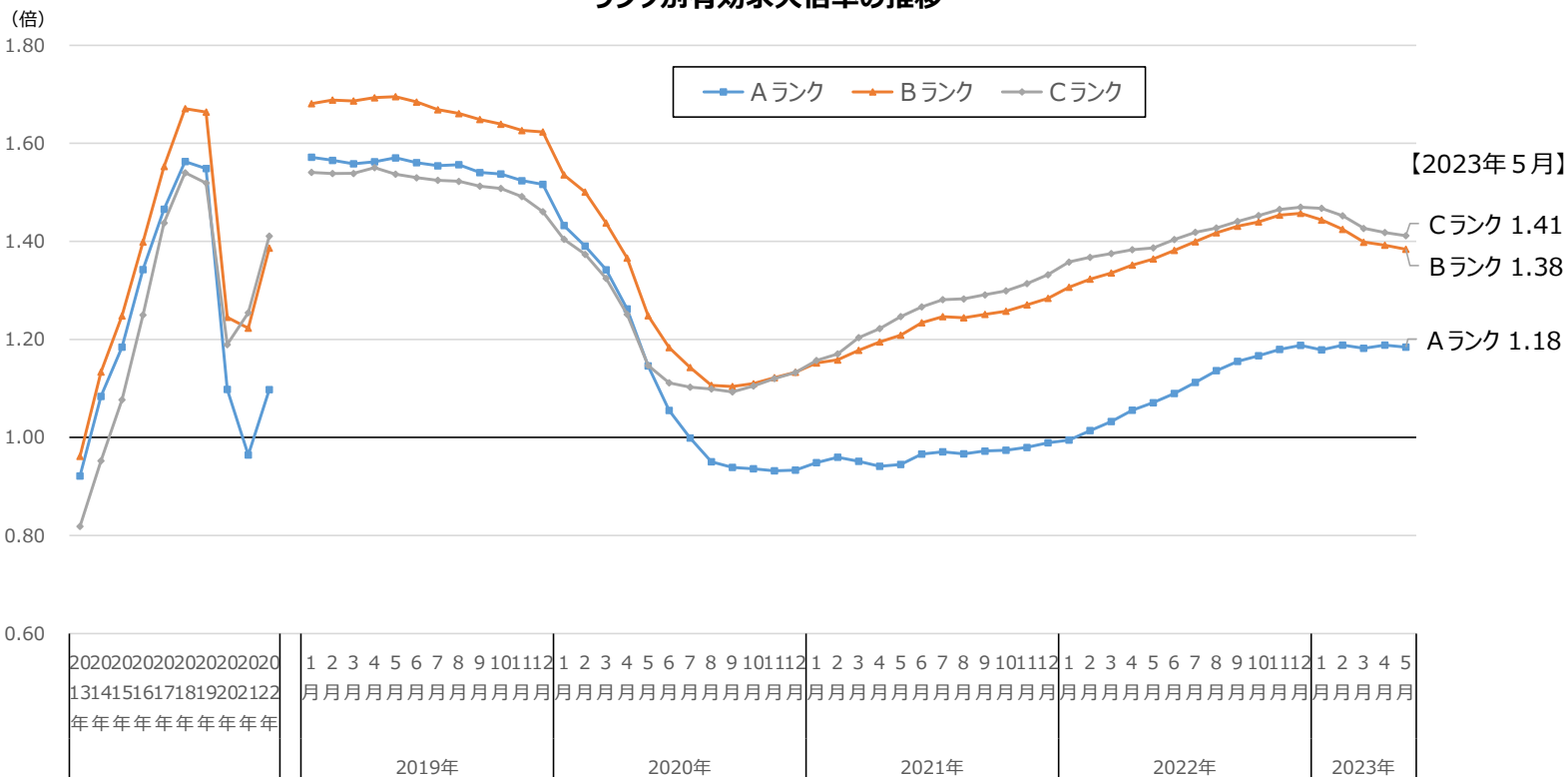
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。  
 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。  
 ○ Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

### ランク別有効求人倍率の推移

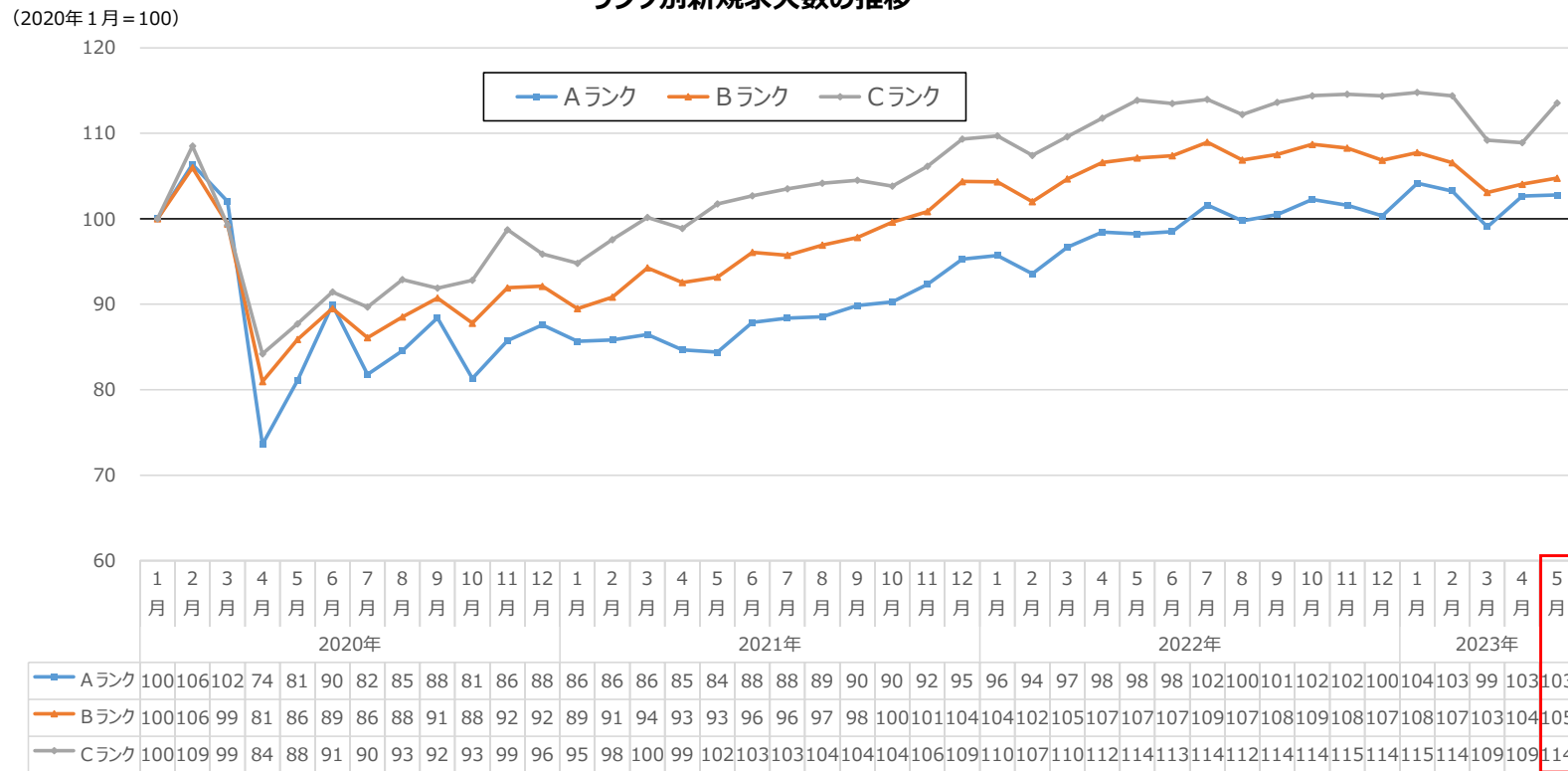


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。  
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

# ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

### ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。  
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。  
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。  
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

## 1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。



今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に



については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

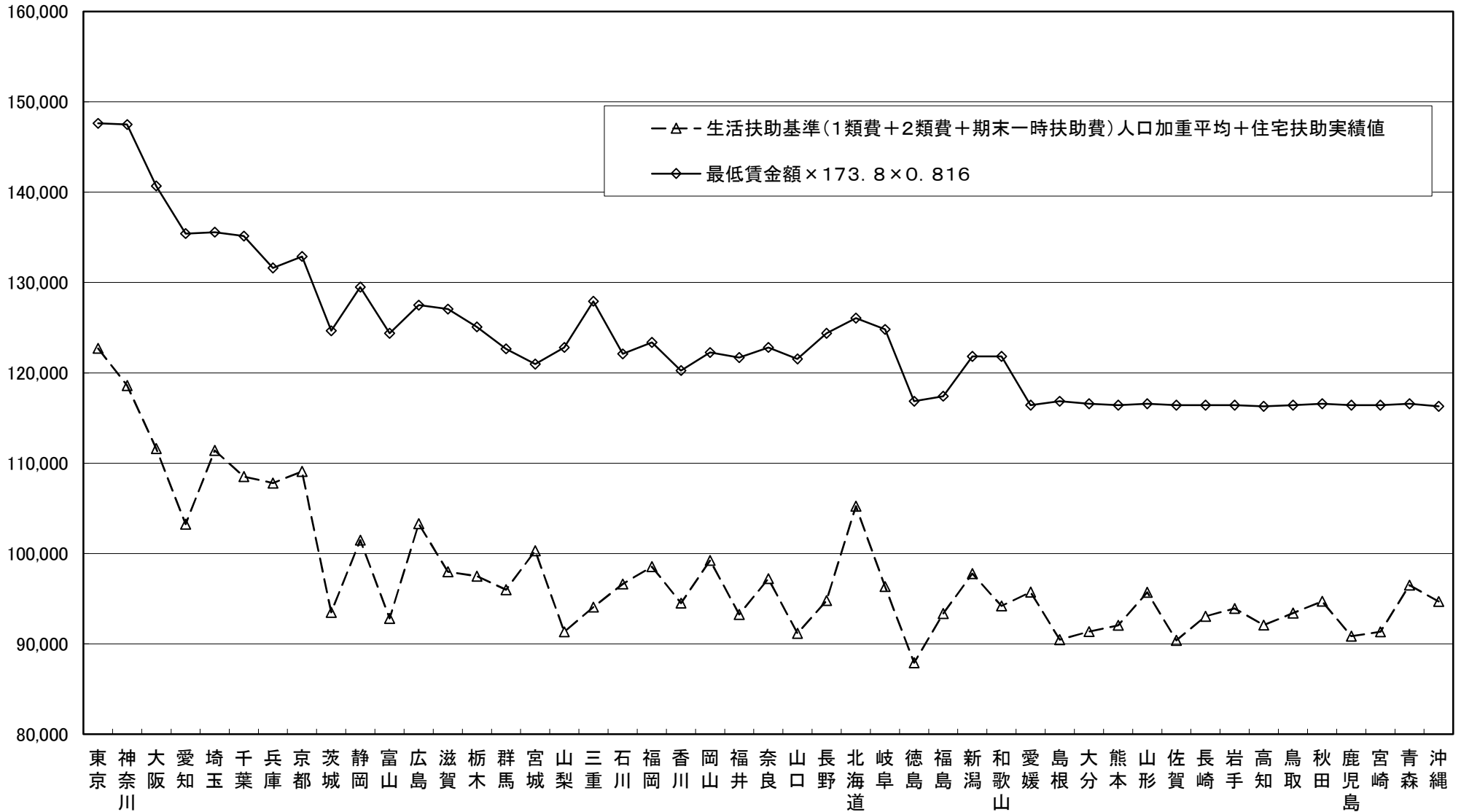
## 記

(以下、別紙1と同じ)

# 生活保護と最低賃金

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

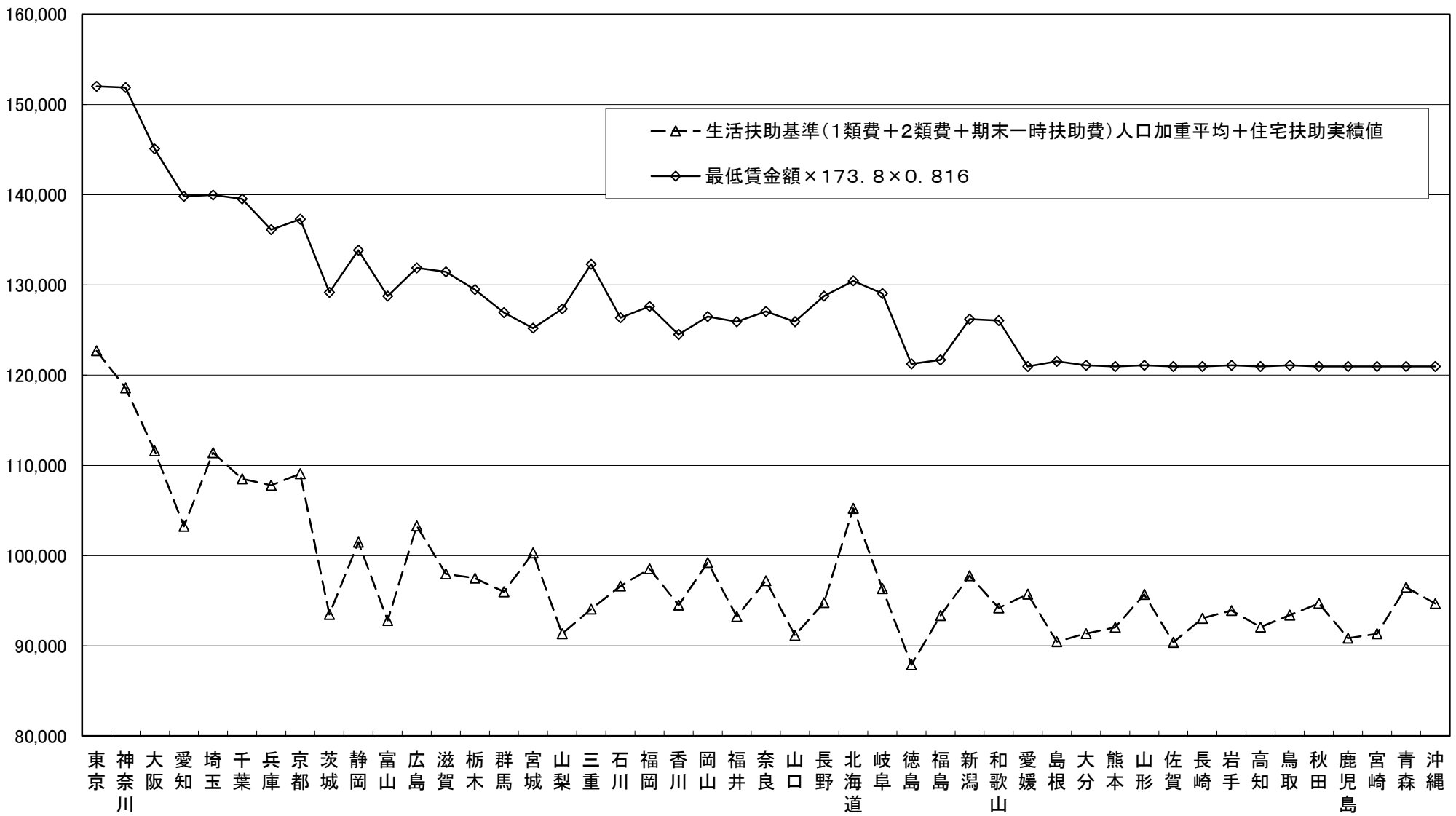
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和3年度のものである。

注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

### 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。  
 注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和3年度データに基づく乖離額 (A)	令和4年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率の変動(0.817→0.816)による影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△147	31	△178	△151	△27	△31	1	0	3
青森	△142	31	△173	△146	△26	△31	1	0	4
岩手	△159	33	△192	△165	△26	△33	1	0	6
宮城	△146	30	△176	△151	△24	△30	1	0	5
秋田	△154	31	△185	△160	△26	△31	1	0	5
山形	△147	32	△179	△154	△25	△32	1	0	7
福島	△170	30	△200	△178	△22	△30	1	0	7
茨城	△220	32	△252	△222	△29	△32	1	0	2
栃木	△195	31	△226	△200	△26	△31	1	0	4
群馬	△188	30	△218	△192	△26	△30	1	0	3
埼玉	△170	31	△201	△167	△34	△31	1	0	△4
千葉	△188	31	△219	△190	△29	△31	1	0	1
東京都	△176	31	△207	△177	△29	△31	1	0	1
神奈川県	△204	31	△235	△206	△29	△31	1	0	1
新潟	△170	31	△201	△175	△25	△31	1	0	5
富山	△222	31	△253	△233	△20	△31	1	0	10
石川	△180	30	△210	△182	△28	△30	1	0	1
福井	△200	30	△230	△207	△23	△30	1	0	6
山梨	△222	32	△254	△229	△25	△32	1	0	6
長野	△209	31	△240	△214	△26	△31	1	0	5
岐阜	△201	30	△231	△202	△28	△30	1	0	1
静岡	△197	31	△228	△199	△29	△31	1	0	1
愛知県	△227	31	△258	△231	△27	△31	1	0	3
三重	△239	31	△270	△244	△25	△31	1	0	5
滋賀	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
京都	△168	31	△199	△170	△29	△31	1	0	2
大阪	△205	31	△236	△207	△29	△31	1	0	1
兵庫県	△168	32	△200	△171	△28	△32	1	0	3
奈良	△180	30	△210	△184	△26	△30	1	0	3
和歌山	△195	30	△225	△198	△26	△30	1	0	3
鳥取	△162	33	△195	△165	△31	△33	1	0	2
島根	△186	33	△219	△190	△30	△33	1	0	3
岡山	△162	30	△192	△167	△26	△30	1	0	4
広島	△171	31	△202	△173	△28	△31	1	0	2
山口	△214	31	△245	△219	△26	△31	1	0	4
徳島	△204	31	△235	△209	△26	△31	1	0	4
香川	△182	30	△212	△190	△22	△30	1	0	7
愛媛	△146	32	△178	△151	△27	△32	1	0	5
高知	△171	33	△204	△175	△29	△33	1	0	3
福岡	△175	30	△205	△179	△26	△30	1	0	3
佐賀	△184	32	△216	△190	△26	△32	1	0	6
長崎	△165	32	△197	△171	△26	△32	1	0	5
熊本	△172	32	△204	△178	△25	△32	1	0	6
大分	△178	32	△210	△182	△28	△32	1	0	3
宮崎	△177	32	△209	△182	△27	△32	1	0	4
鹿児島	△180	32	△212	△186	△27	△32	1	0	5
沖縄	△152	33	△185	△154	△31	△33	1	0	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。  
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

生活保護と最低賃金との比較（令和5年度）

令和3及び4年度の兵庫県の地域別最低賃金を用いた場合のそれぞれを生活保護費と比較したもの

1 兵庫県における生活保護と最低賃金比較（令和3年度のデータを使用）

- A 月間労働時間 173.8時間（法定労働時間）
- B 可処分所得比較 0.816（前年度は0.817）
- C 生活保護費 月額 **107,808**円（小数点第1位四捨五入）
- D 最低賃金(手取額) 月額 131,610円（令和3年度最低賃金額928円×173.8h×0.816）
- E 月額差額 C - D = -23,802円
- F 1時間あたりの差額 E ÷ A ÷ B = -167.83円 -168円（小数点第1位四捨五入）
- G **乖離なし** [-168円 - 32円 = -200円（令和4年度引上げ後）]

2 生活保護費関係

算入扶助体系（人口加重平均）

(a) 1類費及び2類費 + (b) 冬季加算 + (c) 期末一時扶助 + (d) 住宅扶助実績

(a) **74,302.48**円 + (b) **1,095.83**円 + (c) **1,113.43**円 + (d) **31,295.96**円  
 = **107,807.7** **107,808**円(小数点第1位四捨五入)

級地別人口及び級地別住宅扶助基準額

級地の別	人口	1類費及び2類費(月)	冬季加算(月)	期末一時扶助(月)
・1級地の1	3,141,145人	77,050円	1,095.83円	1,180円
・1級地の2	834,096人	73,830円	1,095.83円	1,127円
・2級地の2	382,204人	71,460円	1,095.83円	1,021円
・3級地の1	674,180人	68,430円	1,095.83円	968円
・3級地の2	433,377人	66,940円	1,095.83円	914円
・県合計	5,465,002人			

生活保護費算出方法

・ 1類費及び2類費の人口加重平均額の計算方法

[ 77,050円 × 3,141,145人(1級地の1の人口)  
 + 73,830円 × 834,096人(1級地の2の人口)  
 + 71,460円 × 382,204人(2級地の2の人口)  
 + 68,430円 × 674,180人(3級地の1の人口)  
 + 66,940円 × 433,377人(3級地の2の人口) ] ÷ 5,465,002人(県人口)  
 = (a) **74,302.48**円

上記の計算方法により、冬季加算・期末一時扶助についても級地別基準から人口加重平均額を算出した。

(b) 冬季加算 = **1,095.83**円

(c) 期末一時扶助 = **1,113.43**円

住宅扶助実績値

地別	住宅扶助世帯数(1人)	住宅扶助料
・神戸市	26,466	32,793.4円
・姫路市	5,501	29,110.3円
・西宮市	4,722	33,417.4円
・尼崎市	11,015	34,412.7円
・明石市	3,036	30,536.7円
・兵庫県	11,189	25,071円
兵庫県計	61,929	<b>(d)31,295.96</b> 円

(注)生活扶助基準等は2019年度の数値であり、住宅扶助基準額は2019年度の実績値を使用している。  
 人口資料は「令和2年国勢調査」による。

# 令和5年賃金改定状況調査結果

## < 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
  - (ア) 製造業
  - (イ) 卸売業，小売業
  - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
  - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
  - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
  - (カ) 医療，福祉
  - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

### 3. 調査事業所

- (1) 数 16,489 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

### 4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

### 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

#### (1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

#### (2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

## 6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-0.4	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0			-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7
R4年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.8 %	3.2 %	5.3 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.3 %	3.8 %	7.0 %	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R 4 年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4 %	3.0 %	4.8 %	0.57	1.0 %	3.0 %	7.6 %	1.10	1.2 %	2.3 %	5.0 %	0.83	1.7 %	2.8 %	5.0 %	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R 4 年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = 
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年					
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

## 参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R 4 年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、  
会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定



## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

### 3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

# 令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果

1	最低賃金に関する基礎調査	P 1
2	最低賃金に関する基礎調査の対象産業表～地域別最低賃金対象～	P 4
3	集計結果（母集団数・必要数・標準誤差・集計数）	P 5
4	地域別最低賃金の規模別、地域別の特性値一覧	
	・地域別最低賃金適用全産業	P 6
	・地域別最低賃金適用製造業	P 7
	・地域別最低賃金適用卸小売業	P 8
	・地域別最低賃金適用サービス業的業種	P 9
5	特性値・未満率・影響率とは	P 10
6	地域別最低賃金の特性値等の推移	P 11
7	地域別最低賃金の特性値の地域間格差	P 12
8	総括表	
	・地域別最低賃金適用全産業	
	総括表1（規模別・地域別・年齢別）	P 13
	総括表2（男女別）	P 16
	関係表	P 19
	分布グラフ	P 21
	・地域別最低賃金適用製造業	
	総括表1（規模・地域別・年齢）	P 23
	総括表2（男女別）	P 26
	・地域別最低賃金適用卸小売業	
	総括表1（規模・地域別・年齢）	P 29
	総括表2（男女別）	P 32
	・地域別最低賃金適用サービス業的業種	
	総括表1（規模・地域別・年齢）	P 36
	総括表2（男女別）	P 38



# 最低賃金に関する基礎調査

## I 調査目的

都道府県労働局における最低賃金審議会の最低賃金の決定又は改正のための審議資料に資するため、地域、産業、事業所規模、性、年齢階級、勤続年数、職種別に労働者の賃金分布を把握することによって、特に低賃金労働者の賃金実態を明らかにすることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施するもの。

## II 調査の範囲

### 1 産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、次に掲げる産業とする。

- ア 製造業
- イ 情報通信業のうち新聞業、出版業
- ウ 卸売業、小売業
- エ 学術研究、専門・技術サービス業
- オ 宿泊業、飲食サービス業
- カ 生活関連サービス、娯楽業
- キ 医療、福祉
- ク サービス業（他に分類されないもの）

### 2 事業所

- ア 製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業  
100人未満の常用労働者を雇用する民営事業所
- イ 卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）  
30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所

### 3 労働者

当年6月1日において、2に掲げる事業所に雇用される労働者

### 4 調査事項

次に掲げる事項

#### (1) 事業所に関する事項

- ア 主な生産品の名称又は事業の内容
- イ 法人番号

- ウ 事業所の労働者数
- (2) 労働者に関する事項
  - ア 性
  - イ 就業形態
  - ウ 年齢
  - エ 勤続年数
  - オ 職種又は仕事の内容
  - カ 当年6月分の賃金形態
  - キ 当年6月分の基本給額（見込額）
  - ク 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）
  - ケ 当年6月分の月間所定労働日数
  - コ 当年6月分の1日の所定労働時間数

## 5 兵庫局における調査

兵庫県最低賃金（地域最賃のみで特定最賃が適用されない業種）については、同最賃適用製造業、同最賃適用卸売小売業、同最賃適用サービス業を対象にしている。

特定最賃については、設定されている7件に係る業種を対象にしている。

令和5年度は、兵庫県最賃・特定最賃を合わせて、2,991事業所に調査票を送付している（兵庫県最賃：1,409事業所、特定最賃：1,582事業所）。

集計は、規模別に2又は3分類（製造業1～9人、10人～29人、30人～99人の3つ、卸小売、サービス業関係は1～9人、10人～29人の2つ）、地域別に3分類（阪神、播磨、県北・淡路）している。



# 最低賃金に関する基礎調査の対象産業表

～地域別最低賃金対象～

総計 調査 産業 計	大計 O1 地域最低賃金対象産業	中計	明細			
		O1	年齢、業務による除外労働者	1	産業別最低賃金適用除外労働者	
		O2	地域最賃適用製造業	2	E-製造業	E-製造業から、特定最低賃金適用業種を除いたもの  ※特定最低賃金適用業種 E1644 E22 E25、E26、E27(但しE273、E274、E275、E276は除く) E28、E29(但し心電計製造業を除いたE2973は除く)、E30 E312、E313、E314、E315、E319(但しE3191は除く) E273(但しE2738は除く)
		O3	地域最賃適用卸売小売業	4	I-卸売業、小売業	I-卸売業、小売業から、特定最低賃金適用業種を除いたもの  ※特定最低賃金適用業種 I591(但しI5914(原付を含む)を除く)
	O4	地域最賃適用サービス業等	3	G-情報通信業のうち新聞業(G413)、出版業(G414)	G413、G414	
			5	L-学術研究、専門・技術サービス業	L71、L72、L73、L74、	
			6	M-宿泊業、飲食サービス業	M75、M76、M77	
			7	N-生活関連サービス業、娯楽業	N78、N79、N80	
			8	P-医療、福祉	P83、P84、P85	
			9	R-サービス業(他に分類されないもの)	R88、R89、R90、R91、R92、R93、R94、R95	

## 集計結果

区 分	母集団 労働者数	必要 労働者数	標準誤差 (設計値)	集計 労働者数	標準誤差 (結果)
兵庫県最低賃金	610,718	5,060	0.7%	4770	0.7%

※ 「母集団労働者数」は、利用可能な最新の事業所母集団データベースを基にしている。

「必要労働者数」は、母集団労働者数から、標準誤差率が0.7%となるように、算出したもの。

「集計労働者数」はデータ処理数

「標準誤差」は、無作為標本調査による推計結果値が真の値からどのくらい離れているかの幅を示す数値であり、目標制度の基準は「影響率」とし、推計値の前後にそれぞれ標準誤差の2倍の値をとると、真の値は約95%の確率でこの幅の中にあるといえる。

上記数値は、設計値、結果ともに、影響率50%の場合の数値となっている。



規模・地域別最低賃金の特性値(地域別最低賃金適用全産業)

集計区分		年度	第1・二十分位数			第1・十分位数			第1・四分位数			中位数		
全数		5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 30	△ 3.1 %	1,200	△ 0	△ 0.0 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	970	△ 15	△ 1.6 %	1,200	△ 50	△ 4.3 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	△ 0	△ 0.0 %	955	△ 5	△ 0.5 %	1,150	△ 3	△ 0.3 %
規模別	1~9人	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 11	△ 1.1 %	1,184	▲ 16	▲ 1.3 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	989	△ 39	△ 4.1 %	1,200	△ 100	△ 9.1 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	900	△ 0	△ 0.0 %	950	△ 0	△ 0.0 %	1,100	▲ 28	▲ 2.5 %
	10~29人	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 43	△ 4.5 %	1,200	△ 35	△ 3.0 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	957	△ 2	△ 0.2 %	1,165	△ 40	△ 3.6 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	△ 0	△ 0.0 %	955	△ 0	△ 0.0 %	1,125	▲ 18	▲ 1.6 %
	30~99人	5	960	△ 13	△ 1.4 %	980	△ 23	△ 2.4 %	1,040	▲ 20	▲ 1.9 %	1,317	▲ 34	▲ 2.5 %
		4	947	△ 17	△ 1.8 %	957	▲ 78	▲ 7.5 %	1,060	▲ 180	▲ 14.5 %	1,351	▲ 106	▲ 7.3 %
		3	930	△ 31	△ 3.4 %	1,035	△ 135	△ 15.0 %	1,240	△ 290	△ 30.5 %	1,457	△ 255	△ 21.2 %
地域別	阪神地区(含 明石)	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 24	△ 2.5 %	1,200	▲ 25	▲ 2.0 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	976	△ 9	△ 0.9 %	1,225	△ 89	△ 7.8 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	△ 0	△ 0.0 %	967	▲ 3	▲ 0.3 %	1,136	▲ 40	▲ 3.4 %
	播磨地区(除 明石)	5	960	△ 32	△ 3.4 %	960	△ 30	△ 3.2 %	984	△ 24	△ 2.5 %	1,200	△ 38	△ 3.3 %
		4	928	△ 28	△ 3.1 %	930	△ 30	△ 3.3 %	960	△ 20	△ 2.1 %	1,162	△ 20	△ 1.8 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	△ 0	△ 0.0 %	940	△ 8	△ 0.9 %	1,142	△ 42	△ 3.8 %
	県北・淡路地区	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	996	△ 26	△ 2.7 %	1,190	△ 46	△ 4.0 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	970	▲ 30	▲ 3.0 %	1,144	▲ 99	▲ 8.0 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	900	△ 0	△ 0.0 %	1,000	△ 50	△ 5.3 %	1,243	△ 102	△ 8.9 %

※ 特性値の欄の、上段、中段及び下段はそれぞれ最低賃金に関する基礎調査の令和4年、3年及び2年の数値を示す。  
また、左から金額、前年対比増減金額、対前年増減率を示す。  
なお、各数値で△は前年対比増、▲は前年対比減を示す。

規模・地域別最低賃金の特性値(地域別最低賃金適用製造業)

集計区分		年度	第1・二十分位数			第1・十分位数			第1・四分位数			中位数		
全数		5	960	△ 30	△ 3.2 %	961	△ 11	△ 1.2 %	1,029	△ 19	△ 1.9 %	1,310	▲ 27	▲ 2.0 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	950	△ 20	△ 2.2 %	1,010	▲ 94	▲ 8.5 %	1,337	▲ 69	▲ 4.9 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	930	△ 30	△ 3.3 %	1,104	△ 144	△ 15.0 %	1,406	△ 174	△ 14.1 %
規模別	1~9人	5	960	△ 32	△ 3.4 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 31	△ 3.2 %	1,280	△ 8	△ 0.6 %
		4	928	△ 28	△ 3.1 %	930	△ 30	△ 3.3 %	969	▲ 17	▲ 1.7 %	1,272	△ 22	△ 1.8 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	△ 0	△ 0.0 %	986	△ 29	△ 3.0 %	1,250	△ 0	△ 0.0 %
	10~29人	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 10	△ 1.1 %	1,028	▲ 2	▲ 0.2 %	1,284	▲ 55	▲ 4.1 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	950	△ 17	△ 1.8 %	1,030	△ 10	△ 1.0 %	1,339	△ 9	△ 0.7 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	933	△ 33	△ 3.7 %	1,020	△ 28	△ 2.8 %	1,330	△ 44	△ 3.4 %
	30~99人	5	961	△ 14	△ 1.5 %	982	△ 25	△ 2.6 %	1,050	▲ 10	▲ 0.9 %	1,335	▲ 16	▲ 1.2 %
		4	947	△ 17	△ 1.8 %	957	▲ 78	▲ 7.5 %	1,060	▲ 180	▲ 14.5 %	1,351	▲ 106	▲ 7.3 %
		3	930	△ 31	△ 3.4 %	1,035	△ 135	△ 15.0 %	1,240	△ 290	△ 30.5 %	1,457	△ 255	△ 21.2 %
地域別	阪神地区(含 明石)	5	960	△ 13	△ 1.4 %	998	▲ 2	▲ 0.2 %	1,111	▲ 107	▲ 8.8 %	1,470	▲ 47	▲ 3.1 %
		4	947	△ 14	△ 1.5 %	1,000	△ 15	△ 1.5 %	1,218	▲ 12	▲ 1.0 %	1,517	△ 19	△ 1.3 %
		3	933	△ 33	△ 3.7 %	985	△ 65	△ 7.1 %	1,230	△ 180	△ 17.1 %	1,498	△ 44	△ 3.0 %
	播磨地区(除 明石)	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 10	△ 1.1 %	1,029	△ 59	△ 6.1 %	1,272	△ 24	△ 1.9 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	950	△ 30	△ 3.3 %	970	▲ 82	▲ 7.8 %	1,248	▲ 49	▲ 3.8 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	920	△ 20	△ 2.2 %	1,052	△ 132	△ 14.3 %	1,297	△ 182	△ 16.3 %
	県北・淡路地区	5	960	△ 32	△ 3.4 %	960	△ 30	△ 3.2 %	980	△ 30	△ 3.2 %	1,060	▲ 51	▲ 4.6 %
		4	928	△ 28	△ 3.1 %	930	△ 20	△ 2.2 %	950	▲ 100	▲ 9.5 %	1,111	▲ 388	▲ 25.9 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	910	△ 11	△ 1.2 %	1,050	▲ 100	▲ 10.5 %	1,499	△ 317	△ 26.8 %

※ 特性値の欄の、上段、中段及び下段はそれぞれ最低賃金に関する基礎調査の令和4年、3年及び2年の数値を示す。  
また、左から金額、前年対比増減金額、対前年増減率を示す。  
なお、各数値で△は前年対比増、▲は前年対比減を示す。

規模・地域別最低賃金の特性値(地域別最低賃金適用卸小売業)

集計区分		年度	第1・二十分位数			第1・十分位数			第1・四分位数			中位数		
全数		5	960	△ 32	△ 3.4 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 50	△ 5.3 %	1,214	△ 14	△ 1.2 %
		4	928	△ 28	△ 3.1 %	930	△ 30	△ 3.3 %	950	△ 20	△ 2.2 %	1,200	△ 130	△ 12.1 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	900	△ 0	△ 0.0 %	930	△ 14	△ 1.5 %	1,070	▲ 30	▲ 2.7 %
規模別	1~9人	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 27	△ 2.9 %	1,000	△ 18	△ 1.8 %	1,241	▲ 29	▲ 2.3 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	933	△ 33	△ 3.7 %	982	△ 57	△ 6.2 %	1,270	△ 187	△ 17.3 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	900	△ 0	△ 0.0 %	925	▲ 15	▲ 1.6 %	1,083	▲ 85	▲ 7.3 %
	10~29人	5	960	△ 32	△ 3.4 %	960	△ 30	△ 3.2 %	990	△ 50	△ 5.3 %	1,200	△ 70	△ 6.2 %
		4	928	△ 28	△ 3.1 %	930	△ 30	△ 3.3 %	940	△ 10	△ 1.1 %	1,130	△ 65	△ 6.1 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	900	△ 0	△ 0.0 %	930	△ 22	△ 2.4 %	1,065	▲ 15	▲ 1.4 %
地域別	阪神地区(含 明石)	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 50	△ 5.3 %	1,200	▲ 31	▲ 2.5 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	950	△ 10	△ 1.1 %	1,231	△ 111	△ 9.9 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	900	△ 0	△ 0.0 %	940	△ 20	△ 2.2 %	1,120	△ 3	△ 0.3 %
	播磨地区(除 明石)	5	960	△ 32	△ 3.4 %	960	△ 32	△ 3.4 %	980	△ 32	△ 3.4 %	1,250	△ 111	△ 9.7 %
		4	928	△ 28	△ 3.1 %	928	△ 28	△ 3.1 %	948	△ 36	△ 3.9 %	1,139	△ 148	△ 14.9 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	△ 0	△ 0.0 %	912	△ 7	△ 0.8 %	991	▲ 119	▲ 10.7 %
	県北・淡路 地区	5	960	△ 32	△ 3.4 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 40	△ 4.2 %	1,224	△ 70	△ 6.1 %
		4	928	△ 28	△ 3.1 %	930	△ 30	△ 3.3 %	960	△ 35	△ 3.8 %	1,154	△ 79	△ 7.3 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	△ 0	△ 0.0 %	925	△ 5	△ 0.5 %	1,075	△ 35	△ 3.4 %

※ 特性値の欄の、上段、中段及び下段はそれぞれ最低賃金に関する基礎調査の令和4年、3年及び2年の数値を示す。  
また、左から金額、前年対比増減金額、対前年増減率を示す。  
なお、各数値で△は前年対比増、▲は前年対比減を示す。

規模・地域別最低賃金の特性値(地域別最低賃金適用サービス業的業種)

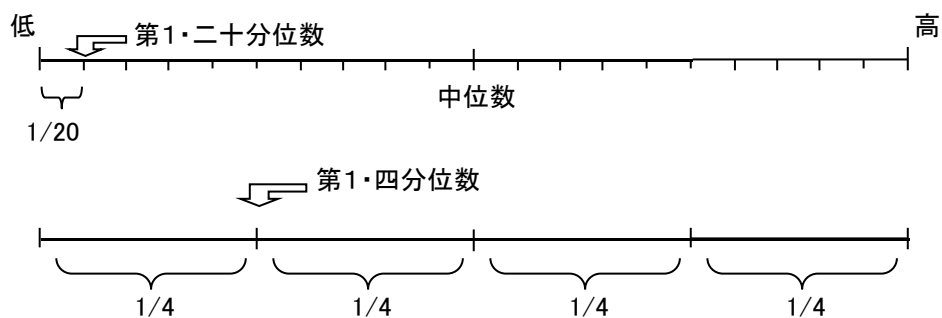
集計区分		年度	第1・二十分位数			第1・十分位数			第1・四分位数			中位数		
全数	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 30	△ 3.1 %	1,150	▲ 5	▲ 0.4 %	
	4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	970	△ 4	△ 0.4 %	1,155	△ 54	△ 4.9 %	
	3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	▲ 10	▲ 1.1 %	966	△ 6	△ 0.6 %	1,101	△ 1	△ 0.1 %	
規模別	1～9人	5	950	△ 20	△ 2.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 10	△ 1.0 %	1,144	▲ 20	▲ 1.7 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	990	△ 39	△ 4.1 %	1,164	△ 70	△ 6.4 %
		3	900	△ 1	△ 0.1 %	900	△ 0	△ 0.0 %	951	△ 1	△ 0.1 %	1,094	△ 4	△ 0.4 %
	10～29人	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 40	△ 4.2 %	1,160	△ 14	△ 1.2 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 25	△ 2.8 %	960	▲ 20	▲ 2.0 %	1,146	△ 32	△ 2.9 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	905	▲ 25	▲ 2.7 %	980	△ 10	△ 1.0 %	1,114	△ 9	△ 0.8 %
地域別	阪神地区(含 明石)	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	△ 30	△ 3.1 %	1,153	▲ 17	▲ 1.5 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	970	△ 0	△ 0.0 %	1,170	△ 70	△ 6.4 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	▲ 10	▲ 1.1 %	970	△ 4	△ 0.4 %	1,100	▲ 5	▲ 0.5 %
	播磨地区(除 明石)	5	960	△ 30	△ 3.2 %	960	△ 30	△ 3.2 %	965	△ 5	△ 0.5 %	1,096	▲ 18	▲ 1.6 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 25	△ 2.8 %	960	△ 10	△ 1.1 %	1,114	△ 7	△ 0.6 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	905	▲ 5	▲ 0.5 %	950	△ 0	△ 0.0 %	1,107	△ 7	△ 0.6 %
	県北・淡路 地区	5	949	△ 19	△ 2.0 %	960	△ 30	△ 3.2 %	1,000	▲ 50	▲ 4.8 %	1,215	△ 35	△ 3.0 %
		4	930	△ 30	△ 3.3 %	930	△ 30	△ 3.3 %	1,050	△ 50	△ 5.0 %	1,180	▲ 65	▲ 5.2 %
		3	900	△ 0	△ 0.0 %	900	▲ 15	▲ 1.6 %	1,000	△ 48	△ 5.0 %	1,245	△ 40	△ 3.3 %

※ 特性値の欄の、上段、中段及び下段はそれぞれ最低賃金に関する基礎調査の令和4年、3年及び2年の数値を示す。  
また、左から金額、前年対比増減金額、対前年増減率を示す。  
なお、各数値で△は前年対比増、▲は前年対比減を示す。

## 特性値・未満率・影響率とは

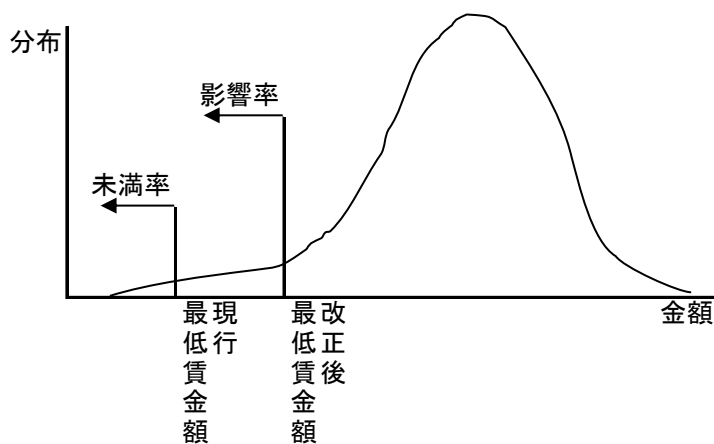
第1・二十分位数、第1・四分位数、中位数とは何か。

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて低い方からみて全体の20分の1の順位に当たる数値を当該分布の第1・二十分位数、同様に2分の1の順位(即ち中央)に当たる数値を当該分布の中位数、4分の1の順位に当たる数値を当該分布の第1・四分位数と呼び、それぞれの分布の特性を示す数値のことである。



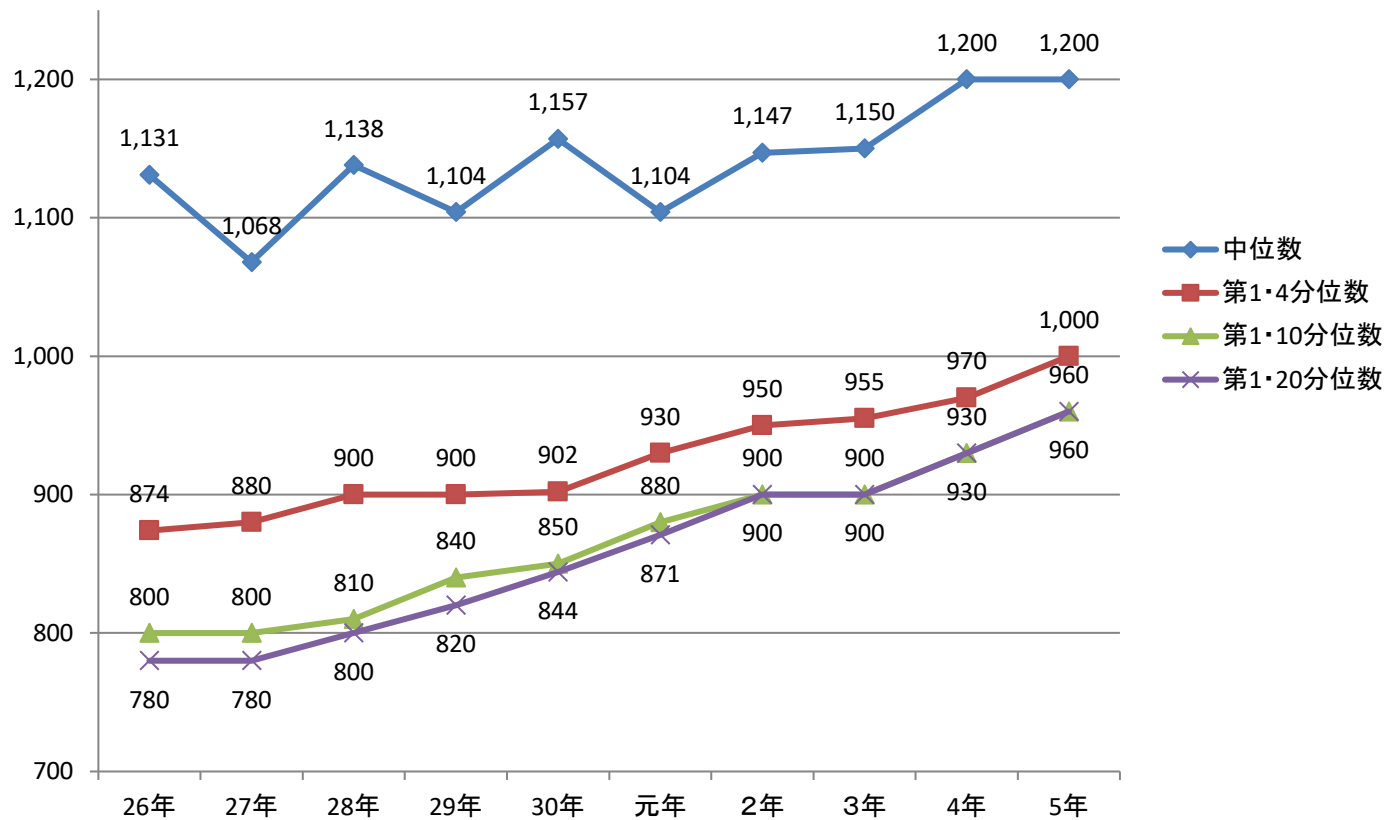
未満率、影響率とは何か。

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者数の割合のことである。

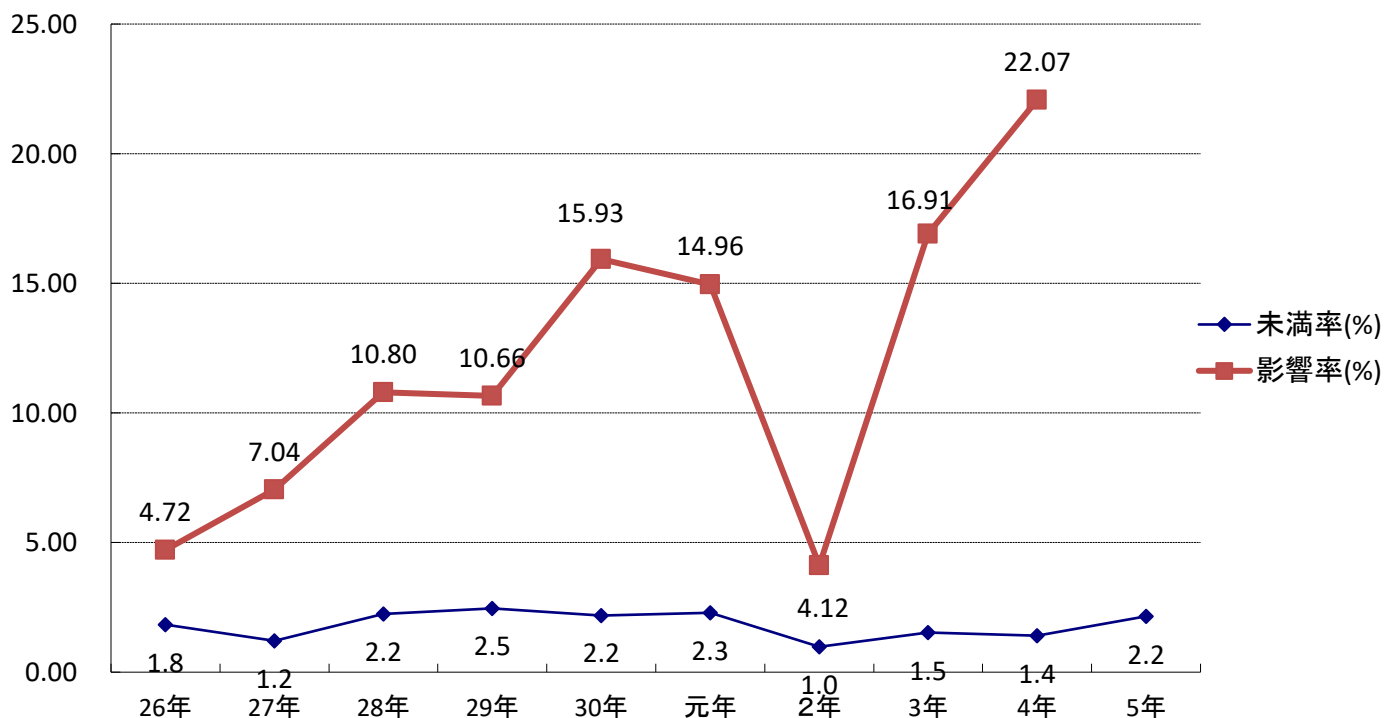


## 地域別最低賃金の特性値等の推移

	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
第1・20分位数	780	780	800	820	844	871	900	900	930	960
第1・10分位数	800	800	810	840	850	880	900	900	930	960
第1・4分位数	874	880	900	900	902	930	950	955	970	1,000
中位数	1,131	1,068	1,138	1,104	1,157	1,104	1,147	1,150	1,200	1,200



	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
未満率(%)	1.8	1.2	2.2	2.5	2.2	2.3	1.0	1.5	1.4	2.2
最賃時間額(円、改正前)	761	776	794	819	844	871	899	900	928	960
最賃時間額(円、改正後)	776	794	819	844	871	899	900	928	960	
引上げ額(円)	15	18	25	25	27	28	1	28	32	
影響率(%)	4.72	7.04	10.80	10.66	15.93	14.96	4.12	16.91	22.07	



## 地域別最低賃金の特性値の地域間格差

地域別最低賃金(円)		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
		749	761	776	794	819	844	871	899	900	928	960	
第1・二十分位数	県全体	750	750	780	780	800	820	844	871	900	900	930	960
	阪神	760	750	780	786	800	820	845	875	900	900	930	960
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	播磨	747	750	770	780	800	819	844	871	900	900	928	960
		98.3	100.0	98.7	99.2	100.0	99.9	99.9	99.5	100.0	100.0	99.8	100.0
	県北・淡路	739	749	763	779	794	819	844	871	899	900	930	960
97.2		99.9	97.8	99.1	99.3	99.9	99.9	99.5	99.9	100.0	100.0	100.0	
第1・十分位数	県全体	780	760	800	800	810	840	850	880	900	900	930	960
	阪神	800	780	800	807	820	850	859	880	900	900	930	960
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	播磨	750	750	800	800	807	825	850	875	900	900	930	960
		93.8	96.2	100.0	99.1	98.4	97.1	99.0	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0
	県北・淡路	750	750	780	800	800	820	850	871	900	900	930	960
93.8		96.2	97.5	99.1	97.6	96.5	99.0	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
第1・四分位数	県全体	842	810	874	880	900	900	902	930	950	955	970	1,000
	阪神	850	830	870	900	900	901	919	950	970	967	976	1,000
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	播磨	820	800	890	850	900	875	900	900	932	940	960	984
		96.5	96.4	102.3	94.4	100.0	97.1	97.9	94.7	96.1	97.2	98.4	98.4
	県北・淡路	800	800	857	850	850	886	903	900	950	1000	970	996
94.1		96.4	98.5	94.4	94.4	98.3	98.3	94.7	97.9	103.4	99.4	99.6	
中位数	県全体	1,034	1,000	1,131	1,068	1,138	1,104	1,157	1,104	1,147	1,150	1,200	1,200
	阪神	1,090	1,000	1,129	1,090	1,136	1,122	1,179	1,136	1,176	1,136	1,225	1,200
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	播磨	975	971	1,150	1,034	1,163	1,096	1,120	1,077	1,100	1,142	1,162	1,200
		89.4	97.1	101.9	94.9	102.4	97.7	95.0	94.8	93.5	100.5	94.9	100.0
	県北・淡路	954	1,000	1,090	1,042	1,051	1,035	1,131	1,095	1,141	1,243	1,144	1,190
87.5		100.0	96.5	95.6	92.5	92.2	95.9	96.4	97.0	109.4	93.4	99.2	

注) 各特性値欄に、県全体及び各地域の値を、また地域ごとに、上段及び下段にそれぞれ特性値及び指数(当該年の阪神地域の特性値を100とする)を示す。

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

05年

総括表（１）

産業：（全て）

就業形態：（全て）

産別適用除外のみ

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	阪神	播磨	県北・淡路		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	605,723	246,087	302,861	56,776	373,644	179,106	52,974		5,761	12,671	392,124	62,875	54,293	78,000
円	12,080	8,230	3,441	409	6,851	3,952	1,276			154	5,999	1,036	1,273	3,618
-	949	(2.0)	(3.3)	(1.1)	(0.7)	(1.8)	(2.2)	(2.4)		(1.2)	(1.5)	(1.6)	(2.3)	(4.6)
950 -	950	12,913	8,919	3,585	409	7,369	4,268	1,276		154	6,671	1,036	1,427	3,625
		(2.1)	(3.6)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.6)
951 -	951	12,913	8,919	3,585	409	7,369	4,268	1,276		154	6,671	1,036	1,427	3,625
		(2.1)	(3.6)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.6)
952 -	952	12,913	8,919	3,585	409	7,369	4,268	1,276		154	6,671	1,036	1,427	3,625
		(2.1)	(3.6)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.6)
953 -	953	12,913	8,919	3,585	409	7,369	4,268	1,276		154	6,671	1,036	1,427	3,625
		(2.1)	(3.6)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.6)
954 -	954	13,029	9,035	3,585	409	7,484	4,268	1,276		154	6,786	1,036	1,427	3,625
		(2.2)	(3.7)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.6)
955 -	955	13,029	9,035	3,585	409	7,484	4,268	1,276		154	6,786	1,036	1,427	3,625
		(2.2)	(3.7)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.6)
956 -	956	13,034	9,035	3,587	412	7,487	4,268	1,279		154	6,786	1,036	1,427	3,631
		(2.2)	(3.7)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.7)
957 -	957	13,034	9,035	3,587	412	7,487	4,268	1,279		154	6,786	1,036	1,427	3,631
		(2.2)	(3.7)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.7)
958 -	958	13,034	9,035	3,587	412	7,487	4,268	1,279		154	6,786	1,036	1,427	3,631
		(2.2)	(3.7)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.7)
959 -	959	13,034	9,035	3,587	412	7,487	4,268	1,279		154	6,786	1,036	1,427	3,631
		(2.2)	(3.7)	(1.2)	(0.7)	(2.0)	(2.4)	(2.4)		(1.2)	(1.7)	(1.6)	(2.6)	(4.7)
960 -	960	84,331	38,982	42,254	3,094	43,181	33,465	7,684	3,678	5,055	43,220	7,312	7,851	17,214
		(13.9)	(15.8)	(14.0)	(5.4)	(11.6)	(18.7)	(14.5)	(63.8)	(39.9)	(11.0)	(11.6)	(14.5)	(22.1)
961 -	961	85,790	39,901	42,272	3,617	43,478	34,628	7,684	3,678	5,055	43,895	7,399	8,029	17,733
		(14.2)	(16.2)	(14.0)	(6.4)	(11.6)	(19.3)	(14.5)	(63.8)	(39.9)	(11.2)	(11.8)	(14.8)	(22.7)
962 -	962	85,790	39,901	42,272	3,617	43,478	34,628	7,684	3,678	5,055	43,895	7,399	8,029	17,733
		(14.2)	(16.2)	(14.0)	(6.4)	(11.6)	(19.3)	(14.5)	(63.8)	(39.9)	(11.2)	(11.8)	(14.8)	(22.7)
963 -	963	85,926	40,036	42,274	3,617	43,613	34,628	7,686	3,678	5,055	44,030	7,399	8,029	17,735
		(14.2)	(16.3)	(14.0)	(6.4)	(11.7)	(19.3)	(14.5)	(63.8)	(39.9)	(11.2)	(11.8)	(14.8)	(22.7)
964 -	964	85,938	40,036	42,274	3,628	43,613	34,639	7,686	3,678	5,055	44,030	7,399	8,029	17,747
		(14.2)	(16.3)	(14.0)	(6.4)	(11.7)	(19.3)	(14.5)	(63.8)	(39.9)	(11.2)	(11.8)	(14.8)	(22.8)
965 -	965	89,718	40,620	45,457	3,640	45,010	36,938	7,770	3,797	5,055	46,214	7,399	8,448	18,805
		(14.8)	(16.5)	(15.0)	(6.4)	(12.0)	(20.6)	(14.7)	(65.9)	(39.9)	(11.8)	(11.8)	(15.6)	(24.1)
966 -	966	89,818	40,721	45,457	3,640	45,010	37,038	7,770	3,797	5,055	46,314	7,399	8,448	18,805
		(14.8)	(16.5)	(15.0)	(6.4)	(12.0)	(20.7)	(14.7)	(65.9)	(39.9)	(11.8)	(11.8)	(15.6)	(24.1)
967 -	967	89,821	40,721	45,457	3,643	45,012	37,038	7,770	3,797	5,055	46,314	7,399	8,448	18,807
		(14.8)	(16.5)	(15.0)	(6.4)	(12.0)	(20.7)	(14.7)	(65.9)	(39.9)	(11.8)	(11.8)	(15.6)	(24.1)
968 -	968	90,000	40,721	45,635	3,644	45,018	37,212	7,770	3,797	5,055	46,492	7,401	8,448	18,807
		(14.9)	(16.5)	(15.1)	(6.4)	(12.0)	(20.8)	(14.7)	(65.9)	(39.9)	(11.9)	(11.8)	(15.6)	(24.1)
969 -	969	90,315	40,721	45,652	3,942	45,031	37,215	8,068	3,797	5,055	46,492	7,401	8,448	19,122
		(14.9)	(16.5)	(15.1)	(6.9)	(12.1)	(20.8)	(15.2)	(65.9)	(39.9)	(11.9)	(11.8)	(15.6)	(24.5)
970 -	970	101,238	44,937	51,077	5,224	51,412	40,027	9,799	3,797	5,055	52,181	8,799	10,038	21,367
		(16.7)	(18.3)	(16.9)	(9.2)	(13.8)	(22.3)	(18.5)	(65.9)	(39.9)	(13.3)	(14.0)	(18.5)	(27.4)
971 -	971	101,239	44,937	51,078	5,224	51,412	40,028	9,799	3,797	5,055	52,181	8,799	10,038	21,369
		(16.7)	(18.3)	(16.9)	(9.2)	(13.8)	(22.3)	(18.5)	(65.9)	(39.9)	(13.3)	(14.0)	(18.5)	(27.4)
972 -	972	101,243	44,937	51,078	5,228	51,415	40,028	9,799	3,797	5,055	52,181	8,799	10,038	21,372
		(16.7)	(18.3)	(16.9)	(9.2)	(13.8)	(22.3)	(18.5)	(65.9)	(39.9)	(13.3)	(14.0)	(18.5)	(27.4)
973 -	973	101,493	45,037	51,079	5,377	51,415	40,129	9,948	3,797	5,055	52,431	8,799	10,038	21,372
		(16.8)	(18.3)	(16.9)	(9.5)	(13.8)	(22.4)	(18.8)	(65.9)	(39.9)	(13.4)	(14.0)	(18.5)	(27.4)
974 -	974	101,643	45,037	51,230	5,377	51,415	40,280	9,948	3,797	5,055	52,431	8,799	10,189	21,372
		(16.8)	(18.3)	(16.9)	(9.5)	(13.8)	(22.5)	(18.8)	(65.9)	(39.9)	(13.4)	(14.0)	(18.8)	(27.4)



975 - 975	103,341 (17.1)	45,666 (18.6)	52,219 (17.2)	5,456 (9.6)	52,561 (14.1)	40,832 (22.8)	9,948 (18.8)		3,930 (68.2)	5,055 (39.9)	53,235 (13.6)	9,088 (14.5)	10,189 (18.8)	21,845 (28.0)
976 - 976	103,341 (17.1)	45,666 (18.6)	52,219 (17.2)	5,456 (9.6)	52,561 (14.1)	40,832 (22.8)	9,948 (18.8)		3,930 (68.2)	5,055 (39.9)	53,235 (13.6)	9,088 (14.5)	10,189 (18.8)	21,845 (28.0)
977 - 977	103,630 (17.1)	45,666 (18.6)	52,508 (17.3)	5,456 (9.6)	52,849 (14.1)	40,832 (22.8)	9,948 (18.8)		3,930 (68.2)	5,055 (39.9)	53,523 (13.6)	9,088 (14.5)	10,189 (18.8)	21,845 (28.0)
978 - 978	103,744 (17.1)	45,722 (18.6)	52,563 (17.4)	5,458 (9.6)	52,849 (14.1)	40,888 (22.8)	10,006 (18.9)		3,930 (68.2)	5,055 (39.9)	53,580 (13.7)	9,088 (14.5)	10,189 (18.8)	21,902 (28.1)
979	103,831 (17.1)	45,722 (18.6)	52,563 (17.4)	5,545 (9.8)	52,849 (14.1)	40,975 (22.9)	10,006 (18.9)		3,930 (68.2)	5,055 (39.9)	53,667 (13.7)	9,088 (14.5)	10,189 (18.8)	21,902 (28.1)
980	113,510 (18.7)	49,582 (20.1)	57,926 (19.1)	6,002 (10.6)	58,142 (15.6)	44,414 (24.8)	10,953 (20.7)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	60,063 (15.3)	10,228 (16.3)	11,144 (20.5)	22,802 (29.2)
981	113,616 (18.8)	49,673 (20.2)	57,926 (19.1)	6,017 (10.6)	58,157 (15.6)	44,506 (24.8)	10,953 (20.7)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	60,169 (15.3)	10,228 (16.3)	11,144 (20.5)	22,802 (29.2)
982	115,408 (19.1)	50,351 (20.5)	58,648 (19.4)	6,409 (11.3)	59,360 (15.9)	44,693 (25.0)	11,355 (21.4)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	61,130 (15.6)	10,228 (16.3)	11,144 (20.5)	23,633 (30.3)
983	115,549 (19.1)	50,492 (20.5)	58,648 (19.4)	6,409 (11.3)	59,500 (15.9)	44,693 (25.0)	11,355 (21.4)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	61,271 (15.6)	10,228 (16.3)	11,144 (20.5)	23,633 (30.3)
984	115,919 (19.1)	50,862 (20.7)	58,648 (19.4)	6,409 (11.3)	59,635 (16.0)	44,848 (25.0)	11,436 (21.6)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	61,406 (15.7)	10,228 (16.3)	11,144 (20.5)	23,868 (30.6)
985	116,993 (19.3)	51,496 (20.9)	59,087 (19.5)	6,409 (11.3)	60,452 (16.2)	45,024 (25.1)	11,517 (21.7)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	62,032 (15.8)	10,399 (16.5)	11,259 (20.7)	24,028 (30.8)
986	117,608 (19.4)	51,754 (21.0)	59,443 (19.6)	6,411 (11.3)	60,709 (16.2)	45,197 (25.2)	11,702 (22.1)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	62,646 (16.0)	10,399 (16.5)	11,261 (20.7)	24,028 (30.8)
987	118,467 (19.6)	52,195 (21.2)	59,617 (19.7)	6,655 (11.7)	61,389 (16.4)	45,376 (25.3)	11,702 (22.1)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	63,187 (16.1)	10,558 (16.8)	11,261 (20.7)	24,187 (31.0)
988	118,603 (19.6)	52,251 (21.2)	59,696 (19.7)	6,655 (11.7)	61,389 (16.4)	45,512 (25.4)	11,702 (22.1)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	63,323 (16.1)	10,558 (16.8)	11,261 (20.7)	24,187 (31.0)
989	119,178 (19.7)	52,392 (21.3)	59,696 (19.7)	7,090 (12.5)	61,529 (16.5)	45,948 (25.7)	11,702 (22.1)		3,930 (68.2)	5,344 (42.2)	63,584 (16.2)	10,732 (17.1)	11,401 (21.0)	24,187 (31.0)
990	124,941 (20.6)	54,521 (22.2)	62,555 (20.7)	7,865 (13.9)	65,380 (17.5)	47,612 (26.6)	11,948 (22.6)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	67,466 (17.2)	11,187 (17.8)	12,139 (22.4)	24,605 (31.5)
991	125,673 (20.7)	54,756 (22.3)	62,823 (20.7)	8,093 (14.3)	65,595 (17.6)	47,798 (26.7)	12,279 (23.2)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	67,948 (17.3)	11,336 (18.0)	12,139 (22.4)	24,705 (31.7)
992	126,393 (20.9)	54,939 (22.3)	63,212 (20.9)	8,242 (14.5)	65,883 (17.6)	48,081 (26.8)	12,428 (23.5)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	68,669 (17.5)	11,336 (18.0)	12,139 (22.4)	24,705 (31.7)
993	126,533 (20.9)	55,080 (22.4)	63,212 (20.9)	8,242 (14.5)	66,024 (17.7)	48,081 (26.8)	12,428 (23.5)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	68,669 (17.5)	11,336 (18.0)	12,280 (22.6)	24,705 (31.7)
994	126,736 (20.9)	55,195 (22.4)	63,212 (20.9)	8,329 (14.7)	66,139 (17.7)	48,169 (26.9)	12,428 (23.5)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	68,784 (17.5)	11,336 (18.0)	12,367 (22.8)	24,705 (31.7)
995	127,143 (21.0)	55,310 (22.5)	63,504 (21.0)	8,329 (14.7)	66,546 (17.8)	48,169 (26.9)	12,428 (23.5)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	69,188 (17.6)	11,336 (18.0)	12,367 (22.8)	24,708 (31.7)
996	128,440 (21.2)	55,310 (22.5)	63,906 (21.1)	9,223 (16.2)	66,546 (17.8)	48,515 (27.1)	13,378 (25.3)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	69,740 (17.8)	11,634 (18.5)	12,814 (23.6)	24,708 (31.7)
997	128,799 (21.3)	55,310 (22.5)	64,265 (21.2)	9,223 (16.2)	66,905 (17.9)	48,515 (27.1)	13,378 (25.3)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	69,919 (17.8)	11,814 (18.8)	12,814 (23.6)	24,708 (31.7)
998	129,189 (21.3)	55,521 (22.6)	64,445 (21.3)	9,223 (16.2)	67,085 (18.0)	48,572 (27.1)	13,532 (25.5)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	69,976 (17.8)	11,993 (19.1)	12,814 (23.6)	24,862 (31.9)
999	129,329 (21.4)	55,661 (22.6)	64,445 (21.3)	9,223 (16.2)	67,225 (18.0)	48,572 (27.1)	13,532 (25.5)		3,930 (68.2)	5,614 (44.3)	69,976 (17.8)	11,993 (19.1)	12,814 (23.6)	25,002 (32.1)
1000	171,518 (28.3)	76,988 (31.3)	82,948 (27.4)	11,582 (20.4)	96,128 (25.7)	59,470 (33.2)	15,920 (30.1)		4,320 (75.0)	9,267 (73.1)	94,057 (24.0)	16,515 (26.3)	16,456 (30.3)	30,903 (39.6)
1001	171,920 (28.4)	77,246 (31.4)	83,092 (27.4)	11,582 (20.4)	96,272 (25.8)	59,470 (33.2)	16,178 (30.5)		4,320 (75.0)	9,411 (74.3)	94,161 (24.0)	16,515 (26.3)	16,610 (30.6)	30,903 (39.6)
1002	172,203 (28.4)	77,408 (31.5)	83,210 (27.5)	11,585 (20.4)	96,447 (25.8)	59,570 (33.3)	16,186 (30.6)		4,320 (75.0)	9,411 (74.3)	94,261 (24.0)	16,515 (26.3)	16,610 (30.6)	31,085 (39.9)
1003	172,203 (28.4)	77,408 (31.5)	83,210 (27.5)	11,585 (20.4)	96,447 (25.8)	59,570 (33.3)	16,186 (30.6)		4,320 (75.0)	9,411 (74.3)	94,261 (24.0)	16,515 (26.3)	16,610 (30.6)	31,085 (39.9)

1004	1004	172,203 (28.4)	77,408 (31.5)	83,210 (27.5)	11,585 (20.4)	96,447 (25.8)	59,570 (33.3)	16,186 (30.6)		4,320 (75.0)	9,411 (74.3)	94,261 (24.0)	16,515 (26.3)	16,610 (30.6)	31,085 (39.9)
1005	1005	173,116 (28.6)	77,540 (31.5)	83,990 (27.7)	11,585 (20.4)	96,880 (25.9)	60,050 (33.5)	16,186 (30.6)		4,320 (75.0)	9,758 (77.0)	94,827 (24.2)	16,515 (26.3)	16,610 (30.6)	31,085 (39.9)
1006	1006	173,246 (28.6)	77,540 (31.5)	84,121 (27.8)	11,585 (20.4)	96,999 (26.0)	60,061 (33.5)	16,186 (30.6)		4,320 (75.0)	9,758 (77.0)	94,827 (24.2)	16,515 (26.3)	16,610 (30.6)	31,216 (40.0)
1007	1007	174,082 (28.7)	77,785 (31.6)	84,265 (27.8)	12,032 (21.2)	97,296 (26.0)	60,153 (33.6)	16,633 (31.4)		4,320 (75.0)	9,758 (77.0)	95,360 (24.3)	16,515 (26.3)	16,759 (30.9)	31,369 (40.2)
1008	1008	174,814 (28.9)	77,785 (31.6)	84,910 (28.0)	12,119 (21.3)	97,941 (26.2)	60,240 (33.6)	16,633 (31.4)		4,320 (75.0)	9,758 (77.0)	95,447 (24.3)	17,160 (27.3)	16,759 (30.9)	31,369 (40.2)
1009	1009	174,814 (28.9)	77,785 (31.6)	84,910 (28.0)	12,119 (21.3)	97,941 (26.2)	60,240 (33.6)	16,633 (31.4)		4,320 (75.0)	9,758 (77.0)	95,447 (24.3)	17,160 (27.3)	16,759 (30.9)	31,369 (40.2)
1010	1010	179,362 (29.6)	79,172 (32.2)	87,866 (29.0)	12,324 (21.7)	100,765 (27.0)	61,910 (34.6)	16,687 (31.5)		4,320 (75.0)	9,758 (77.0)	99,162 (25.3)	17,391 (27.7)	16,929 (31.2)	31,802 (40.8)
1011	1019	183,971 (30.4)	81,503 (33.1)	89,981 (29.7)	12,487 (22.0)	104,836 (28.1)	62,447 (34.9)	16,688 (31.5)		4,320 (75.0)	9,902 (78.1)	102,220 (26.1)	18,089 (28.8)	17,133 (31.6)	32,306 (41.4)
1020	1029	193,407 (31.9)	85,568 (34.8)	94,517 (31.2)	13,323 (23.5)	110,694 (29.6)	64,755 (36.2)	17,959 (33.9)		4,323 (75.0)	9,902 (78.1)	109,080 (27.8)	19,323 (30.7)	17,915 (33.0)	32,864 (42.1)
1030	1039	200,564 (33.1)	87,689 (35.6)	98,747 (32.6)	14,129 (24.9)	115,212 (30.8)	66,828 (37.3)	18,524 (35.0)		4,323 (75.0)	10,047 (79.3)	113,238 (28.9)	20,143 (32.0)	18,663 (34.4)	34,151 (43.8)
1040	1049	206,477 (34.1)	89,832 (36.5)	102,254 (33.8)	14,391 (25.3)	118,864 (31.8)	68,648 (38.3)	18,965 (35.8)		4,323 (75.0)	10,047 (79.3)	116,582 (29.7)	21,245 (33.8)	19,557 (36.0)	34,723 (44.5)
1050	1059	221,704 (36.6)	96,324 (39.1)	109,771 (36.2)	15,609 (27.5)	130,105 (34.8)	71,758 (40.1)	19,842 (37.5)		4,968 (86.2)	10,285 (81.2)	126,449 (32.2)	22,964 (36.5)	20,046 (36.9)	36,992 (47.4)
1060	1069	226,964 (37.5)	98,055 (39.8)	112,304 (37.1)	16,605 (29.2)	133,080 (35.6)	73,322 (40.9)	20,561 (38.8)		4,968 (86.2)	10,365 (81.8)	128,678 (32.8)	23,698 (37.7)	20,573 (37.9)	38,681 (49.6)
1070	1079	232,812 (38.4)	101,323 (41.2)	114,455 (37.8)	17,033 (30.0)	136,625 (36.6)	75,302 (42.0)	20,885 (39.4)		4,968 (86.2)	10,365 (81.8)	132,650 (33.8)	24,287 (38.6)	21,174 (39.0)	39,368 (50.5)
1080	1089	237,078 (39.1)	103,301 (42.0)	116,061 (38.3)	17,716 (31.2)	139,158 (37.2)	76,792 (42.9)	21,128 (39.9)		4,968 (86.2)	10,370 (81.8)	135,440 (34.5)	24,638 (39.2)	21,763 (40.1)	39,899 (51.2)
1090	1099	240,299 (39.7)	104,391 (42.4)	117,854 (38.9)	18,054 (31.8)	141,213 (37.8)	77,773 (43.4)	21,313 (40.2)		4,968 (86.2)	10,370 (81.8)	137,370 (35.0)	25,263 (40.2)	21,963 (40.5)	40,365 (51.8)
1100	1199	299,747 (49.5)	124,993 (50.8)	151,074 (49.9)	23,680 (41.7)	182,630 (48.9)	89,451 (49.9)	27,665 (52.2)		5,757 (99.9)	11,807 (93.2)	176,637 (45.0)	29,994 (47.7)	27,802 (51.2)	47,749 (61.2)
1200	1299	347,564 (57.4)	145,186 (59.0)	174,961 (57.8)	27,417 (48.3)	210,196 (56.3)	105,048 (58.7)	32,320 (61.0)		5,757 (99.9)	12,552 (99.1)	211,141 (53.8)	33,307 (53.0)	31,771 (58.5)	53,036 (68.0)
1300	1399	391,226 (64.6)	160,873 (65.4)	199,331 (65.8)	31,022 (54.6)	237,030 (63.4)	118,926 (66.4)	35,270 (66.6)		5,757 (99.9)	12,671 (100.0)	243,995 (62.2)	37,614 (59.8)	34,396 (63.4)	56,792 (72.8)
1400	1499	415,904 (68.7)	170,730 (69.4)	210,430 (69.5)	34,745 (61.2)	251,727 (67.4)	127,085 (71.0)	37,092 (70.0)		5,757 (99.9)		261,751 (66.8)	40,527 (64.5)	35,581 (65.5)	59,617 (76.4)
1500		605,723 (100.0)	246,087 (100.0)	302,861 (100.0)	56,776 (100.0)	373,644 (100.0)	179,106 (100.0)	52,974 (100.0)		5,761 (100.0)		392,124 (100.0)	62,875 (100.0)	54,293 (100.0)	78,000 (100.0)
月平均賃金額		182,610	174,074	179,280	237,371	179,962	185,701	190,836		52,940	52,672	196,178	202,578	172,537	136,001
時間当平均賃金額		1,414	1,409	1,406	1,483	1,444	1,355	1,401		994	1,015	1,435	1,512	1,443	1,306
月一人当たり労働時間数		123	119	120	156	117	131	135		53	51	131	125	117	104
第1・20分位数		960	960	960	960	960	960	960		960	960	960	960	960	960
第1・10分位数		960	960	960	980	960	960	960		960	960	960	960	960	960
第1・4分位数		1,000	1,000	1,000	1,040	1,000	984	996		960	960	1,010	1,000	1,000	970
中位数		1,200	1,184	1,200	1,317	1,200	1,200	1,190		960	1,000	1,250	1,238	1,164	1,070
四分位偏差係数		0.2504	0.2536	0.2457	0.2586	0.2679	0.2390	0.2392		0.0339	0.0226	0.2501	0.3204	0.2823	0.2186

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表（２）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）

05年

総括表（２）

産業：（全て）

就業形態：（全て）

産別適用除外のみ

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	605,723	234,233	2,953	4,067	153,217	19,818	17,901	36,276	371,490	2,808	8,604	238,907	43,057	36,391	41,724
円	12,080	5,032			3,023	334	135	1,540	7,048		154	2,976	702	1,138	2,078
-	949	(2.0)	(2.1)		(2.0)	(1.7)	(0.8)	(4.2)	(1.9)		(1.8)	(1.2)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
950 - 950	12,913	5,485			3,322	334	289	1,540	7,428		154	3,349	702	1,138	2,085
	(2.1)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.2)	(2.0)		(1.8)	(1.4)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
951 - 951	12,913	5,485			3,322	334	289	1,540	7,428		154	3,349	702	1,138	2,085
	(2.1)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.2)	(2.0)		(1.8)	(1.4)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
952 - 952	12,913	5,485			3,322	334	289	1,540	7,428		154	3,349	702	1,138	2,085
	(2.1)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.2)	(2.0)		(1.8)	(1.4)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
953 - 953	12,913	5,485			3,322	334	289	1,540	7,428		154	3,349	702	1,138	2,085
	(2.1)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.2)	(2.0)		(1.8)	(1.4)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
954 - 954	13,029	5,485			3,322	334	289	1,540	7,544		154	3,464	702	1,138	2,085
	(2.2)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.2)	(2.0)		(1.8)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
955 - 955	13,029	5,485			3,322	334	289	1,540	7,544		154	3,464	702	1,138	2,085
	(2.2)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.2)	(2.0)		(1.8)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
956 - 956	13,034	5,487			3,322	334	289	1,542	7,547		154	3,464	702	1,138	2,089
	(2.2)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.3)	(2.0)		(1.8)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
957 - 957	13,034	5,487			3,322	334	289	1,542	7,547		154	3,464	702	1,138	2,089
	(2.2)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.3)	(2.0)		(1.8)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
958 - 958	13,034	5,487			3,322	334	289	1,542	7,547		154	3,464	702	1,138	2,089
	(2.2)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.3)	(2.0)		(1.8)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
959 - 959	13,034	5,487			3,322	334	289	1,542	7,547		154	3,464	702	1,138	2,089
	(2.2)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(1.6)	(4.3)	(2.0)		(1.8)	(1.5)	(1.6)	(3.1)	(5.0)
960 - 960	84,331	21,788	1,767	936	11,185	845	1,061	5,995	62,542	1,911	4,119	32,036	6,467	6,790	11,219
	(13.9)	(9.3)	(59.8)	(23.0)	(7.3)	(4.3)	(5.9)	(16.5)	(16.8)	(68.0)	(47.9)	(13.4)	(15.0)	(18.7)	(26.9)
961 - 961	85,790	22,268	1,767	936	11,320	845	1,061	6,340	63,522	1,911	4,119	32,575	6,554	6,969	11,393
	(14.2)	(9.5)	(59.8)	(23.0)	(7.4)	(4.3)	(5.9)	(17.5)	(17.1)	(68.0)	(47.9)	(13.6)	(15.2)	(19.1)	(27.3)
962 - 962	85,790	22,268	1,767	936	11,320	845	1,061	6,340	63,522	1,911	4,119	32,575	6,554	6,969	11,393
	(14.2)	(9.5)	(59.8)	(23.0)	(7.4)	(4.3)	(5.9)	(17.5)	(17.1)	(68.0)	(47.9)	(13.6)	(15.2)	(19.1)	(27.3)
963 - 963	85,926	22,270	1,767	936	11,320	845	1,061	6,342	63,657	1,911	4,119	32,710	6,554	6,969	11,393
	(14.2)	(9.5)	(59.8)	(23.0)	(7.4)	(4.3)	(5.9)	(17.5)	(17.1)	(68.0)	(47.9)	(13.7)	(15.2)	(19.1)	(27.3)
964 - 964	85,938	22,270	1,767	936	11,320	845	1,061	6,342	63,668	1,911	4,119	32,710	6,554	6,969	11,405
	(14.2)	(9.5)	(59.8)	(23.0)	(7.4)	(4.3)	(5.9)	(17.5)	(17.1)	(68.0)	(47.9)	(13.7)	(15.2)	(19.1)	(27.3)
965 - 965	89,718	22,710	1,767	936	11,637	845	1,180	6,345	67,008	2,030	4,119	34,577	6,554	7,268	12,460
	(14.8)	(9.7)	(59.8)	(23.0)	(7.6)	(4.3)	(6.6)	(17.5)	(18.0)	(72.3)	(47.9)	(14.5)	(15.2)	(20.0)	(29.9)
966 - 966	89,818	22,710	1,767	936	11,637	845	1,180	6,345	67,109	2,030	4,119	34,677	6,554	7,268	12,460
	(14.8)	(9.7)	(59.8)	(23.0)	(7.6)	(4.3)	(6.6)	(17.5)	(18.1)	(72.3)	(47.9)	(14.5)	(15.2)	(20.0)	(29.9)
967 - 967	89,821	22,712	1,767	936	11,637	845	1,180	6,347	67,109	2,030	4,119	34,677	6,554	7,268	12,460
	(14.8)	(9.7)	(59.8)	(23.0)	(7.6)	(4.3)	(6.6)	(17.5)	(18.1)	(72.3)	(47.9)	(14.5)	(15.2)	(20.0)	(29.9)
968 - 968	90,000	22,885	1,767	936	11,811	845	1,180	6,347	67,115	2,030	4,119	34,681	6,556	7,268	12,460
	(14.9)	(9.8)	(59.8)	(23.0)	(7.7)	(4.3)	(6.6)	(17.5)	(18.1)	(72.3)	(47.9)	(14.5)	(15.2)	(20.0)	(29.9)
969 - 969	90,315	23,051	1,767	936	11,811	845	1,180	6,513	67,264	2,030	4,119	34,681	6,556	7,268	12,609
	(14.9)	(9.8)	(59.8)	(23.0)	(7.7)	(4.3)	(6.6)	(18.0)	(18.1)	(72.3)	(47.9)	(14.5)	(15.2)	(20.0)	(30.2)
970 - 970	101,238	23,923	1,767	936	12,035	845	1,180	7,160	77,315	2,030	4,119	40,146	7,954	8,858	14,207
	(16.7)	(10.2)	(59.8)	(23.0)	(7.9)	(4.3)	(6.6)	(19.7)	(20.8)	(72.3)	(47.9)	(16.8)	(18.5)	(24.3)	(34.0)
971 - 971	101,239	23,923	1,767	936	12,035	845	1,180	7,160	77,316	2,030	4,119	40,146	7,954	8,858	14,208
	(16.7)	(10.2)	(59.8)	(23.0)	(7.9)	(4.3)	(6.6)	(19.7)	(20.8)	(72.3)	(47.9)	(16.8)	(18.5)	(24.3)	(34.1)
972 - 972	101,243	23,923	1,767	936	12,035	845	1,180	7,160	77,320	2,030	4,119	40,146	7,954	8,858	14,212
	(16.7)	(10.2)	(59.8)	(23.0)	(7.9)	(4.3)	(6.6)	(19.7)	(20.8)	(72.3)	(47.9)	(16.8)	(18.5)	(24.3)	(34.1)
973 - 973	101,493	24,072	1,767	936	12,184	845	1,180	7,160	77,421	2,030	4,119	40,247	7,954	8,858	14,212
	(16.8)	(10.3)	(59.8)	(23.0)	(8.0)	(4.3)	(6.6)	(19.7)	(20.8)	(72.3)	(47.9)	(16.8)	(18.5)	(24.3)	(34.1)
974 - 974	101,643	24,072	1,767	936	12,184	845	1,180	7,160	77,571	2,030	4,119	40,247	7,954	9,009	14,212
	(16.8)	(10.3)	(59.8)	(23.0)	(8.0)	(4.3)	(6.6)	(19.7)	(20.9)	(72.3)	(47.9)	(16.8)	(18.5)	(24.8)	(34.1)

975	-	975	103,341 (17.1)	24,245 (10.4)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,357 (8.1)	845 (4.3)	1,180 (6.6)	7,160 (19.7)	79,096 (21.3)	2,163 (77.0)	4,119 (47.9)	40,878 (17.1)	8,242 (19.1)	9,009 (24.8)	14,684 (35.2)
976	-	976	103,341 (17.1)	24,245 (10.4)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,357 (8.1)	845 (4.3)	1,180 (6.6)	7,160 (19.7)	79,096 (21.3)	2,163 (77.0)	4,119 (47.9)	40,878 (17.1)	8,242 (19.1)	9,009 (24.8)	14,684 (35.2)
977	-	977	103,630 (17.1)	24,245 (10.4)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,357 (8.1)	845 (4.3)	1,180 (6.6)	7,160 (19.7)	79,384 (21.4)	2,163 (77.0)	4,119 (47.9)	41,166 (17.2)	8,242 (19.1)	9,009 (24.8)	14,684 (35.2)
978	-	978	103,744 (17.1)	24,247 (10.4)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,357 (8.1)	845 (4.3)	1,180 (6.6)	7,162 (19.7)	79,496 (21.4)	2,163 (77.0)	4,119 (47.9)	41,222 (17.3)	8,242 (19.1)	9,009 (24.8)	14,740 (35.3)
979		979	103,831 (17.1)	24,247 (10.4)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,357 (8.1)	845 (4.3)	1,180 (6.6)	7,162 (19.7)	79,584 (21.4)	2,163 (77.0)	4,119 (47.9)	41,309 (17.3)	8,242 (19.1)	9,009 (24.8)	14,740 (35.3)
980		980	113,510 (18.7)	25,152 (10.7)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,675 (8.3)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	7,576 (20.9)	88,358 (23.8)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	47,388 (19.8)	9,209 (21.4)	9,964 (27.4)	15,226 (36.5)
981		981	113,616 (18.8)	25,163 (10.7)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,686 (8.3)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	7,576 (20.9)	88,453 (23.8)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	47,483 (19.9)	9,209 (21.4)	9,964 (27.4)	15,226 (36.5)
982		982	115,408 (19.1)	25,591 (10.9)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,689 (8.3)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	8,001 (22.1)	89,817 (24.2)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	48,441 (20.3)	9,209 (21.4)	9,964 (27.4)	15,632 (37.5)
983		983	115,549 (19.1)	25,591 (10.9)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,689 (8.3)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	8,001 (22.1)	89,957 (24.2)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	48,581 (20.3)	9,209 (21.4)	9,964 (27.4)	15,632 (37.5)
984		984	115,919 (19.1)	25,726 (11.0)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,824 (8.4)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	8,001 (22.1)	90,193 (24.3)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	48,581 (20.3)	9,209 (21.4)	9,964 (27.4)	15,867 (38.0)
985		985	116,993 (19.3)	25,879 (11.0)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,824 (8.4)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	8,154 (22.5)	91,113 (24.5)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	49,208 (20.6)	9,381 (21.8)	10,079 (27.7)	15,874 (38.0)
986		986	117,608 (19.4)	25,879 (11.0)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,824 (8.4)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	8,154 (22.5)	91,729 (24.7)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	49,821 (20.9)	9,381 (21.8)	10,081 (27.7)	15,874 (38.0)
987		987	118,467 (19.6)	26,038 (11.1)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,824 (8.4)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	8,313 (22.9)	92,428 (24.9)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	50,362 (21.1)	9,540 (22.2)	10,081 (27.7)	15,874 (38.0)
988		988	118,603 (19.6)	26,038 (11.1)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,824 (8.4)	1,019 (5.1)	1,180 (6.6)	8,313 (22.9)	92,564 (24.9)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	50,498 (21.1)	9,540 (22.2)	10,081 (27.7)	15,874 (38.0)
989		989	119,178 (19.7)	26,266 (11.2)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	12,824 (8.4)	1,106 (5.6)	1,320 (7.4)	8,313 (22.9)	92,913 (25.0)	2,163 (77.0)	4,408 (51.2)	50,759 (21.2)	9,627 (22.4)	10,081 (27.7)	15,874 (38.0)
990		990	124,941 (20.6)	26,708 (11.4)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	13,046 (8.5)	1,106 (5.6)	1,320 (7.4)	8,534 (23.5)	98,232 (26.4)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	54,419 (22.8)	10,082 (23.4)	10,819 (29.7)	16,071 (38.5)
991		991	125,673 (20.7)	26,809 (11.4)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	13,046 (8.5)	1,106 (5.6)	1,320 (7.4)	8,634 (23.8)	98,864 (26.6)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	54,902 (23.0)	10,231 (23.8)	10,819 (29.7)	16,071 (38.5)
992		992	126,393 (20.9)	27,385 (11.7)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	13,623 (8.9)	1,106 (5.6)	1,320 (7.4)	8,634 (23.8)	99,008 (26.7)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,046 (23.0)	10,231 (23.8)	10,819 (29.7)	16,071 (38.5)
993		993	126,533 (20.9)	27,525 (11.8)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	13,623 (8.9)	1,106 (5.6)	1,461 (8.2)	8,634 (23.8)	99,008 (26.7)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,046 (23.0)	10,231 (23.8)	10,819 (29.7)	16,071 (38.5)
994		994	126,736 (20.9)	27,525 (11.8)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	13,623 (8.9)	1,106 (5.6)	1,461 (8.2)	8,634 (23.8)	99,211 (26.7)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,162 (23.1)	10,231 (23.8)	10,906 (30.0)	16,071 (38.5)
995		995	127,143 (21.0)	27,673 (11.8)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	13,767 (9.0)	1,106 (5.6)	1,461 (8.2)	8,637 (23.8)	99,470 (26.8)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,421 (23.2)	10,231 (23.8)	10,906 (30.0)	16,071 (38.5)
996		996	128,440 (21.2)	28,169 (12.0)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	14,114 (9.2)	1,255 (6.3)	1,461 (8.2)	8,637 (23.8)	100,271 (27.0)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,626 (23.3)	10,380 (24.1)	11,353 (31.2)	16,071 (38.5)
997		997	128,799 (21.3)	28,169 (12.0)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	14,114 (9.2)	1,255 (6.3)	1,461 (8.2)	8,637 (23.8)	100,630 (27.1)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,806 (23.4)	10,559 (24.5)	11,353 (31.2)	16,071 (38.5)
998		998	129,189 (21.3)	28,323 (12.1)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	14,114 (9.2)	1,255 (6.3)	1,461 (8.2)	8,791 (24.2)	100,866 (27.2)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,862 (23.4)	10,739 (24.9)	11,353 (31.2)	16,071 (38.5)
999		999	129,329 (21.4)	28,463 (12.2)	1,767 (59.8)	936 (23.0)	14,114 (9.2)	1,255 (6.3)	1,461 (8.2)	8,931 (24.6)	100,866 (27.2)	2,163 (77.0)	4,678 (54.4)	55,862 (23.4)	10,739 (24.9)	11,353 (31.2)	16,071 (38.5)
1,000		1,000	171,518 (28.3)	39,228 (16.7)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	18,868 (12.3)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,025 (33.1)	132,290 (35.6)	2,163 (77.0)	6,517 (75.7)	75,189 (31.5)	15,116 (35.1)	14,428 (39.6)	18,878 (45.2)
1,001		1,001	171,920 (28.4)	39,332 (16.8)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	18,972 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,025 (33.1)	132,589 (35.7)	2,163 (77.0)	6,661 (77.4)	75,189 (31.5)	15,116 (35.1)	14,582 (40.1)	18,878 (45.2)
1,002		1,002	172,203 (28.4)	39,614 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,207 (33.7)	132,589 (35.7)	2,163 (77.0)	6,661 (77.4)	75,189 (31.5)	15,116 (35.1)	14,582 (40.1)	18,878 (45.2)
1,003		1,003	172,203 (28.4)	39,614 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,207 (33.7)	132,589 (35.7)	2,163 (77.0)	6,661 (77.4)	75,189 (31.5)	15,116 (35.1)	14,582 (40.1)	18,878 (45.2)

1,004	1,004	172,203 (28.4)	39,614 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,207 (33.7)	132,589 (35.7)	2,163 (77.0)	6,661 (77.4)	75,189 (31.5)	15,116 (35.1)	14,582 (40.1)	18,878 (45.2)
1,005	1,005	173,116 (28.6)	39,614 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,207 (33.7)	133,501 (35.9)	2,163 (77.0)	7,008 (81.5)	75,755 (31.7)	15,116 (35.1)	14,582 (40.1)	18,878 (45.2)
1,006	1,006	173,246 (28.6)	39,626 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,218 (33.7)	133,620 (36.0)	2,163 (77.0)	7,008 (81.5)	75,755 (31.7)	15,116 (35.1)	14,582 (40.1)	18,998 (45.5)
1,007	1,007	174,082 (28.7)	39,626 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,218 (33.7)	134,456 (36.2)	2,163 (77.0)	7,008 (81.5)	76,288 (31.9)	15,116 (35.1)	14,731 (40.5)	19,151 (45.9)
1,008	1,008	174,814 (28.9)	39,626 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,218 (33.7)	135,188 (36.4)	2,163 (77.0)	7,008 (81.5)	76,375 (32.0)	15,761 (36.6)	14,731 (40.5)	19,151 (45.9)
1,009	1,009	174,814 (28.9)	39,626 (16.9)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,072 (12.4)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,218 (33.7)	135,188 (36.4)	2,163 (77.0)	7,008 (81.5)	76,375 (32.0)	15,761 (36.6)	14,731 (40.5)	19,151 (45.9)
1,010	1,010	179,362 (29.6)	40,141 (17.1)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,338 (12.6)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,468 (34.4)	139,221 (37.5)	2,163 (77.0)	7,008 (81.5)	79,824 (33.4)	15,992 (37.1)	14,901 (40.9)	19,334 (46.3)
1,011	1,019	183,971 (30.4)	40,921 (17.5)	2,157 (73.1)	2,750 (67.6)	19,757 (12.9)	1,400 (7.1)	2,028 (11.3)	12,829 (35.4)	143,050 (38.5)	2,163 (77.0)	7,152 (83.1)	82,463 (34.5)	16,689 (38.8)	15,105 (41.5)	19,478 (46.7)
1,020	1,029	193,407 (31.9)	42,322 (18.1)	2,160 (73.2)	2,750 (67.6)	20,621 (13.5)	1,635 (8.2)	2,028 (11.3)	13,128 (36.2)	151,086 (40.7)	2,163 (77.0)	7,152 (83.1)	88,459 (37.0)	17,688 (41.1)	15,887 (43.7)	19,737 (47.3)
1,030	1,039	200,564 (33.1)	43,642 (18.6)	2,160 (73.2)	2,895 (71.2)	21,200 (13.8)	1,635 (8.2)	2,163 (12.1)	13,590 (37.5)	156,922 (42.2)	2,163 (77.0)	7,152 (83.1)	92,038 (38.5)	18,508 (43.0)	16,500 (45.3)	20,561 (49.3)
1,040	1,049	206,477 (34.1)	44,979 (19.2)	2,160 (73.2)	2,895 (71.2)	21,791 (14.2)	1,750 (8.8)	2,343 (13.1)	14,040 (38.7)	161,498 (43.5)	2,163 (77.0)	7,152 (83.1)	94,791 (39.7)	19,495 (45.3)	17,214 (47.3)	20,683 (49.6)
1,050	1,059	221,704 (36.6)	48,777 (20.8)	2,805 (95.0)	3,014 (74.1)	24,005 (15.7)	1,903 (9.6)	2,343 (13.1)	14,707 (40.5)	172,927 (46.5)	2,163 (77.0)	7,271 (84.5)	102,443 (42.9)	21,061 (48.9)	17,703 (48.6)	22,285 (53.4)
1,060	1,069	226,964 (37.5)	50,303 (21.5)	2,805 (95.0)	3,014 (74.1)	24,512 (16.0)	2,151 (10.9)	2,343 (13.1)	15,478 (42.7)	176,660 (47.6)	2,163 (77.0)	7,351 (85.4)	104,166 (43.6)	21,547 (50.0)	18,231 (50.1)	23,203 (55.6)
1,070	1,079	232,812 (38.4)	51,065 (21.8)	2,805 (95.0)	3,014 (74.1)	24,832 (16.2)	2,151 (10.9)	2,491 (13.9)	15,771 (43.5)	181,747 (48.9)	2,163 (77.0)	7,351 (85.4)	107,817 (45.1)	22,136 (51.4)	18,683 (51.3)	23,597 (56.6)
1,080	1,089	237,078 (39.1)	52,282 (22.3)	2,805 (95.0)	3,019 (74.2)	25,470 (16.6)	2,259 (11.4)	2,743 (15.3)	15,985 (44.1)	184,796 (49.7)	2,163 (77.0)	7,351 (85.4)	109,970 (46.0)	22,379 (52.0)	19,020 (52.3)	23,914 (57.3)
1,090	1,099	240,299 (39.7)	53,449 (22.8)	2,805 (95.0)	3,019 (74.2)	26,410 (17.2)	2,259 (11.4)	2,743 (15.3)	16,213 (44.7)	186,851 (50.3)	2,163 (77.0)	7,351 (85.4)	110,960 (46.4)	23,004 (53.4)	19,220 (52.8)	24,153 (57.9)
1,100	1,199	299,747 (49.5)	71,255 (30.4)	2,949 (99.9)	3,322 (81.7)	38,263 (25.0)	2,917 (14.7)	4,724 (26.4)	19,079 (52.6)	228,492 (61.5)	2,808 (100.0)	8,484 (98.6)	138,374 (57.9)	27,077 (62.9)	23,078 (63.4)	28,670 (68.7)
1,200	1,299	347,564 (57.4)	90,025 (38.4)	2,949 (99.9)	4,067 (100.0)	50,938 (33.2)	3,833 (19.3)	6,188 (34.6)	22,050 (60.8)	257,540 (69.3)		8,484 (98.6)	160,204 (67.1)	29,474 (68.5)	25,583 (70.3)	30,986 (74.3)
1,300	1,399	391,226 (64.6)	110,378 (47.1)	2,949 (99.9)		65,914 (43.0)	5,144 (26.0)	7,603 (42.5)	24,701 (68.1)	280,849 (75.6)		8,604 (100.0)	178,081 (74.5)	32,470 (75.4)	26,793 (73.6)	32,092 (76.9)
1,400	1,499	415,904 (68.7)	122,274 (52.2)	2,949 (99.9)		74,463 (48.6)	6,452 (32.6)	7,961 (44.5)	26,381 (72.7)	293,630 (79.0)			187,288 (78.4)	34,074 (79.1)	27,619 (75.9)	33,237 (79.7)
1,500		605,723 (100.0)	234,233 (100.0)	2,953 (100.0)		153,217 (100.0)	19,818 (100.0)	17,901 (100.0)	36,276 (100.0)	371,490 (100.0)			238,907 (100.0)	43,057 (100.0)	36,391 (100.0)	41,724 (100.0)
月平均賃金額		182,610	247,744	52,043	45,813	261,640	332,058	260,356	175,333	141,542	53,883	55,914	154,196	142,980	129,338	101,804
時間当平均賃金額		1,414	1,634	995	1,041	1,647	2,027	1,741	1,430	1,276	993	1,002	1,300	1,274	1,296	1,199
月一人当たり労働時間数		123	147	52	43	155	160	150	124	108	54	55	115	109	100	86
第1・20分位数		960	960	960	960	960	980	960	960	960	960	960	960	960	960	956
第1・10分位数		960	970	960	960	1,000	1,062	1,000	960	960	960	960	960	960	960	960
第1・4分位数		1,000	1,107	960	1,000	1,200	1,363	1,164	1,000	989	960	960	1,000	1,000	980	960
中位数		1,200	1,455	960	1,000	1,517	1,804	1,534	1,150	1,093	960	980	1,101	1,065	1,067	1,050
四分位偏差係数		0.2504	0.2648	0.0469	0.0501	0.2316	0.2296	0.2431	0.2312	0.1829	0.0081	0.0209	0.1847	0.1839	0.2297	0.1762

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

## 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

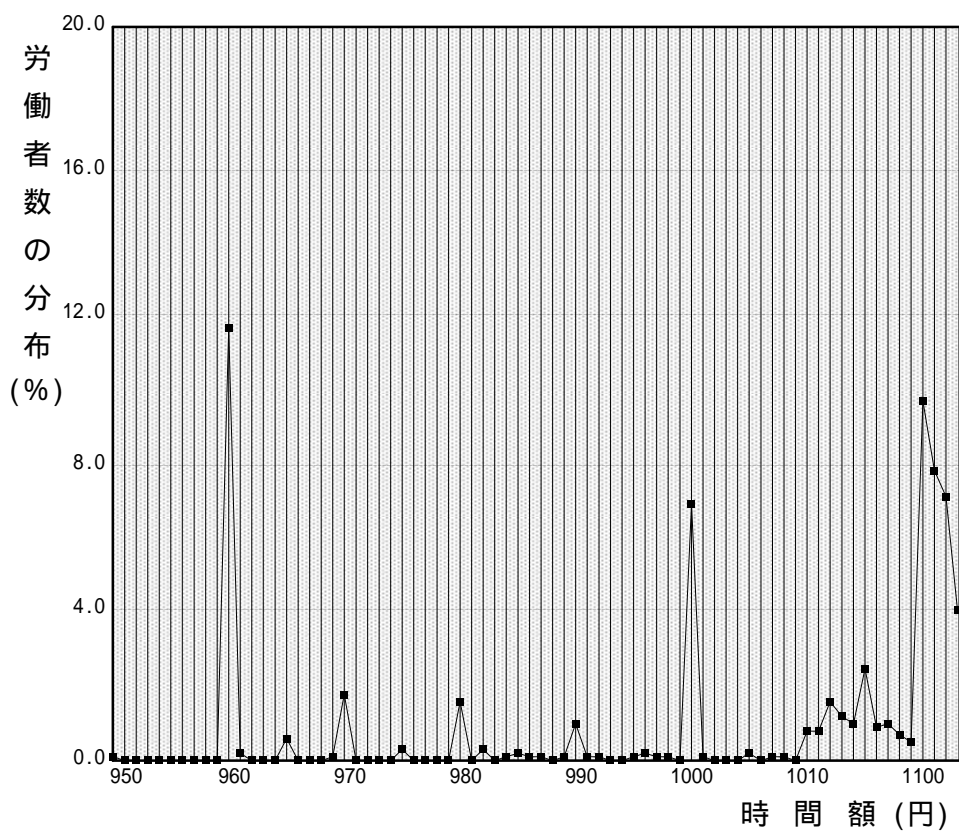
件名					
業種					
現行の最低賃金額	時間額	960円			
未満率	2.2%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.10	961	13.92	84,331
2	2	0.21	962	14.16	85,790
3	3	0.31	963	14.16	85,790
4	4	0.42	964	14.19	85,926
5	5	0.52	965	14.19	85,938
6	6	0.63	966	14.81	89,718
7	7	0.73	967	14.83	89,818
8	8	0.83	968	14.83	89,821
9	9	0.94	969	14.86	90,000
10	10	1.04	970	14.91	90,315
11	11	1.15	971	16.71	101,238
12	12	1.25	972	16.71	101,239
13	13	1.35	973	16.71	101,243
14	14	1.46	974	16.76	101,493
15	15	1.56	975	16.78	101,643
16	16	1.67	976	17.06	103,341
17	17	1.77	977	17.06	103,341
18	18	1.88	978	17.11	103,630
19	19	1.98	979	17.13	103,744
20	20	2.08	980	17.14	103,831
21	21	2.19	981	18.74	113,510
22	22	2.29	982	18.76	113,616
23	23	2.40	983	19.05	115,408
24	24	2.50	984	19.08	115,549
25	25	2.60	985	19.14	115,919
26	26	2.71	986	19.31	116,993
27	27	2.81	987	19.42	117,608
28	28	2.92	988	19.56	118,467
29	29	3.02	989	19.58	118,603
30	30	3.13	990	19.68	119,178
31	31	3.23	991	20.63	124,941
32	32	3.33	992	20.75	125,673
33	33	3.44	993	20.87	126,393
34	34	3.54	994	20.89	126,533
35	35	3.65	995	20.92	126,736

### 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件	名				
業	種				
現行の最低賃金額		時 間 額	960円		
未 満 率		2.2%			
項 番	時 間 額			影 響 率	未 満 労 働 者 数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	3.75	996	20.99	127,143
37	37	3.85	997	21.20	128,440
38	38	3.96	998	21.26	128,799
39	39	4.06	999	21.33	129,189
40	40	4.17	1,000	21.35	129,329
41	41	4.27	1,001	28.32	171,518
42	42	4.38	1,002	28.38	171,920
43	43	4.48	1,003	28.43	172,203
44	44	4.58	1,004	28.43	172,203
45	45	4.69	1,005	28.43	172,203
46	46	4.79	1,006	28.58	173,116
47	47	4.90	1,007	28.60	173,246
48	48	5.00	1,008	28.74	174,082
49	49	5.10	1,009	28.86	174,814
50	50	5.21	1,010	28.86	174,814

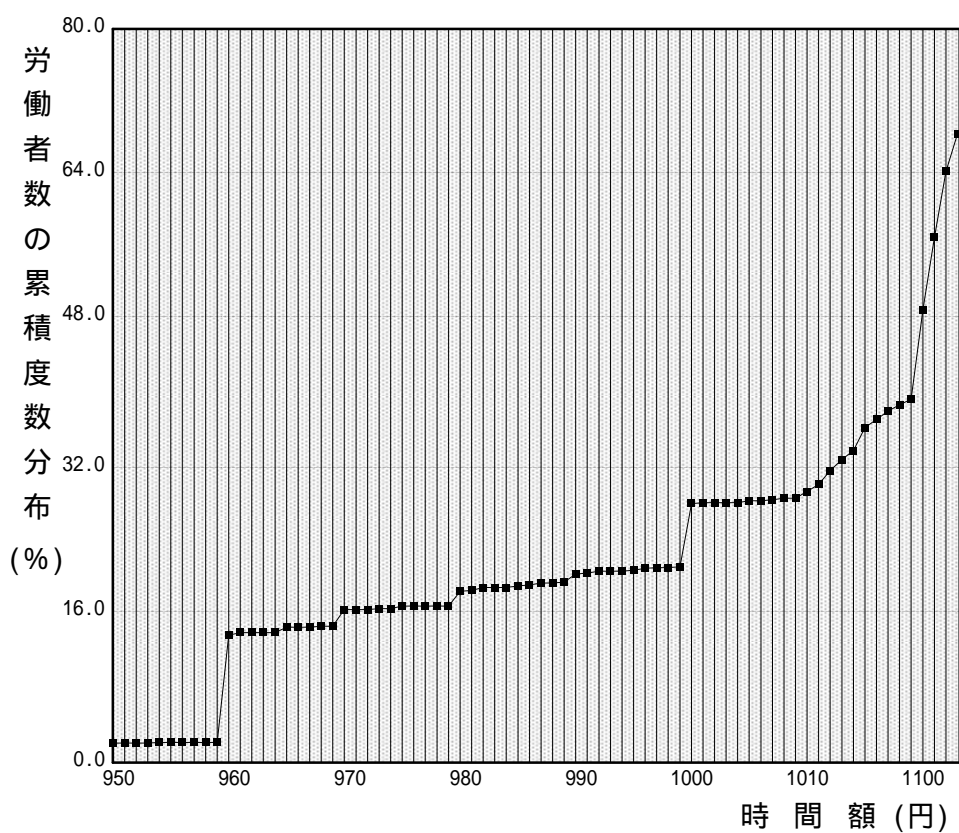
B0-012-00 R 5. 7.19 \* 2ページ

# 時間額に対するその該当労働者数の分布





# 時間額に対するその該当労働者数の累積度数分布



総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

05年 総括表（１） 産業：（全て）1.E-製造業 就業形態：（全て） 産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	阪神	播磨	県北・淡路		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	109,965	20,648	34,571	54,746	45,319	48,571	16,075			389	71,278	13,272	9,991	15,036
円	1,157	237	595	325	384	717	56				812	199		145
-	949	(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
950 -	950	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
951 -	951	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
952 -	952	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
953 -	953	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
954 -	954	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
955 -	955	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
956 -	956	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
957 -	957	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
958 -	958	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
959 -	959	1,157	237	595	325	384	717	56			812	199		145
		(1.1)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(0.8)	(1.5)	(0.3)			(1.1)	(1.5)		(1.0)
960 -	960	9,955	2,369	4,885	2,702	2,383	5,206	2,367		174	3,687	1,625	1,293	3,175
		(9.1)	(11.5)	(14.1)	(4.9)	(5.3)	(10.7)	(14.7)		(44.8)	(5.2)	(12.2)	(12.9)	(21.1)
961 -	961	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
962 -	962	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
963 -	963	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
964 -	964	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
965 -	965	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
966 -	966	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
967 -	967	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
968 -	968	11,117	3,009	4,885	3,224	2,383	6,368	2,367		174	4,227	1,713	1,472	3,532
		(10.1)	(14.6)	(14.1)	(5.9)	(5.3)	(13.1)	(14.7)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(23.5)
969 -	969	11,415	3,009	4,885	3,522	2,383	6,368	2,664		174	4,227	1,713	1,472	3,830
		(10.4)	(14.6)	(14.1)	(6.4)	(5.3)	(13.1)	(16.6)		(44.8)	(5.9)	(12.9)	(14.7)	(25.5)
970 -	970	12,807	3,100	4,941	4,766	2,621	6,720	3,465		174	4,755	1,862	1,792	4,225
		(11.6)	(15.0)	(14.3)	(8.7)	(5.8)	(13.8)	(21.6)		(44.8)	(6.7)	(14.0)	(17.9)	(28.1)
971 -	971	12,807	3,100	4,941	4,766	2,621	6,720	3,465		174	4,755	1,862	1,792	4,225
		(11.6)	(15.0)	(14.3)	(8.7)	(5.8)	(13.8)	(21.6)		(44.8)	(6.7)	(14.0)	(17.9)	(28.1)
972 -	972	12,807	3,100	4,941	4,766	2,621	6,720	3,465		174	4,755	1,862	1,792	4,225
		(11.6)	(15.0)	(14.3)	(8.7)	(5.8)	(13.8)	(21.6)		(44.8)	(6.7)	(14.0)	(17.9)	(28.1)
973 -	973	12,956	3,100	4,941	4,915	2,621	6,720	3,614		174	4,904	1,862	1,792	4,225
		(11.8)	(15.0)	(14.3)	(9.0)	(5.8)	(13.8)	(22.5)		(44.8)	(6.9)	(14.0)	(17.9)	(28.1)
974 -	974	12,956	3,100	4,941	4,915	2,621	6,720	3,614		174	4,904	1,862	1,792	4,225
		(11.8)	(15.0)	(14.3)	(9.0)	(5.8)	(13.8)	(22.5)		(44.8)	(6.9)	(14.0)	(17.9)	(28.1)

975 - 975	13,127 (11.9)	3,191 (15.5)	4,941 (14.3)	4,995 (9.1)	2,701 (6.0)	6,812 (14.0)	3,614 (22.5)			174 (44.8)	4,995 (7.0)	1,862 (14.0)	1,792 (17.9)	4,304 (28.6)
976 - 976	13,127 (11.9)	3,191 (15.5)	4,941 (14.3)	4,995 (9.1)	2,701 (6.0)	6,812 (14.0)	3,614 (22.5)			174 (44.8)	4,995 (7.0)	1,862 (14.0)	1,792 (17.9)	4,304 (28.6)
977 - 977	13,127 (11.9)	3,191 (15.5)	4,941 (14.3)	4,995 (9.1)	2,701 (6.0)	6,812 (14.0)	3,614 (22.5)			174 (44.8)	4,995 (7.0)	1,862 (14.0)	1,792 (17.9)	4,304 (28.6)
978 - 978	13,183 (12.0)	3,191 (15.5)	4,996 (14.5)	4,995 (9.1)	2,701 (6.0)	6,812 (14.0)	3,670 (22.8)			174 (44.8)	4,995 (7.0)	1,862 (14.0)	1,792 (17.9)	4,360 (29.0)
979	13,270 (12.1)	3,191 (15.5)	4,996 (14.5)	5,082 (9.3)	2,701 (6.0)	6,899 (14.2)	3,670 (22.8)			174 (44.8)	5,082 (7.1)	1,862 (14.0)	1,792 (17.9)	4,360 (29.0)
980	14,693 (13.4)	3,466 (16.8)	5,758 (16.7)	5,469 (10.0)	3,478 (7.7)	7,173 (14.8)	4,043 (25.1)			174 (44.8)	5,880 (8.2)	2,191 (16.5)	1,847 (18.5)	4,600 (30.6)
981	14,785 (13.4)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	5,469 (10.0)	3,478 (7.7)	7,264 (15.0)	4,043 (25.1)			174 (44.8)	5,971 (8.4)	2,191 (16.5)	1,847 (18.5)	4,600 (30.6)
982	15,170 (13.8)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	5,854 (10.7)	3,478 (7.7)	7,352 (15.1)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,207 (8.7)	2,191 (16.5)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
983	15,170 (13.8)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	5,854 (10.7)	3,478 (7.7)	7,352 (15.1)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,207 (8.7)	2,191 (16.5)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
984	15,170 (13.8)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	5,854 (10.7)	3,478 (7.7)	7,352 (15.1)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,207 (8.7)	2,191 (16.5)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
985	15,170 (13.8)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	5,854 (10.7)	3,478 (7.7)	7,352 (15.1)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,207 (8.7)	2,191 (16.5)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
986	15,170 (13.8)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	5,854 (10.7)	3,478 (7.7)	7,352 (15.1)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,207 (8.7)	2,191 (16.5)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
987	15,408 (14.0)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	6,093 (11.1)	3,716 (8.2)	7,352 (15.1)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,287 (8.8)	2,350 (17.7)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
988	15,408 (14.0)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	6,093 (11.1)	3,716 (8.2)	7,352 (15.1)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,287 (8.8)	2,350 (17.7)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
989	15,843 (14.4)	3,557 (17.2)	5,758 (16.7)	6,528 (11.9)	3,716 (8.2)	7,787 (16.0)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	6,548 (9.2)	2,524 (19.0)	1,847 (18.5)	4,749 (31.6)
990	16,895 (15.4)	3,740 (18.1)	5,938 (17.2)	7,217 (13.2)	3,975 (8.8)	8,579 (17.7)	4,341 (27.0)			174 (44.8)	7,070 (9.9)	2,604 (19.6)	2,117 (21.2)	4,929 (32.8)
991	17,123 (15.6)	3,740 (18.1)	5,938 (17.2)	7,445 (13.6)	4,055 (8.9)	8,579 (17.7)	4,489 (27.9)			174 (44.8)	7,150 (10.0)	2,753 (20.7)	2,117 (21.2)	4,929 (32.8)
992	17,455 (15.9)	3,923 (19.0)	5,938 (17.2)	7,594 (13.9)	4,055 (8.9)	8,762 (18.0)	4,638 (28.9)			174 (44.8)	7,482 (10.5)	2,753 (20.7)	2,117 (21.2)	4,929 (32.8)
993	17,455 (15.9)	3,923 (19.0)	5,938 (17.2)	7,594 (13.9)	4,055 (8.9)	8,762 (18.0)	4,638 (28.9)			174 (44.8)	7,482 (10.5)	2,753 (20.7)	2,117 (21.2)	4,929 (32.8)
994	17,542 (16.0)	3,923 (19.0)	5,938 (17.2)	7,681 (14.0)	4,055 (8.9)	8,849 (18.2)	4,638 (28.9)			174 (44.8)	7,482 (10.5)	2,753 (20.7)	2,204 (22.1)	4,929 (32.8)
995	17,542 (16.0)	3,923 (19.0)	5,938 (17.2)	7,681 (14.0)	4,055 (8.9)	8,849 (18.2)	4,638 (28.9)			174 (44.8)	7,482 (10.5)	2,753 (20.7)	2,204 (22.1)	4,929 (32.8)
996	18,492 (16.8)	3,923 (19.0)	5,994 (17.3)	8,575 (15.7)	4,055 (8.9)	8,849 (18.2)	5,588 (34.8)			174 (44.8)	7,686 (10.8)	3,051 (23.0)	2,651 (26.5)	4,929 (32.8)
997	18,851 (17.1)	3,923 (19.0)	6,353 (18.4)	8,575 (15.7)	4,414 (9.7)	8,849 (18.2)	5,588 (34.8)			174 (44.8)	7,866 (11.0)	3,230 (24.3)	2,651 (26.5)	4,929 (32.8)
998	19,184 (17.4)	4,077 (19.7)	6,532 (18.9)	8,575 (15.7)	4,593 (10.1)	8,849 (18.2)	5,742 (35.7)			174 (44.8)	7,866 (11.0)	3,410 (25.7)	2,651 (26.5)	5,083 (33.8)
999	19,184 (17.4)	4,077 (19.7)	6,532 (18.9)	8,575 (15.7)	4,593 (10.1)	8,849 (18.2)	5,742 (35.7)			174 (44.8)	7,866 (11.0)	3,410 (25.7)	2,651 (26.5)	5,083 (33.8)
1000	24,336 (22.1)	5,596 (27.1)	7,897 (22.8)	10,842 (19.8)	6,732 (14.9)	11,205 (23.1)	6,399 (39.8)			174 (44.8)	10,483 (14.7)	3,729 (28.1)	2,934 (29.4)	7,015 (46.7)
1001	24,490 (22.3)	5,750 (27.8)	7,897 (22.8)	10,842 (19.8)	6,732 (14.9)	11,205 (23.1)	6,553 (40.8)			174 (44.8)	10,483 (14.7)	3,729 (28.1)	3,088 (30.9)	7,015 (46.7)
1002	24,490 (22.3)	5,750 (27.8)	7,897 (22.8)	10,842 (19.8)	6,732 (14.9)	11,205 (23.1)	6,553 (40.8)			174 (44.8)	10,483 (14.7)	3,729 (28.1)	3,088 (30.9)	7,015 (46.7)
1003	24,490 (22.3)	5,750 (27.8)	7,897 (22.8)	10,842 (19.8)	6,732 (14.9)	11,205 (23.1)	6,553 (40.8)			174 (44.8)	10,483 (14.7)	3,729 (28.1)	3,088 (30.9)	7,015 (46.7)

1004	1004	24,490 (22.3)	5,750 (27.8)	7,897 (22.8)	10,842 (19.8)	6,732 (14.9)	11,205 (23.1)	6,553 (40.8)			174 (44.8)	10,483 (14.7)	3,729 (28.1)	3,088 (30.9)	7,015 (46.7)
1005	1005	24,490 (22.3)	5,750 (27.8)	7,897 (22.8)	10,842 (19.8)	6,732 (14.9)	11,205 (23.1)	6,553 (40.8)			174 (44.8)	10,483 (14.7)	3,729 (28.1)	3,088 (30.9)	7,015 (46.7)
1006	1006	24,490 (22.3)	5,750 (27.8)	7,897 (22.8)	10,842 (19.8)	6,732 (14.9)	11,205 (23.1)	6,553 (40.8)			174 (44.8)	10,483 (14.7)	3,729 (28.1)	3,088 (30.9)	7,015 (46.7)
1007	1007	25,028 (22.8)	5,842 (28.3)	7,897 (22.8)	11,289 (20.6)	6,732 (14.9)	11,296 (23.3)	7,000 (43.5)			174 (44.8)	10,872 (15.3)	3,729 (28.1)	3,237 (32.4)	7,015 (46.7)
1008	1008	25,115 (22.8)	5,842 (28.3)	7,897 (22.8)	11,376 (20.8)	6,732 (14.9)	11,383 (23.4)	7,000 (43.5)			174 (44.8)	10,959 (15.4)	3,729 (28.1)	3,237 (32.4)	7,015 (46.7)
1009	1009	25,115 (22.8)	5,842 (28.3)	7,897 (22.8)	11,376 (20.8)	6,732 (14.9)	11,383 (23.4)	7,000 (43.5)			174 (44.8)	10,959 (15.4)	3,729 (28.1)	3,237 (32.4)	7,015 (46.7)
1010	1010	25,457 (23.1)	6,024 (29.2)	7,897 (22.8)	11,535 (21.1)	6,891 (15.2)	11,566 (23.8)	7,000 (43.5)			174 (44.8)	11,222 (15.7)	3,729 (28.1)	3,316 (33.2)	7,015 (46.7)
1011	1019	26,066 (23.7)	6,116 (29.6)	8,256 (23.9)	11,694 (21.4)	7,409 (16.3)	11,657 (24.0)	7,000 (43.5)			174 (44.8)	11,752 (16.5)	3,729 (28.1)	3,316 (33.2)	7,095 (47.2)
1020	1029	27,669 (25.2)	6,444 (31.2)	8,711 (25.2)	12,514 (22.9)	7,733 (17.1)	12,470 (25.7)	7,466 (46.4)			174 (44.8)	12,649 (17.7)	3,876 (29.2)	3,583 (35.9)	7,387 (49.1)
1030	1039	29,344 (26.7)	6,780 (32.8)	9,306 (26.9)	13,258 (24.2)	8,431 (18.6)	13,088 (26.9)	7,824 (48.7)			174 (44.8)	13,680 (19.2)	3,956 (29.8)	3,818 (38.2)	7,715 (51.3)
1040	1049	29,923 (27.2)	6,934 (33.6)	9,485 (27.4)	13,504 (24.7)	8,769 (19.4)	13,176 (27.1)	7,978 (49.6)			174 (44.8)	14,080 (19.8)	4,135 (31.2)	3,818 (38.2)	7,715 (51.3)
1050	1059	32,266 (29.3)	7,171 (34.7)	10,403 (30.1)	14,692 (26.8)	9,771 (21.6)	14,461 (29.8)	8,034 (50.0)			174 (44.8)	15,591 (21.9)	4,656 (35.1)	3,818 (38.2)	8,027 (53.4)
1060	1069	33,598 (30.6)	7,354 (35.6)	10,571 (30.6)	15,674 (28.6)	10,168 (22.4)	15,079 (31.0)	8,351 (51.9)			174 (44.8)	16,278 (22.8)	4,743 (35.7)	4,069 (40.7)	8,334 (55.4)
1070	1079	34,280 (31.2)	7,508 (36.4)	10,678 (30.9)	16,094 (29.4)	10,327 (22.8)	15,448 (31.8)	8,505 (52.9)			174 (44.8)	16,532 (23.2)	4,850 (36.5)	4,148 (41.5)	8,576 (57.0)
1080	1089	35,820 (32.6)	7,508 (36.4)	11,560 (33.4)	16,752 (30.6)	10,904 (24.1)	16,356 (33.7)	8,561 (53.3)			174 (44.8)	17,475 (24.5)	5,117 (38.6)	4,335 (43.4)	8,718 (58.0)
1090	1099	36,146 (32.9)	7,508 (36.4)	11,560 (33.4)	17,078 (31.2)	11,143 (24.6)	16,443 (33.9)	8,561 (53.3)			174 (44.8)	17,714 (24.9)	5,204 (39.2)	4,335 (43.4)	8,718 (58.0)
1100	1199	45,346 (41.2)	8,679 (42.0)	14,210 (41.1)	22,456 (41.0)	14,621 (32.3)	20,472 (42.1)	10,252 (63.8)			389 (100.0)	23,777 (33.4)	6,405 (48.3)	4,926 (49.3)	9,849 (65.5)
1200	1299	54,288 (49.4)	10,589 (51.3)	17,658 (51.1)	26,040 (47.6)	18,059 (39.8)	25,167 (51.8)	11,063 (68.8)				30,148 (42.3)	7,037 (53.0)	5,699 (57.0)	11,014 (73.3)
1300	1399	61,731 (56.1)	11,897 (57.6)	20,356 (58.9)	29,478 (53.8)	20,974 (46.3)	29,126 (60.0)	11,631 (72.4)				35,381 (49.6)	7,381 (55.6)	6,512 (65.2)	12,068 (80.3)
1400	1499	68,072 (61.9)	12,915 (62.5)	21,996 (63.6)	33,161 (60.6)	23,796 (52.5)	31,721 (65.3)	12,554 (78.1)				40,219 (56.4)	8,371 (63.1)	6,671 (66.8)	12,422 (82.6)
1500		109,965 (100.0)	20,648 (100.0)	34,571 (100.0)	54,746 (100.0)	45,319 (100.0)	48,571 (100.0)	16,075 (100.0)				71,278 (100.0)	13,272 (100.0)	9,991 (100.0)	15,036 (100.0)
月平均賃金額		233,467	215,089	235,569	239,070	254,945	225,455	197,120			172,011	250,885	239,287	217,485	157,962
時間当平均賃金額		1,497	1,480	1,520	1,489	1,628	1,427	1,339			1,062	1,563	1,520	1,433	1,218
月一人当たり労働時間数		153	144	151	157	151	155	148			162	159	152	146	125
第1・20分位数		960	960	960	961	960	960	960			960	960	960	960	960
第1・10分位数		961	960	960	982	998	960	960			960	991	960	960	960
第1・4分位数		1,029	1,000	1,028	1,050	1,111	1,029	980			960	1,100	998	996	969
中位数		1,310	1,280	1,284	1,335	1,470	1,272	1,060			1,130	1,403	1,226	1,200	1,032
四分位偏差係数		0.2667	0.2685	0.2862	0.2552	0.2600	0.2363	0.2170			0.0787	0.2421	0.3577	0.2639	0.1766

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	男						女							
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	109,965	65,135		159	44,789	7,042	5,086	8,059	44,830		230	26,489	6,230	4,905	6,977
円	1,157	1,070			725	199		145	87			87			
-	949	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
950 -	950	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
951 -	951	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
952 -	952	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
953 -	953	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
954 -	954	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
955 -	955	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
956 -	956	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
957 -	957	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
958 -	958	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
959 -	959	(1.1)	(1.6)		(1.6)	(2.8)		(1.8)	(0.2)			(0.3)			
960 -	960	9,955	2,989		1,477	307	251	955	6,966		174	2,211	1,319	1,043	2,220
		(9.1)	(4.6)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(11.8)	(15.5)		(75.7)	(8.3)	(21.2)	(21.3)	(31.8)
961 -	961	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
962 -	962	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
963 -	963	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
964 -	964	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
965 -	965	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
966 -	966	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
967 -	967	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
968 -	968	11,117	3,172		1,477	307	251	1,137	7,946		174	2,750	1,406	1,221	2,394
		(10.1)	(4.9)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(14.1)	(17.7)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(34.3)
969 -	969	11,415	3,321		1,477	307	251	1,286	8,095		174	2,750	1,406	1,221	2,543
		(10.4)	(5.1)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(16.0)	(18.1)		(75.7)	(10.4)	(22.6)	(24.9)	(36.5)
970 -	970	12,807	3,567		1,477	307	251	1,532	9,240		174	3,278	1,555	1,541	2,692
		(11.6)	(5.5)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(19.0)	(20.6)		(75.7)	(12.4)	(25.0)	(31.4)	(38.6)
971 -	971	12,807	3,567		1,477	307	251	1,532	9,240		174	3,278	1,555	1,541	2,692
		(11.6)	(5.5)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(19.0)	(20.6)		(75.7)	(12.4)	(25.0)	(31.4)	(38.6)
972 -	972	12,807	3,567		1,477	307	251	1,532	9,240		174	3,278	1,555	1,541	2,692
		(11.6)	(5.5)		(3.3)	(4.4)	(4.9)	(19.0)	(20.6)		(75.7)	(12.4)	(25.0)	(31.4)	(38.6)
973 -	973	12,956	3,716		1,626	307	251	1,532	9,240		174	3,278	1,555	1,541	2,692
		(11.8)	(5.7)		(3.6)	(4.4)	(4.9)	(19.0)	(20.6)		(75.7)	(12.4)	(25.0)	(31.4)	(38.6)
974 -	974	12,956	3,716		1,626	307	251	1,532	9,240		174	3,278	1,555	1,541	2,692
		(11.8)	(5.7)		(3.6)	(4.4)	(4.9)	(19.0)	(20.6)		(75.7)	(12.4)	(25.0)	(31.4)	(38.6)

975 - 975	13,127 (11.9)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	9,411 (21.0)		174 (75.7)	3,370 (12.7)	1,555 (25.0)	1,541 (31.4)	2,772 (39.7)
976 - 976	13,127 (11.9)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	9,411 (21.0)		174 (75.7)	3,370 (12.7)	1,555 (25.0)	1,541 (31.4)	2,772 (39.7)
977 - 977	13,127 (11.9)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	9,411 (21.0)		174 (75.7)	3,370 (12.7)	1,555 (25.0)	1,541 (31.4)	2,772 (39.7)
978 - 978	13,183 (12.0)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	9,467 (21.1)		174 (75.7)	3,370 (12.7)	1,555 (25.0)	1,541 (31.4)	2,828 (40.5)
979	13,270 (12.1)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	9,554 (21.3)		174 (75.7)	3,457 (13.1)	1,555 (25.0)	1,541 (31.4)	2,828 (40.5)
980	14,693 (13.4)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	10,978 (24.5)		174 (75.7)	4,254 (16.1)	1,884 (30.2)	1,597 (32.6)	3,068 (44.0)
981	14,785 (13.4)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,069 (24.7)		174 (75.7)	4,346 (16.4)	1,884 (30.2)	1,597 (32.6)	3,068 (44.0)
982	15,170 (13.8)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,454 (25.5)		174 (75.7)	4,582 (17.3)	1,884 (30.2)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
983	15,170 (13.8)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,454 (25.5)		174 (75.7)	4,582 (17.3)	1,884 (30.2)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
984	15,170 (13.8)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,454 (25.5)		174 (75.7)	4,582 (17.3)	1,884 (30.2)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
985	15,170 (13.8)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,454 (25.5)		174 (75.7)	4,582 (17.3)	1,884 (30.2)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
986	15,170 (13.8)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,454 (25.5)		174 (75.7)	4,582 (17.3)	1,884 (30.2)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
987	15,408 (14.0)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,693 (26.1)		174 (75.7)	4,661 (17.6)	2,043 (32.8)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
988	15,408 (14.0)	3,716 (5.7)			1,626 (3.6)	307 (4.4)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	11,693 (26.1)		174 (75.7)	4,661 (17.6)	2,043 (32.8)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
989	15,843 (14.4)	3,803 (5.8)			1,626 (3.6)	394 (5.6)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	12,041 (26.9)		174 (75.7)	4,922 (18.6)	2,130 (34.2)	1,597 (32.6)	3,217 (46.1)
990	16,895 (15.4)	3,890 (6.0)			1,713 (3.8)	394 (5.6)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	13,005 (29.0)		174 (75.7)	5,358 (20.2)	2,210 (35.5)	1,867 (38.1)	3,397 (48.7)
991	17,123 (15.6)	3,890 (6.0)			1,713 (3.8)	394 (5.6)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	13,233 (29.5)		174 (75.7)	5,437 (20.5)	2,359 (37.9)	1,867 (38.1)	3,397 (48.7)
992	17,455 (15.9)	4,222 (6.5)			2,044 (4.6)	394 (5.6)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	13,233 (29.5)		174 (75.7)	5,437 (20.5)	2,359 (37.9)	1,867 (38.1)	3,397 (48.7)
993	17,455 (15.9)	4,222 (6.5)			2,044 (4.6)	394 (5.6)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	13,233 (29.5)		174 (75.7)	5,437 (20.5)	2,359 (37.9)	1,867 (38.1)	3,397 (48.7)
994	17,542 (16.0)	4,222 (6.5)			2,044 (4.6)	394 (5.6)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	13,320 (29.7)		174 (75.7)	5,437 (20.5)	2,359 (37.9)	1,954 (39.8)	3,397 (48.7)
995	17,542 (16.0)	4,222 (6.5)			2,044 (4.6)	394 (5.6)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	13,320 (29.7)		174 (75.7)	5,437 (20.5)	2,359 (37.9)	1,954 (39.8)	3,397 (48.7)
996	18,492 (16.8)	4,371 (6.7)			2,044 (4.6)	543 (7.7)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	14,121 (31.5)		174 (75.7)	5,642 (21.3)	2,508 (40.3)	2,401 (48.9)	3,397 (48.7)
997	18,851 (17.1)	4,371 (6.7)			2,044 (4.6)	543 (7.7)	251 (4.9)	1,532 (19.0)	14,480 (32.3)		174 (75.7)	5,822 (22.0)	2,687 (43.1)	2,401 (48.9)	3,397 (48.7)
998	19,184 (17.4)	4,525 (6.9)			2,044 (4.6)	543 (7.7)	251 (4.9)	1,686 (20.9)	14,660 (32.7)		174 (75.7)	5,822 (22.0)	2,867 (46.0)	2,401 (48.9)	3,397 (48.7)
999	19,184 (17.4)	4,525 (6.9)			2,044 (4.6)	543 (7.7)	251 (4.9)	1,686 (20.9)	14,660 (32.7)		174 (75.7)	5,822 (22.0)	2,867 (46.0)	2,401 (48.9)	3,397 (48.7)
1,000	24,336 (22.1)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	18,572 (41.4)		174 (75.7)	8,268 (31.2)	3,041 (48.8)	2,627 (53.6)	4,462 (64.0)
1,001	24,490 (22.3)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	18,726 (41.8)		174 (75.7)	8,268 (31.2)	3,041 (48.8)	2,781 (56.7)	4,462 (64.0)
1,002	24,490 (22.3)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	18,726 (41.8)		174 (75.7)	8,268 (31.2)	3,041 (48.8)	2,781 (56.7)	4,462 (64.0)
1,003	24,490 (22.3)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	18,726 (41.8)		174 (75.7)	8,268 (31.2)	3,041 (48.8)	2,781 (56.7)	4,462 (64.0)

1,004	1,004	24,490 (22.3)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	18,726 (41.8)		174 (75.7)	8,268 (31.2)	3,041 (48.8)	2,781 (56.7)	4,462 (64.0)
1,005	1,005	24,490 (22.3)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	18,726 (41.8)		174 (75.7)	8,268 (31.2)	3,041 (48.8)	2,781 (56.7)	4,462 (64.0)
1,006	1,006	24,490 (22.3)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	18,726 (41.8)		174 (75.7)	8,268 (31.2)	3,041 (48.8)	2,781 (56.7)	4,462 (64.0)
1,007	1,007	25,028 (22.8)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	19,264 (43.0)		174 (75.7)	8,657 (32.7)	3,041 (48.8)	2,930 (59.7)	4,462 (64.0)
1,008	1,008	25,115 (22.8)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	19,352 (43.2)		174 (75.7)	8,744 (33.0)	3,041 (48.8)	2,930 (59.7)	4,462 (64.0)
1,009	1,009	25,115 (22.8)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	19,352 (43.2)		174 (75.7)	8,744 (33.0)	3,041 (48.8)	2,930 (59.7)	4,462 (64.0)
1,010	1,010	25,457 (23.1)	5,763 (8.8)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,553 (31.7)	19,693 (43.9)		174 (75.7)	9,006 (34.0)	3,041 (48.8)	3,010 (61.4)	4,462 (64.0)
1,011	1,019	26,066 (23.7)	5,843 (9.0)			2,215 (4.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,633 (32.7)	20,223 (45.1)		174 (75.7)	9,536 (36.0)	3,041 (48.8)	3,010 (61.4)	4,462 (64.0)
1,020	1,029	27,669 (25.2)	6,394 (9.8)			2,617 (5.8)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,782 (34.5)	21,276 (47.5)		174 (75.7)	10,032 (37.9)	3,188 (51.2)	3,276 (66.8)	4,605 (66.0)
1,030	1,039	29,344 (26.7)	6,630 (10.2)			2,853 (6.4)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,782 (34.5)	22,714 (50.7)		174 (75.7)	10,827 (40.9)	3,268 (52.4)	3,512 (71.6)	4,933 (70.7)
1,040	1,049	29,923 (27.2)	6,863 (10.5)			3,087 (6.9)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,782 (34.5)	23,060 (51.4)		174 (75.7)	10,994 (41.5)	3,447 (55.3)	3,512 (71.6)	4,933 (70.7)
1,050	1,059	32,266 (29.3)	7,006 (10.8)			3,143 (7.0)	688 (9.8)	307 (6.0)	2,869 (35.6)	25,260 (56.3)		174 (75.7)	12,449 (47.0)	3,967 (63.7)	3,512 (71.6)	5,158 (73.9)
1,060	1,069	33,598 (30.6)	7,405 (11.4)			3,234 (7.2)	688 (9.8)	307 (6.0)	3,177 (39.4)	26,192 (58.4)		174 (75.7)	13,044 (49.2)	4,054 (65.1)	3,762 (76.7)	5,158 (73.9)
1,070	1,079	34,280 (31.2)	7,639 (11.7)			3,313 (7.4)	688 (9.8)	307 (6.0)	3,331 (41.3)	26,641 (59.4)		174 (75.7)	13,218 (49.9)	4,162 (66.8)	3,842 (78.3)	5,245 (75.2)
1,080	1,089	35,820 (32.6)	8,444 (13.0)			3,816 (8.5)	796 (11.3)	414 (8.1)	3,418 (42.4)	27,376 (61.1)		174 (75.7)	13,659 (51.6)	4,321 (69.4)	3,921 (79.9)	5,301 (76.0)
1,090	1,099	36,146 (32.9)	8,683 (13.3)			4,055 (9.1)	796 (11.3)	414 (8.1)	3,418 (42.4)	27,463 (61.3)		174 (75.7)	13,659 (51.6)	4,408 (70.8)	3,921 (79.9)	5,301 (76.0)
1,100	1,199	45,346 (41.2)	13,429 (20.6)	159 (100.0)		7,344 (16.4)	1,150 (16.3)	897 (17.6)	3,879 (48.1)	31,916 (71.2)		230 (100.0)	16,433 (62.0)	5,255 (84.4)	4,029 (82.1)	5,969 (85.6)
1,200	1,299	54,288 (49.4)	18,979 (29.1)			11,376 (25.4)	1,616 (22.9)	1,380 (27.1)	4,449 (55.2)	35,309 (78.8)			18,773 (70.9)	5,422 (87.0)	4,319 (88.1)	6,565 (94.1)
1,300	1,399	61,731 (56.1)	24,385 (37.4)			14,967 (33.4)	1,795 (25.5)	1,961 (38.6)	5,503 (68.3)	37,346 (83.3)			20,414 (77.1)	5,586 (89.7)	4,551 (92.8)	6,565 (94.1)
1,400	1,499	68,072 (61.9)	29,207 (44.8)			18,627 (41.6)	2,611 (37.1)	2,041 (40.1)	5,770 (71.6)	38,865 (86.7)			21,592 (81.5)	5,760 (92.4)	4,631 (94.4)	6,652 (95.3)
1,500		109,965 (100.0)	65,135 (100.0)			44,789 (100.0)	7,042 (100.0)	5,086 (100.0)	8,059 (100.0)	44,830 (100.0)			26,489 (100.0)	6,230 (100.0)	4,905 (100.0)	6,977 (100.0)
月平均賃金額		233,467	282,175		189,750	290,977	314,923	292,543	199,919	162,698		159,750	183,094	153,798	139,666	109,496
時間当平均賃金額		1,497	1,690		1,150	1,718	1,867	1,767	1,341	1,217		1,001	1,301	1,129	1,088	1,075
月一人当たり労働時間数		153	167		165	170	169	164	144	132		160	141	132	128	103
第1・20分位数		960	969		1,137	1,020	989	1,000	960	960		960	960	960	960	960
第1・10分位数		961	1,039		1,137	1,111	1,086	1,100	960	960		960	961	960	960	960
第1・4分位数		1,029	1,250		1,137	1,293	1,323	1,211	1,000	982		960	1,000	980	970	960
中位数		1,310	1,551		1,138	1,569	1,793	1,623	1,200	1,032		960	1,080	1,025	1,000	1,000
四分位偏差係数		0.2667	0.2208		0.0116	0.2088	0.2144	0.2587	0.2302	0.1225		0.0005	0.1719	0.0763	0.0487	0.0569

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

05年 総括表(1)

産業：(全て) 3.1-卸売業、小売業 就業形態：(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			地域別				年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	阪神	播磨	県北・淡路		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	185,150	80,923	104,227		117,053	52,472	15,625		635	4,904	131,472	19,810	14,978	13,351
円	2,132	1,180	953		1,108	921	104				1,071	308	405	348
-	949	(1.2)	(1.5)	(0.9)	(0.9)	(1.8)	(0.7)				(0.8)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
950 -	950	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
951 -	951	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
952 -	952	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
953 -	953	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
954 -	954	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
955 -	955	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
956 -	956	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
957 -	957	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
958 -	958	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
959 -	959	2,277	1,180	1,097	1,252	921	104				1,215	308	405	348
		(1.2)	(1.5)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(0.7)				(0.9)	(1.6)	(2.7)	(2.6)
960 -	960	27,732	10,836	16,896	16,575	9,074	2,083		491	2,484	17,359	2,637	2,138	2,623
		(15.0)	(13.4)	(16.2)	(14.2)	(17.3)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(13.2)	(13.3)	(14.3)	(19.6)
961 -	961	28,002	11,106	16,896	16,845	9,074	2,083		491	2,484	17,494	2,637	2,138	2,758
		(15.1)	(13.7)	(16.2)	(14.4)	(17.3)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(13.3)	(13.3)	(14.3)	(20.7)
962 -	962	28,002	11,106	16,896	16,845	9,074	2,083		491	2,484	17,494	2,637	2,138	2,758
		(15.1)	(13.7)	(16.2)	(14.4)	(17.3)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(13.3)	(13.3)	(14.3)	(20.7)
963 -	963	28,137	11,241	16,896	16,980	9,074	2,083		491	2,484	17,629	2,637	2,138	2,758
		(15.2)	(13.9)	(16.2)	(14.5)	(17.3)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(13.4)	(13.3)	(14.3)	(20.7)
964 -	964	28,137	11,241	16,896	16,980	9,074	2,083		491	2,484	17,629	2,637	2,138	2,758
		(15.2)	(13.9)	(16.2)	(14.5)	(17.3)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(13.4)	(13.3)	(14.3)	(20.7)
965 -	965	29,007	11,476	17,532	17,403	9,521	2,083		491	2,484	18,399	2,637	2,238	2,758
		(15.7)	(14.2)	(16.8)	(14.9)	(18.1)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(14.0)	(13.3)	(14.9)	(20.7)
966 -	966	29,108	11,576	17,532	17,403	9,622	2,083		491	2,484	18,499	2,637	2,238	2,758
		(15.7)	(14.3)	(16.8)	(14.9)	(18.3)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(14.1)	(13.3)	(14.9)	(20.7)
967 -	967	29,108	11,576	17,532	17,403	9,622	2,083		491	2,484	18,499	2,637	2,238	2,758
		(15.7)	(14.3)	(16.8)	(14.9)	(18.3)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(14.1)	(13.3)	(14.9)	(20.7)
968 -	968	29,281	11,576	17,705	17,403	9,795	2,083		491	2,484	18,673	2,637	2,238	2,758
		(15.8)	(14.3)	(17.0)	(14.9)	(18.7)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(14.2)	(13.3)	(14.9)	(20.7)
969 -	969	29,281	11,576	17,705	17,403	9,795	2,083		491	2,484	18,673	2,637	2,238	2,758
		(15.8)	(14.3)	(17.0)	(14.9)	(18.7)	(13.3)		(77.3)	(50.7)	(14.2)	(13.3)	(14.9)	(20.7)
970 -	970	33,355	13,187	20,168	19,395	11,590	2,369		491	2,484	21,303	3,648	2,382	3,046
		(18.0)	(16.3)	(19.4)	(16.6)	(22.1)	(15.2)		(77.3)	(50.7)	(16.2)	(18.4)	(15.9)	(22.8)
971 -	971	33,355	13,187	20,168	19,395	11,590	2,369		491	2,484	21,303	3,648	2,382	3,046
		(18.0)	(16.3)	(19.4)	(16.6)	(22.1)	(15.2)		(77.3)	(50.7)	(16.2)	(18.4)	(15.9)	(22.8)
972 -	972	33,355	13,187	20,168	19,395	11,590	2,369		491	2,484	21,303	3,648	2,382	3,046
		(18.0)	(16.3)	(19.4)	(16.6)	(22.1)	(15.2)		(77.3)	(50.7)	(16.2)	(18.4)	(15.9)	(22.8)
973 -	973	33,455	13,287	20,168	19,395	11,691	2,369		491	2,484	21,403	3,648	2,382	3,046
		(18.1)	(16.4)	(19.4)	(16.6)	(22.3)	(15.2)		(77.3)	(50.7)	(16.3)	(18.4)	(15.9)	(22.8)
974 -	974	33,455	13,287	20,168	19,395	11,691	2,369		491	2,484	21,403	3,648	2,382	3,046
		(18.1)	(16.4)	(19.4)	(16.6)	(22.3)	(15.2)		(77.3)	(50.7)	(16.3)	(18.4)	(15.9)	(22.8)



975 - 975	34,340 (18.5)	13,422 (16.6)	20,918 (20.1)		20,107 (17.2)	11,864 (22.6)	2,369 (15.2)		491 (77.3)	2,484 (50.7)	22,000 (16.7)	3,936 (19.9)	2,382 (15.9)	3,046 (22.8)
976 - 976	34,340 (18.5)	13,422 (16.6)	20,918 (20.1)		20,107 (17.2)	11,864 (22.6)	2,369 (15.2)		491 (77.3)	2,484 (50.7)	22,000 (16.7)	3,936 (19.9)	2,382 (15.9)	3,046 (22.8)
977 - 977	34,629 (18.7)	13,422 (16.6)	21,207 (20.3)		20,395 (17.4)	11,864 (22.6)	2,369 (15.2)		491 (77.3)	2,484 (50.7)	22,289 (17.0)	3,936 (19.9)	2,382 (15.9)	3,046 (22.8)
978 - 978	34,629 (18.7)	13,422 (16.6)	21,207 (20.3)		20,395 (17.4)	11,864 (22.6)	2,369 (15.2)		491 (77.3)	2,484 (50.7)	22,289 (17.0)	3,936 (19.9)	2,382 (15.9)	3,046 (22.8)
979 - 979	34,629 (18.7)	13,422 (16.6)	21,207 (20.3)		20,395 (17.4)	11,864 (22.6)	2,369 (15.2)		491 (77.3)	2,484 (50.7)	22,289 (17.0)	3,936 (19.9)	2,382 (15.9)	3,046 (22.8)
980 - 980	38,957 (21.0)	14,767 (18.2)	24,190 (23.2)		22,522 (19.2)	13,779 (26.3)	2,656 (17.0)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	25,360 (19.3)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,046 (22.8)
981 - 981	38,957 (21.0)	14,767 (18.2)	24,190 (23.2)		22,522 (19.2)	13,779 (26.3)	2,656 (17.0)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	25,360 (19.3)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,046 (22.8)
982 - 982	39,205 (21.2)	14,871 (18.4)	24,334 (23.3)		22,666 (19.4)	13,779 (26.3)	2,760 (17.7)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	25,504 (19.4)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
983 - 983	39,205 (21.2)	14,871 (18.4)	24,334 (23.3)		22,666 (19.4)	13,779 (26.3)	2,760 (17.7)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	25,504 (19.4)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
984 - 984	39,340 (21.2)	15,006 (18.5)	24,334 (23.3)		22,801 (19.5)	13,779 (26.3)	2,760 (17.7)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	25,639 (19.5)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
985 - 985	39,773 (21.5)	15,006 (18.5)	24,767 (23.8)		23,234 (19.8)	13,779 (26.3)	2,760 (17.7)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	26,071 (19.8)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
986 - 986	40,129 (21.7)	15,006 (18.5)	25,123 (24.1)		23,234 (19.8)	13,952 (26.6)	2,943 (18.8)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	26,427 (20.1)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
987 - 987	40,437 (21.8)	15,141 (18.7)	25,296 (24.3)		23,369 (20.0)	14,126 (26.9)	2,943 (18.8)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	26,736 (20.3)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
988 - 988	40,437 (21.8)	15,141 (18.7)	25,296 (24.3)		23,369 (20.0)	14,126 (26.9)	2,943 (18.8)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	26,736 (20.3)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
989 - 989	40,437 (21.8)	15,141 (18.7)	25,296 (24.3)		23,369 (20.0)	14,126 (26.9)	2,943 (18.8)		491 (77.3)	2,773 (56.5)	26,736 (20.3)	4,396 (22.2)	2,891 (19.3)	3,150 (23.6)
990 - 990	43,279 (23.4)	16,656 (20.6)	26,623 (25.5)		25,737 (22.0)	14,600 (27.8)	2,943 (18.8)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	28,567 (21.7)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,295 (24.7)
991 - 991	43,697 (23.6)	16,891 (20.9)	26,806 (25.7)		25,872 (22.1)	14,700 (28.0)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	28,885 (22.0)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
992 - 992	43,986 (23.8)	16,891 (20.9)	27,094 (26.0)		26,161 (22.3)	14,700 (28.0)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,173 (22.2)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
993 - 993	43,986 (23.8)	16,891 (20.9)	27,094 (26.0)		26,161 (22.3)	14,700 (28.0)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,173 (22.2)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
994 - 994	43,986 (23.8)	16,891 (20.9)	27,094 (26.0)		26,161 (22.3)	14,700 (28.0)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,173 (22.2)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
995 - 995	44,274 (23.9)	16,891 (20.9)	27,383 (26.3)		26,449 (22.6)	14,700 (28.0)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,462 (22.4)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
996 - 996	44,621 (24.1)	16,891 (20.9)	27,730 (26.6)		26,449 (22.6)	15,047 (28.7)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,808 (22.7)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
997 - 997	44,621 (24.1)	16,891 (20.9)	27,730 (26.6)		26,449 (22.6)	15,047 (28.7)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,808 (22.7)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
998 - 998	44,621 (24.1)	16,891 (20.9)	27,730 (26.6)		26,449 (22.6)	15,047 (28.7)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,808 (22.7)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
999 - 999	44,621 (24.1)	16,891 (20.9)	27,730 (26.6)		26,449 (22.6)	15,047 (28.7)	3,125 (20.0)		491 (77.3)	3,043 (62.0)	29,808 (22.7)	4,531 (22.9)	3,353 (22.4)	3,395 (25.4)
1000 - 1000	56,603 (30.6)	23,495 (29.0)	33,108 (31.8)		34,183 (29.2)	18,357 (35.0)	4,063 (26.0)		491 (77.3)	3,447 (70.3)	37,646 (28.6)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1001 - 1001	56,851 (30.7)	23,599 (29.2)	33,252 (31.9)		34,327 (29.3)	18,357 (35.0)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,592 (73.2)	37,750 (28.7)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1002 - 1002	56,851 (30.7)	23,599 (29.2)	33,252 (31.9)		34,327 (29.3)	18,357 (35.0)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,592 (73.2)	37,750 (28.7)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1003 - 1003	56,851 (30.7)	23,599 (29.2)	33,252 (31.9)		34,327 (29.3)	18,357 (35.0)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,592 (73.2)	37,750 (28.7)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)

1004	1004	56,851 (30.7)	23,599 (29.2)	33,252 (31.9)		34,327 (29.3)	18,357 (35.0)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,592 (73.2)	37,750 (28.7)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1005	1005	57,631 (31.1)	23,599 (29.2)	34,032 (32.7)		34,760 (29.7)	18,703 (35.6)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,939 (80.3)	38,183 (29.0)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1006	1006	57,631 (31.1)	23,599 (29.2)	34,032 (32.7)		34,760 (29.7)	18,703 (35.6)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,939 (80.3)	38,183 (29.0)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1007	1007	57,775 (31.2)	23,599 (29.2)	34,176 (32.8)		34,904 (29.8)	18,703 (35.6)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,939 (80.3)	38,327 (29.2)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1008	1008	57,775 (31.2)	23,599 (29.2)	34,176 (32.8)		34,904 (29.8)	18,703 (35.6)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,939 (80.3)	38,327 (29.2)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1009	1009	57,775 (31.2)	23,599 (29.2)	34,176 (32.8)		34,904 (29.8)	18,703 (35.6)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,939 (80.3)	38,327 (29.2)	5,799 (29.3)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1010	1010	58,892 (31.8)	24,139 (29.8)	34,753 (33.3)		36,021 (30.8)	18,703 (35.6)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	3,939 (80.3)	39,300 (29.9)	5,943 (30.0)	4,416 (29.5)	4,803 (36.0)
1011	1019	60,962 (32.9)	25,488 (31.5)	35,474 (34.0)		38,092 (32.5)	18,703 (35.6)	4,167 (26.7)		491 (77.3)	4,083 (83.3)	40,794 (31.0)	6,087 (30.7)	4,561 (30.4)	4,947 (37.1)
1020	1029	63,125 (34.1)	26,641 (32.9)	36,484 (35.0)		39,641 (33.9)	19,004 (36.2)	4,479 (28.7)		491 (77.3)	4,083 (83.3)	42,472 (32.3)	6,436 (32.5)	4,696 (31.4)	4,947 (37.1)
1030	1039	65,256 (35.2)	27,551 (34.0)	37,705 (36.2)		41,316 (35.3)	19,278 (36.7)	4,662 (29.8)		491 (77.3)	4,227 (86.2)	44,180 (33.6)	6,436 (32.5)	4,830 (32.3)	5,091 (38.1)
1040	1049	67,203 (36.3)	27,786 (34.3)	39,418 (37.8)		42,461 (36.3)	19,898 (37.9)	4,844 (31.0)		491 (77.3)	4,227 (86.2)	45,104 (34.3)	6,897 (34.8)	5,393 (36.0)	5,091 (38.1)
1050	1059	70,901 (38.3)	29,309 (36.2)	41,592 (39.9)		44,974 (38.4)	20,692 (39.4)	5,235 (33.5)		491 (77.3)	4,227 (86.2)	47,518 (36.1)	7,306 (36.9)	5,527 (36.9)	5,831 (43.7)
1060	1069	72,413 (39.1)	29,879 (36.9)	42,534 (40.8)		45,821 (39.1)	20,992 (40.0)	5,600 (35.8)		491 (77.3)	4,227 (86.2)	48,472 (36.9)	7,585 (38.3)	5,672 (37.9)	5,966 (44.7)
1070	1079	73,746 (39.8)	30,750 (38.0)	42,996 (41.3)		46,379 (39.6)	21,767 (41.5)	5,600 (35.8)		491 (77.3)	4,227 (86.2)	49,605 (37.7)	7,785 (39.3)	5,672 (37.9)	5,966 (44.7)
1080	1089	74,988 (40.5)	31,559 (39.0)	43,428 (41.7)		47,217 (40.3)	22,067 (42.1)	5,704 (36.5)		491 (77.3)	4,227 (86.2)	50,498 (38.4)	7,785 (39.3)	5,920 (39.5)	6,066 (45.4)
1090	1099	75,481 (40.8)	31,764 (39.3)	43,717 (41.9)		47,505 (40.6)	22,167 (42.2)	5,808 (37.2)		491 (77.3)	4,227 (86.2)	50,891 (38.7)	7,886 (39.8)	5,920 (39.5)	6,066 (45.4)
1100	1199	89,759 (48.5)	38,675 (47.8)	51,084 (49.0)		57,863 (49.4)	24,837 (47.3)	7,058 (45.2)		635 (100.0)	4,804 (98.0)	60,178 (45.8)	9,678 (48.9)	7,040 (47.0)	7,424 (55.6)
1200	1299	101,387 (54.8)	43,705 (54.0)	57,682 (55.3)		64,629 (55.2)	27,954 (53.3)	8,803 (56.3)			4,904 (100.0)	69,195 (52.6)	10,315 (52.1)	7,563 (50.5)	8,775 (65.7)
1300	1399	112,077 (60.5)	49,364 (61.0)	62,713 (60.2)		71,014 (60.7)	31,218 (59.5)	9,845 (63.0)				77,324 (58.8)	11,559 (58.3)	8,257 (55.1)	9,398 (70.4)
1400	1499	119,729 (64.7)	53,177 (65.7)	66,552 (63.9)		75,760 (64.7)	33,707 (64.2)	10,262 (65.7)				83,013 (63.1)	12,341 (62.3)	8,924 (59.6)	9,911 (74.2)
1500		185,150 (100.0)	80,923 (100.0)	104,227 (100.0)		117,053 (100.0)	52,472 (100.0)	15,625 (100.0)				131,472 (100.0)	19,810 (100.0)	14,978 (100.0)	13,351 (100.0)
月平均賃金額		196,918	199,534	194,887		198,250	190,995	206,824		51,953	65,372	203,793	212,950	201,517	155,484
時間当平均賃金額		1,421	1,440	1,407		1,446	1,368	1,415		998	999	1,430	1,512	1,471	1,324
月一人当たり労働時間数		129	130	129		127	131	140		51	64	133	132	131	114
第1・20分位数		960	960	960		960	960	960		960	960	960	960	960	960
第1・10分位数		960	960	960		960	960	960		960	960	960	960	960	960
第1・4分位数		1,000	1,000	990		1,000	980	1,000		960	960	1,000	1,000	1,000	991
中位数		1,214	1,241	1,200		1,200	1,250	1,224		960	960	1,254	1,224	1,258	1,136
四分位偏差係数		0.2738	0.2795	0.2782		0.2919	0.2567	0.2309		0.0005	0.0236	0.2768	0.3349	0.2474	0.2244

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	185,150	76,654	318	1,323	53,916	7,138	6,338	7,622	108,496	318	3,581	77,556	12,672	8,640	5,730
円	2,132	942			423	135	135	248	1,191			647	173	270	100
-	949	(1.2)	(1.2)		(0.8)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
950 - 950	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
951 - 951	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
952 - 952	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
953 - 953	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
954 - 954	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
955 - 955	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
956 - 956	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
957 - 957	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
958 - 958	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
959 - 959	2,277	1,086			568	135	135	248	1,191			647	173	270	100
	(1.2)	(1.4)			(1.1)	(1.9)	(2.1)	(3.3)	(1.1)			(0.8)	(1.4)	(3.1)	(1.7)
960 - 960	27,732	6,690	173	934	3,816	482	308	976	21,042	318	1,550	13,543	2,155	1,830	1,647
	(15.0)	(8.7)	(54.6)	(70.6)	(7.1)	(6.7)	(4.9)	(12.8)	(19.4)	(100.0)	(43.3)	(17.5)	(17.0)	(21.2)	(28.7)
961 - 961	28,002	6,960	173	934	3,951	482	308	1,111	21,042		1,550	13,543	2,155	1,830	1,647
	(15.1)	(9.1)	(54.6)	(70.6)	(7.3)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(19.4)		(43.3)	(17.5)	(17.0)	(21.2)	(28.7)
962 - 962	28,002	6,960	173	934	3,951	482	308	1,111	21,042		1,550	13,543	2,155	1,830	1,647
	(15.1)	(9.1)	(54.6)	(70.6)	(7.3)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(19.4)		(43.3)	(17.5)	(17.0)	(21.2)	(28.7)
963 - 963	28,137	6,960	173	934	3,951	482	308	1,111	21,177		1,550	13,678	2,155	1,830	1,647
	(15.2)	(9.1)	(54.6)	(70.6)	(7.3)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(19.5)		(43.3)	(17.6)	(17.0)	(21.2)	(28.7)
964 - 964	28,137	6,960	173	934	3,951	482	308	1,111	21,177		1,550	13,678	2,155	1,830	1,647
	(15.2)	(9.1)	(54.6)	(70.6)	(7.3)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(19.5)		(43.3)	(17.6)	(17.0)	(21.2)	(28.7)
965 - 965	29,007	7,278	173	934	4,269	482	308	1,111	21,730		1,550	14,130	2,155	1,930	1,647
	(15.7)	(9.5)	(54.6)	(70.6)	(7.9)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(20.0)		(43.3)	(18.2)	(17.0)	(22.3)	(28.7)
966 - 966	29,108	7,278	173	934	4,269	482	308	1,111	21,830		1,550	14,230	2,155	1,930	1,647
	(15.7)	(9.5)	(54.6)	(70.6)	(7.9)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(20.1)		(43.3)	(18.3)	(17.0)	(22.3)	(28.7)
967 - 967	29,108	7,278	173	934	4,269	482	308	1,111	21,830		1,550	14,230	2,155	1,930	1,647
	(15.7)	(9.5)	(54.6)	(70.6)	(7.9)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(20.1)		(43.3)	(18.3)	(17.0)	(22.3)	(28.7)
968 - 968	29,281	7,451	173	934	4,442	482	308	1,111	21,830		1,550	14,230	2,155	1,930	1,647
	(15.8)	(9.7)	(54.6)	(70.6)	(8.2)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(20.1)		(43.3)	(18.3)	(17.0)	(22.3)	(28.7)
969 - 969	29,281	7,451	173	934	4,442	482	308	1,111	21,830		1,550	14,230	2,155	1,930	1,647
	(15.8)	(9.7)	(54.6)	(70.6)	(8.2)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(20.1)		(43.3)	(18.3)	(17.0)	(22.3)	(28.7)
970 - 970	33,355	7,596	173	934	4,587	482	308	1,111	25,759		1,550	16,717	3,166	2,074	1,935
	(18.0)	(9.9)	(54.6)	(70.6)	(8.5)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(23.7)		(43.3)	(21.6)	(25.0)	(24.0)	(33.8)
971 - 971	33,355	7,596	173	934	4,587	482	308	1,111	25,759		1,550	16,717	3,166	2,074	1,935
	(18.0)	(9.9)	(54.6)	(70.6)	(8.5)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(23.7)		(43.3)	(21.6)	(25.0)	(24.0)	(33.8)
972 - 972	33,355	7,596	173	934	4,587	482	308	1,111	25,759		1,550	16,717	3,166	2,074	1,935
	(18.0)	(9.9)	(54.6)	(70.6)	(8.5)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(23.7)		(43.3)	(21.6)	(25.0)	(24.0)	(33.8)
973 - 973	33,455	7,596	173	934	4,587	482	308	1,111	25,859		1,550	16,817	3,166	2,074	1,935
	(18.1)	(9.9)	(54.6)	(70.6)	(8.5)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(23.8)		(43.3)	(21.7)	(25.0)	(24.0)	(33.8)
974 - 974	33,455	7,596	173	934	4,587	482	308	1,111	25,859		1,550	16,817	3,166	2,074	1,935
	(18.1)	(9.9)	(54.6)	(70.6)	(8.5)	(6.7)	(4.9)	(14.6)	(23.8)		(43.3)	(21.7)	(25.0)	(24.0)	(33.8)

975	-	975	34,340 (18.5)	7,769 (10.1)	173 (54.6)	934 (70.6)	4,760 (8.8)	482 (6.7)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	26,571 (24.5)		1,550 (43.3)	17,240 (22.2)	3,454 (27.3)	2,074 (24.0)	1,935 (33.8)
976	-	976	34,340 (18.5)	7,769 (10.1)	173 (54.6)	934 (70.6)	4,760 (8.8)	482 (6.7)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	26,571 (24.5)		1,550 (43.3)	17,240 (22.2)	3,454 (27.3)	2,074 (24.0)	1,935 (33.8)
977	-	977	34,629 (18.7)	7,769 (10.1)	173 (54.6)	934 (70.6)	4,760 (8.8)	482 (6.7)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	26,860 (24.8)		1,550 (43.3)	17,529 (22.6)	3,454 (27.3)	2,074 (24.0)	1,935 (33.8)
978	-	978	34,629 (18.7)	7,769 (10.1)	173 (54.6)	934 (70.6)	4,760 (8.8)	482 (6.7)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	26,860 (24.8)		1,550 (43.3)	17,529 (22.6)	3,454 (27.3)	2,074 (24.0)	1,935 (33.8)
979		979	34,629 (18.7)	7,769 (10.1)	173 (54.6)	934 (70.6)	4,760 (8.8)	482 (6.7)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	26,860 (24.8)		1,550 (43.3)	17,529 (22.6)	3,454 (27.3)	2,074 (24.0)	1,935 (33.8)
980		980	38,957 (21.0)	8,260 (10.8)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,078 (9.4)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	30,697 (28.3)		1,838 (51.3)	20,282 (26.2)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	1,935 (33.8)
981		981	38,957 (21.0)	8,260 (10.8)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,078 (9.4)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	30,697 (28.3)		1,838 (51.3)	20,282 (26.2)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	1,935 (33.8)
982		982	39,205 (21.2)	8,260 (10.8)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,078 (9.4)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	30,945 (28.5)		1,838 (51.3)	20,426 (26.3)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
983		983	39,205 (21.2)	8,260 (10.8)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,078 (9.4)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	30,945 (28.5)		1,838 (51.3)	20,426 (26.3)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
984		984	39,340 (21.2)	8,395 (11.0)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,213 (9.7)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	30,945 (28.5)		1,838 (51.3)	20,426 (26.3)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
985		985	39,773 (21.5)	8,395 (11.0)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,213 (9.7)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	31,378 (28.9)		1,838 (51.3)	20,859 (26.9)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
986		986	40,129 (21.7)	8,395 (11.0)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,213 (9.7)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	31,734 (29.2)		1,838 (51.3)	21,215 (27.4)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
987		987	40,437 (21.8)	8,395 (11.0)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,213 (9.7)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	32,042 (29.5)		1,838 (51.3)	21,523 (27.8)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
988		988	40,437 (21.8)	8,395 (11.0)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,213 (9.7)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	32,042 (29.5)		1,838 (51.3)	21,523 (27.8)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
989		989	40,437 (21.8)	8,395 (11.0)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,213 (9.7)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,111 (14.6)	32,042 (29.5)		1,838 (51.3)	21,523 (27.8)	3,741 (29.5)	2,583 (29.9)	2,039 (35.6)
990		990	43,279 (23.4)	8,674 (11.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,347 (9.9)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,255 (16.5)	34,605 (31.9)		2,108 (58.9)	23,220 (29.9)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
991		991	43,697 (23.6)	8,774 (11.4)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,347 (9.9)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	34,923 (32.2)		2,108 (58.9)	23,537 (30.3)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
992		992	43,986 (23.8)	8,919 (11.6)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,492 (10.2)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,067 (32.3)		2,108 (58.9)	23,681 (30.5)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
993		993	43,986 (23.8)	8,919 (11.6)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,492 (10.2)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,067 (32.3)		2,108 (58.9)	23,681 (30.5)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
994		994	43,986 (23.8)	8,919 (11.6)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,492 (10.2)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,067 (32.3)		2,108 (58.9)	23,681 (30.5)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
995		995	44,274 (23.9)	9,063 (11.8)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,636 (10.5)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,211 (32.5)		2,108 (58.9)	23,826 (30.7)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
996		996	44,621 (24.1)	9,410 (12.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,983 (11.1)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,211 (32.5)		2,108 (58.9)	23,826 (30.7)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
997		997	44,621 (24.1)	9,410 (12.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,983 (11.1)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,211 (32.5)		2,108 (58.9)	23,826 (30.7)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
998		998	44,621 (24.1)	9,410 (12.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,983 (11.1)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,211 (32.5)		2,108 (58.9)	23,826 (30.7)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
999		999	44,621 (24.1)	9,410 (12.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	5,983 (11.1)	655 (9.2)	308 (4.9)	1,356 (17.8)	35,211 (32.5)		2,108 (58.9)	23,826 (30.7)	3,876 (30.6)	3,045 (35.2)	2,039 (35.6)
1,000		1,000	56,603 (30.6)	12,420 (16.2)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,685 (14.3)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	44,183 (40.7)		2,513 (70.2)	29,961 (38.6)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,001		1,001	56,851 (30.7)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	44,327 (40.9)		2,657 (74.2)	29,961 (38.6)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,002		1,002	56,851 (30.7)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	44,327 (40.9)		2,657 (74.2)	29,961 (38.6)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,003		1,003	56,851 (30.7)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	44,327 (40.9)		2,657 (74.2)	29,961 (38.6)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)

1,004	1,004	56,851 (30.7)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	44,327 (40.9)		2,657 (74.2)	29,961 (38.6)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,005	1,005	57,631 (31.1)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	45,106 (41.6)		3,004 (83.9)	30,394 (39.2)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,006	1,006	57,631 (31.1)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	45,106 (41.6)		3,004 (83.9)	30,394 (39.2)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,007	1,007	57,775 (31.2)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	45,251 (41.7)		3,004 (83.9)	30,538 (39.4)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,008	1,008	57,775 (31.2)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	45,251 (41.7)		3,004 (83.9)	30,538 (39.4)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,009	1,009	57,775 (31.2)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	45,251 (41.7)		3,004 (83.9)	30,538 (39.4)	5,144 (40.6)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,010	1,010	58,892 (31.8)	12,524 (16.3)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,789 (14.4)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	46,367 (42.7)		3,004 (83.9)	31,510 (40.6)	5,288 (41.7)	3,964 (45.9)	2,284 (39.9)
1,011	1,019	60,962 (32.9)	12,668 (16.5)	173 (54.6)	934 (70.6)	7,934 (14.7)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	48,294 (44.5)		3,148 (87.9)	32,860 (42.4)	5,432 (42.9)	4,108 (47.5)	2,428 (42.4)
1,020	1,029	63,125 (34.1)	12,772 (16.7)	173 (54.6)	934 (70.6)	8,038 (14.9)	655 (9.2)	453 (7.1)	2,519 (33.1)	50,352 (46.4)		3,148 (87.9)	34,435 (44.4)	5,781 (45.6)	4,243 (49.1)	2,428 (42.4)
1,030	1,039	65,256 (35.2)	13,196 (17.2)	173 (54.6)	1,079 (81.5)	8,182 (15.2)	655 (9.2)	588 (9.3)	2,519 (33.1)	52,060 (48.0)		3,148 (87.9)	35,998 (46.4)	5,781 (45.6)	4,243 (49.1)	2,572 (44.9)
1,040	1,049	67,203 (36.3)	13,296 (17.3)	173 (54.6)	1,079 (81.5)	8,182 (15.2)	655 (9.2)	688 (10.9)	2,519 (33.1)	53,907 (49.7)		3,148 (87.9)	36,922 (47.6)	6,242 (49.3)	4,705 (54.5)	2,572 (44.9)
1,050	1,059	70,901 (38.3)	14,362 (18.7)	173 (54.6)	1,079 (81.5)	8,971 (16.6)	655 (9.2)	688 (10.9)	2,797 (36.7)	56,538 (52.1)		3,148 (87.9)	38,548 (49.7)	6,651 (52.5)	4,840 (56.0)	3,034 (53.0)
1,060	1,069	72,413 (39.1)	14,645 (19.1)	173 (54.6)	1,079 (81.5)	9,253 (17.2)	655 (9.2)	688 (10.9)	2,797 (36.7)	57,768 (53.2)		3,148 (87.9)	39,219 (50.6)	6,930 (54.7)	4,984 (57.7)	3,169 (55.3)
1,070	1,079	73,746 (39.8)	14,745 (19.2)	173 (54.6)	1,079 (81.5)	9,353 (17.3)	655 (9.2)	688 (10.9)	2,797 (36.7)	59,001 (54.4)		3,148 (87.9)	40,251 (51.9)	7,130 (56.3)	4,984 (57.7)	3,169 (55.3)
1,080	1,089	74,988 (40.5)	15,124 (19.7)	173 (54.6)	1,079 (81.5)	9,488 (17.6)	655 (9.2)	832 (13.1)	2,897 (38.0)	59,864 (55.2)		3,148 (87.9)	41,010 (52.9)	7,130 (56.3)	5,088 (58.9)	3,169 (55.3)
1,090	1,099	75,481 (40.8)	15,124 (19.7)	173 (54.6)	1,079 (81.5)	9,488 (17.6)	655 (9.2)	832 (13.1)	2,897 (38.0)	60,356 (55.6)		3,148 (87.9)	41,403 (53.4)	7,230 (57.1)	5,088 (58.9)	3,169 (55.3)
1,100	1,199	89,759 (48.5)	19,145 (25.0)	318 (100.0)	1,223 (92.4)	12,107 (22.5)	755 (10.6)	1,067 (16.8)	3,676 (48.2)	70,614 (65.1)		3,581 (100.0)	48,071 (62.0)	8,922 (70.4)	5,972 (69.1)	3,749 (65.4)
1,200	1,299	101,387 (54.8)	24,584 (32.1)		1,323 (100.0)	15,885 (29.5)	856 (12.0)	1,446 (22.8)	4,756 (62.4)	76,803 (70.8)			53,310 (68.7)	9,459 (74.6)	6,117 (70.8)	4,019 (70.1)
1,300	1,399	112,077 (60.5)	29,851 (38.9)			19,797 (36.7)	1,443 (20.2)	1,870 (29.5)	5,100 (66.9)	82,226 (75.8)			57,527 (74.2)	10,116 (79.8)	6,387 (73.9)	4,298 (75.0)
1,400	1,499	119,729 (64.7)	33,164 (43.3)			22,187 (41.2)	1,678 (23.5)	2,149 (33.9)	5,509 (72.3)	86,565 (79.8)			60,826 (78.4)	10,663 (84.1)	6,775 (78.4)	4,402 (76.8)
1,500		185,150 (100.0)	76,654 (100.0)			53,916 (100.0)	7,138 (100.0)	6,338 (100.0)	7,622 (100.0)	108,496 (100.0)			77,556 (100.0)	12,672 (100.0)	8,640 (100.0)	5,730 (100.0)
月平均賃金額		196,918	263,184	70,727	58,918	271,194	326,254	279,225	177,603	150,100	33,178	67,757	156,938	149,129	144,508	126,062
時間当平均賃金額		1,421	1,662	1,036	1,005	1,680	1,970	1,675	1,379	1,251	960	996	1,256	1,254	1,322	1,251
月一人当たり労働時間数		129	152	67	56	156	162	162	125	114	35	67	118	114	108	99
第1・20分位数		960	960	960	960	960	960	1,000	960	960	960	960	960	960	960	960
第1・10分位数		960	975	960	960	992	1,101	1,043	960	960	960	960	960	960	960	960
第1・4分位数		1,000	1,200	960	960	1,247	1,521	1,347	1,000	980	960	960	980	975	980	960
中位数		1,214	1,557	960	960	1,563	1,823	1,584	1,200	1,050	960	980	1,060	1,050	1,040	1,050
四分位偏差係数		0.2738	0.2330	0.0872	0.0367	0.2254	0.1563	0.1324	0.2776	0.1851	0.0004	0.0230	0.2087	0.1549	0.2243	0.1781

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

05年 総括表（１）

産業：（全て）2.G-情報通信業のう就業形態：（全て）

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	阪神	播磨	県北・淡路		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	304,633	142,363	162,178	92	208,629	75,547	20,457		5,119	7,371	188,896	29,721	29,244	44,281
円	8,480	6,634	1,846		5,247	2,163	1,070			154	4,059	515	866	2,886
-	949	(2.8)	(4.7)	(1.1)	(2.5)	(2.9)	(5.2)			(2.1)	(2.1)	(1.7)	(3.0)	(6.5)
950 -	950	9,162	7,316	1,846	5,620	2,472	1,070			154	4,587	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.1)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.4)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
951 -	951	9,162	7,316	1,846	5,620	2,472	1,070			154	4,587	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.1)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.4)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
952 -	952	9,162	7,316	1,846	5,620	2,472	1,070			154	4,587	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.1)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.4)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
953 -	953	9,162	7,316	1,846	5,620	2,472	1,070			154	4,587	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.1)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.4)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
954 -	954	9,277	7,431	1,846	5,735	2,472	1,070			154	4,702	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.2)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.5)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
955 -	955	9,277	7,431	1,846	5,735	2,472	1,070			154	4,702	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.2)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.5)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
956 -	956	9,277	7,431	1,846	5,735	2,472	1,070			154	4,702	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.2)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.5)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
957 -	957	9,277	7,431	1,846	5,735	2,472	1,070			154	4,702	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.2)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.5)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
958 -	958	9,277	7,431	1,846	5,735	2,472	1,070			154	4,702	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.2)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.5)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
959 -	959	9,277	7,431	1,846	5,735	2,472	1,070			154	4,702	515	1,020	2,886
		(3.0)	(5.2)	(1.1)	(2.7)	(3.3)	(5.2)			(2.1)	(2.5)	(1.7)	(3.5)	(6.5)
960 -	960	45,641	25,416	20,225	23,995	18,602	3,044		3,187	2,396	21,745	2,998	4,372	10,943
		(15.0)	(17.9)	(12.5)	(11.5)	(24.6)	(14.9)		(62.2)	(32.5)	(11.5)	(10.1)	(15.0)	(24.7)
961 -	961	45,641	25,416	20,225	23,995	18,602	3,044		3,187	2,396	21,745	2,998	4,372	10,943
		(15.0)	(17.9)	(12.5)	(11.5)	(24.6)	(14.9)		(62.2)	(32.5)	(11.5)	(10.1)	(15.0)	(24.7)
962 -	962	45,641	25,416	20,225	23,995	18,602	3,044		3,187	2,396	21,745	2,998	4,372	10,943
		(15.0)	(17.9)	(12.5)	(11.5)	(24.6)	(14.9)		(62.2)	(32.5)	(11.5)	(10.1)	(15.0)	(24.7)
963 -	963	45,641	25,416	20,225	23,995	18,602	3,044		3,187	2,396	21,745	2,998	4,372	10,943
		(15.0)	(17.9)	(12.5)	(11.5)	(24.6)	(14.9)		(62.2)	(32.5)	(11.5)	(10.1)	(15.0)	(24.7)
964 -	964	45,641	25,416	20,225	23,995	18,602	3,044		3,187	2,396	21,745	2,998	4,372	10,943
		(15.0)	(17.9)	(12.5)	(11.5)	(24.6)	(14.9)		(62.2)	(32.5)	(11.5)	(10.1)	(15.0)	(24.7)
965 -	965	48,536	25,762	22,773	24,968	20,442	3,125		3,306	2,396	23,159	2,998	4,691	11,987
		(15.9)	(18.1)	(14.0)	(12.0)	(27.1)	(15.3)		(64.6)	(32.5)	(12.3)	(10.1)	(16.0)	(27.1)
966 -	966	48,536	25,762	22,773	24,968	20,442	3,125		3,306	2,396	23,159	2,998	4,691	11,987
		(15.9)	(18.1)	(14.0)	(12.0)	(27.1)	(15.3)		(64.6)	(32.5)	(12.3)	(10.1)	(16.0)	(27.1)
967 -	967	48,536	25,762	22,773	24,968	20,442	3,125		3,306	2,396	23,159	2,998	4,691	11,987
		(15.9)	(18.1)	(14.0)	(12.0)	(27.1)	(15.3)		(64.6)	(32.5)	(12.3)	(10.1)	(16.0)	(27.1)
968 -	968	48,538	25,762	22,773	2	24,970	20,442	3,125	3,306	2,396	23,159	3,000	4,691	11,987
		(15.9)	(18.1)	(14.0)	(2.0)	(12.0)	(27.1)	(15.3)	(64.6)	(32.5)	(12.3)	(10.1)	(16.0)	(27.1)
969 -	969	48,538	25,762	22,773	2	24,970	20,442	3,125	3,306	2,396	23,159	3,000	4,691	11,987
		(15.9)	(18.1)	(14.0)	(2.0)	(12.0)	(27.1)	(15.3)	(64.6)	(32.5)	(12.3)	(10.1)	(16.0)	(27.1)
970 -	970	53,935	28,276	25,657	2	29,090	21,081	3,764	3,306	2,396	25,690	3,239	5,817	13,488
		(17.7)	(19.9)	(15.8)	(2.0)	(13.9)	(27.9)	(18.4)	(64.6)	(32.5)	(13.6)	(10.9)	(19.9)	(30.5)
971 -	971	53,935	28,276	25,657	2	29,090	21,081	3,764	3,306	2,396	25,690	3,239	5,817	13,488
		(17.7)	(19.9)	(15.8)	(2.0)	(13.9)	(27.9)	(18.4)	(64.6)	(32.5)	(13.6)	(10.9)	(19.9)	(30.5)
972 -	972	53,935	28,276	25,657	2	29,090	21,081	3,764	3,306	2,396	25,690	3,239	5,817	13,488
		(17.7)	(19.9)	(15.8)	(2.0)	(13.9)	(27.9)	(18.4)	(64.6)	(32.5)	(13.6)	(10.9)	(19.9)	(30.5)
973 -	973	53,937	28,276	25,658	2	29,090	21,082	3,764	3,306	2,396	25,691	3,239	5,817	13,488
		(17.7)	(19.9)	(15.8)	(2.0)	(13.9)	(27.9)	(18.4)	(64.6)	(32.5)	(13.6)	(10.9)	(19.9)	(30.5)
974 -	974	54,087	28,276	25,809	2	29,090	21,233	3,764	3,306	2,396	25,691	3,239	5,968	13,488
		(17.8)	(19.9)	(15.9)	(2.0)	(13.9)	(28.1)	(18.4)	(64.6)	(32.5)	(13.6)	(10.9)	(20.4)	(30.5)

975 - 975	54,728 (18.0)	28,679 (20.1)	26,047 (16.1)	2 (2.0)	29,444 (14.1)	21,520 (28.5)	3,764 (18.4)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	25,806 (13.7)	3,239 (10.9)	5,968 (20.4)	13,881 (31.3)
976 - 976	54,728 (18.0)	28,679 (20.1)	26,047 (16.1)	2 (2.0)	29,444 (14.1)	21,520 (28.5)	3,764 (18.4)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	25,806 (13.7)	3,239 (10.9)	5,968 (20.4)	13,881 (31.3)
977 - 977	54,728 (18.0)	28,679 (20.1)	26,047 (16.1)	2 (2.0)	29,444 (14.1)	21,520 (28.5)	3,764 (18.4)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	25,806 (13.7)	3,239 (10.9)	5,968 (20.4)	13,881 (31.3)
978 - 978	54,785 (18.0)	28,736 (20.2)	26,047 (16.1)	2 (2.0)	29,444 (14.1)	21,577 (28.6)	3,764 (18.4)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	25,863 (13.7)	3,239 (10.9)	5,968 (20.4)	13,881 (31.3)
979	54,785 (18.0)	28,736 (20.2)	26,047 (16.1)	2 (2.0)	29,444 (14.1)	21,577 (28.6)	3,764 (18.4)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	25,863 (13.7)	3,239 (10.9)	5,968 (20.4)	13,881 (31.3)
980	58,625 (19.2)	30,973 (21.8)	27,650 (17.0)	2 (2.0)	31,814 (15.2)	22,758 (30.1)	4,053 (19.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	28,390 (15.0)	3,589 (12.1)	6,358 (21.7)	14,453 (32.6)
981	58,639 (19.2)	30,973 (21.8)	27,650 (17.0)	16 (17.6)	31,828 (15.3)	22,758 (30.1)	4,053 (19.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	28,405 (15.0)	3,589 (12.1)	6,358 (21.7)	14,453 (32.6)
982	59,798 (19.6)	31,547 (22.2)	28,227 (17.4)	23 (25.5)	32,887 (15.8)	22,859 (30.3)	4,053 (19.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	28,986 (15.3)	3,589 (12.1)	6,358 (21.7)	15,030 (33.9)
983	59,938 (19.7)	31,687 (22.3)	28,227 (17.4)	23 (25.5)	33,027 (15.8)	22,859 (30.3)	4,053 (19.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	29,126 (15.4)	3,589 (12.1)	6,358 (21.7)	15,030 (33.9)
984	60,174 (19.8)	31,923 (22.4)	28,227 (17.4)	23 (25.5)	33,027 (15.8)	23,013 (30.5)	4,133 (20.2)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	29,126 (15.4)	3,589 (12.1)	6,358 (21.7)	15,266 (34.5)
985	60,808 (20.0)	32,557 (22.9)	28,227 (17.4)	23 (25.5)	33,411 (16.0)	23,182 (30.7)	4,214 (20.6)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	29,320 (15.5)	3,761 (12.7)	6,473 (22.1)	15,419 (34.8)
986	61,065 (20.0)	32,814 (23.0)	28,227 (17.4)	23 (25.5)	33,669 (16.1)	23,182 (30.7)	4,214 (20.6)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	29,578 (15.7)	3,761 (12.7)	6,473 (22.1)	15,419 (34.8)
987	61,371 (20.1)	33,121 (23.3)	28,227 (17.4)	23 (25.5)	33,975 (16.3)	23,182 (30.7)	4,214 (20.6)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	29,731 (15.7)	3,761 (12.7)	6,473 (22.1)	15,572 (35.2)
988	61,508 (20.2)	33,177 (23.3)	28,307 (17.5)	23 (25.5)	33,975 (16.3)	23,318 (30.9)	4,214 (20.6)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	29,867 (15.8)	3,761 (12.7)	6,473 (22.1)	15,572 (35.2)
989	61,648 (20.2)	33,317 (23.4)	28,307 (17.5)	23 (25.5)	34,115 (16.4)	23,318 (30.9)	4,214 (20.6)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	29,867 (15.8)	3,761 (12.7)	6,614 (22.6)	15,572 (35.2)
990	63,389 (20.8)	33,722 (23.7)	29,644 (18.3)	23 (25.5)	35,268 (16.9)	23,665 (31.3)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,374 (16.6)	3,995 (13.4)	6,614 (22.6)	15,572 (35.2)
991	63,468 (20.8)	33,722 (23.7)	29,723 (18.3)	23 (25.5)	35,268 (16.9)	23,745 (31.4)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,453 (16.7)	3,995 (13.4)	6,614 (22.6)	15,572 (35.2)
992	63,569 (20.9)	33,722 (23.7)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,268 (16.9)	23,845 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,554 (16.7)	3,995 (13.4)	6,614 (22.6)	15,572 (35.2)
993	63,709 (20.9)	33,862 (23.8)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,408 (17.0)	23,845 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,554 (16.7)	3,995 (13.4)	6,754 (23.1)	15,572 (35.2)
994	63,825 (21.0)	33,978 (23.9)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,524 (17.0)	23,845 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,669 (16.8)	3,995 (13.4)	6,754 (23.1)	15,572 (35.2)
995	63,940 (21.0)	34,093 (23.9)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,639 (17.1)	23,845 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,784 (16.8)	3,995 (13.4)	6,754 (23.1)	15,572 (35.2)
996	63,940 (21.0)	34,093 (23.9)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,639 (17.1)	23,845 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,784 (16.8)	3,995 (13.4)	6,754 (23.1)	15,572 (35.2)
997	63,940 (21.0)	34,093 (23.9)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,639 (17.1)	23,845 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,784 (16.8)	3,995 (13.4)	6,754 (23.1)	15,572 (35.2)
998	63,996 (21.0)	34,149 (24.0)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,639 (17.1)	23,901 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,841 (16.9)	3,995 (13.4)	6,754 (23.1)	15,572 (35.2)
999	64,137 (21.1)	34,290 (24.1)	29,823 (18.4)	23 (25.5)	35,779 (17.1)	23,901 (31.6)	4,456 (21.8)		3,439 (67.2)	2,396 (32.5)	31,841 (16.9)	3,995 (13.4)	6,754 (23.1)	15,712 (35.5)
1000	88,857 (29.2)	47,388 (33.3)	41,446 (25.6)	23 (25.5)	54,579 (26.2)	29,054 (38.5)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,464 (24.1)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	17,942 (40.5)
1001	88,857 (29.2)	47,388 (33.3)	41,446 (25.6)	23 (25.5)	54,579 (26.2)	29,054 (38.5)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,464 (24.1)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	17,942 (40.5)
1002	89,111 (29.3)	47,541 (33.4)	41,546 (25.6)	23 (25.5)	54,732 (26.2)	29,154 (38.6)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,564 (24.1)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	18,095 (40.9)
1003	89,111 (29.3)	47,541 (33.4)	41,546 (25.6)	23 (25.5)	54,732 (26.2)	29,154 (38.6)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,564 (24.1)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	18,095 (40.9)

1004	1004	89,111 (29.3)	47,541 (33.4)	41,546 (25.6)	23 (25.5)	54,732 (26.2)	29,154 (38.6)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,564 (24.1)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	18,095 (40.9)
1005	1005	89,243 (29.3)	47,674 (33.5)	41,546 (25.6)	23 (25.5)	54,732 (26.2)	29,287 (38.8)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,697 (24.2)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	18,095 (40.9)
1006	1006	89,363 (29.3)	47,674 (33.5)	41,665 (25.7)	23 (25.5)	54,851 (26.3)	29,287 (38.8)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,697 (24.2)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	18,215 (41.1)
1007	1007	89,516 (29.4)	47,827 (33.6)	41,665 (25.7)	23 (25.5)	55,004 (26.4)	29,287 (38.8)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,697 (24.2)	6,930 (23.3)	9,048 (30.9)	18,368 (41.5)
1008	1008	90,161 (29.6)	47,827 (33.6)	42,310 (26.1)	23 (25.5)	55,649 (26.7)	29,287 (38.8)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,697 (24.2)	7,575 (25.5)	9,048 (30.9)	18,368 (41.5)
1009	1009	90,161 (29.6)	47,827 (33.6)	42,310 (26.1)	23 (25.5)	55,649 (26.7)	29,287 (38.8)	5,224 (25.5)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	45,697 (24.2)	7,575 (25.5)	9,048 (30.9)	18,368 (41.5)
1010	1010	93,183 (30.6)	48,492 (34.1)	44,668 (27.5)	23 (25.5)	57,157 (27.4)	30,748 (40.7)	5,278 (25.8)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	48,162 (25.5)	7,655 (25.8)	9,127 (31.2)	18,765 (42.4)
1011	1019	95,087 (31.2)	49,361 (34.7)	45,703 (28.2)	23 (25.5)	58,636 (28.1)	31,172 (41.3)	5,279 (25.8)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	49,197 (26.0)	8,208 (27.6)	9,184 (31.4)	19,025 (43.0)
1020	1029	100,688 (33.1)	51,925 (36.5)	48,739 (30.1)	23 (25.5)	62,591 (30.0)	32,331 (42.8)	5,766 (28.2)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	53,480 (28.3)	8,946 (30.1)	9,564 (32.7)	19,224 (43.4)
1030	1039	103,962 (34.1)	52,796 (37.1)	51,142 (31.5)	23 (25.5)	64,703 (31.0)	33,492 (44.3)	5,766 (28.2)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	54,899 (29.1)	9,684 (32.6)	9,942 (34.0)	19,964 (45.1)
1040	1049	107,282 (35.2)	54,536 (38.3)	52,723 (32.5)	23 (25.5)	66,832 (32.0)	34,580 (45.8)	5,871 (28.7)		3,829 (74.8)	5,644 (76.6)	56,920 (30.1)	10,144 (34.1)	10,274 (35.1)	20,471 (46.2)
1050	1059	116,387 (38.2)	59,238 (41.6)	57,125 (35.2)	23 (25.5)	74,546 (35.7)	35,563 (47.1)	6,278 (30.7)		4,474 (87.4)	5,883 (79.8)	62,861 (33.3)	10,935 (36.8)	10,628 (36.3)	21,606 (48.8)
1060	1069	118,656 (39.0)	60,180 (42.3)	58,452 (36.0)	23 (25.5)	76,201 (36.5)	36,177 (47.9)	6,278 (30.7)		4,474 (87.4)	5,962 (80.9)	63,450 (33.6)	11,303 (38.0)	10,761 (36.8)	22,706 (51.3)
1070	1079	122,458 (40.2)	62,412 (43.8)	60,022 (37.0)	23 (25.5)	79,017 (37.9)	37,004 (49.0)	6,436 (31.5)		4,474 (87.4)	5,962 (80.9)	66,035 (35.0)	11,583 (39.0)	11,274 (38.6)	23,129 (52.2)
1080	1089	123,901 (40.7)	63,576 (44.7)	60,301 (37.2)	23 (25.5)	80,107 (38.4)	37,277 (49.3)	6,517 (31.9)		4,474 (87.4)	5,962 (80.9)	66,988 (35.5)	11,663 (39.2)	11,427 (39.1)	23,386 (52.8)
1090	1099	126,292 (41.5)	64,463 (45.3)	61,806 (38.1)	23 (25.5)	81,635 (39.1)	38,059 (50.4)	6,598 (32.3)		4,474 (87.4)	5,962 (80.9)	68,287 (36.2)	12,101 (40.7)	11,627 (39.8)	23,840 (53.8)
1100	1199	161,687 (53.1)	76,772 (53.9)	84,877 (52.3)	38 (41.2)	108,992 (52.2)	42,865 (56.7)	9,831 (48.1)		5,119 (100.0)	6,607 (89.6)	92,204 (48.8)	13,839 (46.6)	15,756 (53.9)	28,161 (63.6)
1200	1299	188,454 (61.9)	89,873 (63.1)	98,541 (60.8)	40 (43.1)	126,135 (60.5)	50,414 (66.7)	11,904 (58.2)			7,252 (98.4)	111,320 (58.9)	15,882 (53.4)	18,429 (63.0)	30,452 (68.8)
1300	1399	213,554 (70.1)	98,417 (69.1)	115,085 (71.0)	52 (56.9)	143,483 (68.8)	56,961 (75.4)	13,110 (64.1)			7,371 (100.0)	130,812 (69.3)	18,602 (62.6)	19,547 (66.8)	32,103 (72.5)
1400	1499	223,978 (73.5)	103,311 (72.6)	120,602 (74.4)	65 (70.6)	150,489 (72.1)	59,919 (79.3)	13,570 (66.3)				138,041 (73.1)	19,742 (66.4)	19,905 (68.1)	33,799 (76.3)
1500		304,633 (100.0)	142,363 (100.0)	162,178 (100.0)	92 (100.0)	208,629 (100.0)	75,547 (100.0)	20,457 (100.0)				188,896 (100.0)	29,721 (100.0)	29,244 (100.0)	44,281 (100.0)
月平均賃金額		155,281	153,280	157,004	213,558	153,103	156,062	174,607		52,762	37,816	170,431	179,475	142,432	114,306
時間当平均賃金額		1,380	1,380	1,381	1,440	1,404	1,299	1,446		993	1,023	1,392	1,508	1,432	1,315
月一人当たり労働時間数		108	108	107	143	104	114	120		53	37	118	108	99	89
第1・20分位数		960	950	960	981	960	960	949		960	960	960	960	960	900
第1・10分位数		960	960	960	981	960	960	960		960	960	960	960	960	960
第1・4分位数		1,000	1,000	1,000	982	1,000	965	1,000		960	960	1,010	1,008	1,000	965
中位数		1,150	1,144	1,160	1,345	1,153	1,096	1,215		960	1,000	1,200	1,250	1,150	1,066
四分位偏差係数		0.2200	0.2366	0.2157	0.2023	0.2386	0.1960	0.2679		0.0469	0.0205	0.2173	0.2599	0.2906	0.2282

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比



時間当り所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	304,633	88,099	2,629	2,579	54,430	5,639	6,457	16,366	216,535	2,491	4,793	134,466	24,082	22,788	27,916
円	8,480	2,864			1,841			1,023	5,616		154	2,218	515	866	1,863
-	949	(2.8)	(3.3)		(3.4)			(6.2)	(2.6)		(3.2)	(1.6)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
950 - 950	9,162	3,173			1,996		154	1,023	5,989		154	2,591	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(1.9)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
951 - 951	9,162	3,173			1,996		154	1,023	5,989		154	2,591	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(1.9)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
952 - 952	9,162	3,173			1,996		154	1,023	5,989		154	2,591	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(1.9)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
953 - 953	9,162	3,173			1,996		154	1,023	5,989		154	2,591	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(1.9)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
954 - 954	9,277	3,173			1,996		154	1,023	6,104		154	2,706	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(2.0)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
955 - 955	9,277	3,173			1,996		154	1,023	6,104		154	2,706	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(2.0)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
956 - 956	9,277	3,173			1,996		154	1,023	6,104		154	2,706	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(2.0)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
957 - 957	9,277	3,173			1,996		154	1,023	6,104		154	2,706	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(2.0)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
958 - 958	9,277	3,173			1,996		154	1,023	6,104		154	2,706	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(2.0)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
959 - 959	9,277	3,173			1,996		154	1,023	6,104		154	2,706	515	866	1,863
	(3.0)	(3.6)			(3.7)		(2.4)	(6.2)	(2.8)		(3.2)	(2.0)	(2.1)	(3.8)	(6.7)
960 - 960	45,641	11,797	1,593		5,809	56	488	3,850	33,844	1,593	2,396	15,936	2,942	3,884	7,094
	(15.0)	(13.4)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(7.6)	(23.5)	(15.6)	(64.0)	(50.0)	(11.9)	(12.2)	(17.0)	(25.4)
961 - 961	45,641	11,797	1,593		5,809	56	488	3,850	33,844	1,593	2,396	15,936	2,942	3,884	7,094
	(15.0)	(13.4)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(7.6)	(23.5)	(15.6)	(64.0)	(50.0)	(11.9)	(12.2)	(17.0)	(25.4)
962 - 962	45,641	11,797	1,593		5,809	56	488	3,850	33,844	1,593	2,396	15,936	2,942	3,884	7,094
	(15.0)	(13.4)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(7.6)	(23.5)	(15.6)	(64.0)	(50.0)	(11.9)	(12.2)	(17.0)	(25.4)
963 - 963	45,641	11,797	1,593		5,809	56	488	3,850	33,844	1,593	2,396	15,936	2,942	3,884	7,094
	(15.0)	(13.4)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(7.6)	(23.5)	(15.6)	(64.0)	(50.0)	(11.9)	(12.2)	(17.0)	(25.4)
964 - 964	45,641	11,797	1,593		5,809	56	488	3,850	33,844	1,593	2,396	15,936	2,942	3,884	7,094
	(15.0)	(13.4)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(7.6)	(23.5)	(15.6)	(64.0)	(50.0)	(11.9)	(12.2)	(17.0)	(25.4)
965 - 965	48,536	11,917	1,593		5,809	56	608	3,850	36,619	1,713	2,396	17,349	2,942	4,083	8,137
	(15.9)	(13.5)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(9.4)	(23.5)	(16.9)	(68.8)	(50.0)	(12.9)	(12.2)	(17.9)	(29.1)
966 - 966	48,536	11,917	1,593		5,809	56	608	3,850	36,619	1,713	2,396	17,349	2,942	4,083	8,137
	(15.9)	(13.5)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(9.4)	(23.5)	(16.9)	(68.8)	(50.0)	(12.9)	(12.2)	(17.9)	(29.1)
967 - 967	48,536	11,917	1,593		5,809	56	608	3,850	36,619	1,713	2,396	17,349	2,942	4,083	8,137
	(15.9)	(13.5)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(9.4)	(23.5)	(16.9)	(68.8)	(50.0)	(12.9)	(12.2)	(17.9)	(29.1)
968 - 968	48,538	11,917	1,593		5,809	56	608	3,850	36,621	1,713	2,396	17,349	2,944	4,083	8,137
	(15.9)	(13.5)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(9.4)	(23.5)	(16.9)	(68.8)	(50.0)	(12.9)	(12.2)	(17.9)	(29.1)
969 - 969	48,538	11,917	1,593		5,809	56	608	3,850	36,621	1,713	2,396	17,349	2,944	4,083	8,137
	(15.9)	(13.5)	(60.6)		(10.7)	(1.0)	(9.4)	(23.5)	(16.9)	(68.8)	(50.0)	(12.9)	(12.2)	(17.9)	(29.1)
970 - 970	53,935	12,390	1,593		5,889	56	608	4,244	41,545	1,713	2,396	19,800	3,182	5,209	9,245
	(17.7)	(14.1)	(60.6)		(10.8)	(1.0)	(9.4)	(25.9)	(19.2)	(68.8)	(50.0)	(14.7)	(13.2)	(22.9)	(33.1)
971 - 971	53,935	12,390	1,593		5,889	56	608	4,244	41,545	1,713	2,396	19,800	3,182	5,209	9,245
	(17.7)	(14.1)	(60.6)		(10.8)	(1.0)	(9.4)	(25.9)	(19.2)	(68.8)	(50.0)	(14.7)	(13.2)	(22.9)	(33.1)
972 - 972	53,935	12,390	1,593		5,889	56	608	4,244	41,545	1,713	2,396	19,800	3,182	5,209	9,245
	(17.7)	(14.1)	(60.6)		(10.8)	(1.0)	(9.4)	(25.9)	(19.2)	(68.8)	(50.0)	(14.7)	(13.2)	(22.9)	(33.1)
973 - 973	53,937	12,390	1,593		5,889	56	608	4,244	41,546	1,713	2,396	19,801	3,182	5,209	9,245
	(17.7)	(14.1)	(60.6)		(10.8)	(1.0)	(9.4)	(25.9)	(19.2)	(68.8)	(50.0)	(14.7)	(13.2)	(22.9)	(33.1)
974 - 974	54,087	12,390	1,593		5,889	56	608	4,244	41,697	1,713	2,396	19,801	3,182	5,360	9,245
	(17.8)	(14.1)	(60.6)		(10.8)	(1.0)	(9.4)	(25.9)	(19.3)	(68.8)	(50.0)	(14.7)	(13.2)	(23.5)	(33.1)

975 - 975	54,728 (18.0)	12,390 (14.1)	1,593 (60.6)		5,889 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	4,244 (25.9)	42,338 (19.6)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	19,917 (14.8)	3,182 (13.2)	5,360 (23.5)	9,638 (34.5)
976 - 976	54,728 (18.0)	12,390 (14.1)	1,593 (60.6)		5,889 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	4,244 (25.9)	42,338 (19.6)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	19,917 (14.8)	3,182 (13.2)	5,360 (23.5)	9,638 (34.5)
977 - 977	54,728 (18.0)	12,390 (14.1)	1,593 (60.6)		5,889 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	4,244 (25.9)	42,338 (19.6)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	19,917 (14.8)	3,182 (13.2)	5,360 (23.5)	9,638 (34.5)
978 - 978	54,785 (18.0)	12,390 (14.1)	1,593 (60.6)		5,889 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	4,244 (25.9)	42,394 (19.6)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	19,973 (14.9)	3,182 (13.2)	5,360 (23.5)	9,638 (34.5)
979 979	54,785 (18.0)	12,390 (14.1)	1,593 (60.6)		5,889 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	4,244 (25.9)	42,394 (19.6)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	19,973 (14.9)	3,182 (13.2)	5,360 (23.5)	9,638 (34.5)
980 980	58,625 (19.2)	12,753 (14.5)	1,593 (60.6)		5,889 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	4,606 (28.1)	45,871 (21.2)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	22,501 (16.7)	3,533 (14.7)	5,750 (25.2)	9,846 (35.3)
981 981	58,639 (19.2)	12,764 (14.5)	1,593 (60.6)		5,900 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	4,606 (28.1)	45,875 (21.2)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	22,505 (16.7)	3,533 (14.7)	5,750 (25.2)	9,846 (35.3)
982 982	59,798 (19.6)	13,192 (15.0)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	5,031 (30.7)	46,606 (21.5)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,082 (17.2)	3,533 (14.7)	5,750 (25.2)	10,000 (35.8)
983 983	59,938 (19.7)	13,192 (15.0)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	5,031 (30.7)	46,746 (21.6)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,223 (17.3)	3,533 (14.7)	5,750 (25.2)	10,000 (35.8)
984 984	60,174 (19.8)	13,192 (15.0)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	5,031 (30.7)	46,981 (21.7)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,223 (17.3)	3,533 (14.7)	5,750 (25.2)	10,235 (36.7)
985 985	60,808 (20.0)	13,345 (15.1)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	5,184 (31.7)	47,463 (21.9)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,416 (17.4)	3,704 (15.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
986 986	61,065 (20.0)	13,345 (15.1)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	5,184 (31.7)	47,720 (22.0)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,674 (17.6)	3,704 (15.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
987 987	61,371 (20.1)	13,498 (15.3)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	5,337 (32.6)	47,873 (22.1)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,827 (17.7)	3,704 (15.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
988 988	61,508 (20.2)	13,498 (15.3)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	608 (9.4)	5,337 (32.6)	48,009 (22.2)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,963 (17.8)	3,704 (15.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
989 989	61,648 (20.2)	13,639 (15.5)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	748 (11.6)	5,337 (32.6)	48,009 (22.2)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	23,963 (17.8)	3,704 (15.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
990 990	63,389 (20.8)	13,639 (15.5)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	748 (11.6)	5,337 (32.6)	49,750 (23.0)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,470 (18.9)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
991 991	63,468 (20.8)	13,639 (15.5)	1,593 (60.6)		5,904 (10.8)	56 (1.0)	748 (11.6)	5,337 (32.6)	49,830 (23.0)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,550 (19.0)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
992 992	63,569 (20.9)	13,739 (15.6)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	748 (11.6)	5,337 (32.6)	49,830 (23.0)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,550 (19.0)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
993 993	63,709 (20.9)	13,879 (15.8)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	888 (13.8)	5,337 (32.6)	49,830 (23.0)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,550 (19.0)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
994 994	63,825 (21.0)	13,879 (15.8)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	888 (13.8)	5,337 (32.6)	49,945 (23.1)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,665 (19.1)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
995 995	63,940 (21.0)	13,879 (15.8)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	888 (13.8)	5,337 (32.6)	50,061 (23.1)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,780 (19.2)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
996 996	63,940 (21.0)	13,879 (15.8)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	888 (13.8)	5,337 (32.6)	50,061 (23.1)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,780 (19.2)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
997 997	63,940 (21.0)	13,879 (15.8)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	888 (13.8)	5,337 (32.6)	50,061 (23.1)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,780 (19.2)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
998 998	63,996 (21.0)	13,879 (15.8)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	888 (13.8)	5,337 (32.6)	50,117 (23.1)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,837 (19.2)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
999 999	64,137 (21.1)	14,020 (15.9)	1,593 (60.6)		6,004 (11.0)	56 (1.0)	888 (13.8)	5,477 (33.5)	50,117 (23.1)	1,846 (74.1)	2,396 (50.0)	25,837 (19.2)	3,938 (16.4)	5,866 (25.7)	10,235 (36.7)
1,000 1,000	88,857 (29.2)	20,269 (23.0)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,885 (16.3)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,274 (38.3)	68,588 (31.7)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,579 (27.2)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,668 (41.8)
1,001 1,001	88,857 (29.2)	20,269 (23.0)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,885 (16.3)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,274 (38.3)	68,588 (31.7)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,579 (27.2)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,668 (41.8)
1,002 1,002	89,111 (29.3)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	68,588 (31.7)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,579 (27.2)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,668 (41.8)
1,003 1,003	89,111 (29.3)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	68,588 (31.7)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,579 (27.2)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,668 (41.8)

1,004	1,004	89,111 (29.3)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	68,588 (31.7)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,579 (27.2)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,668 (41.8)
1,005	1,005	89,243 (29.3)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	68,721 (31.7)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,712 (27.3)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,668 (41.8)
1,006	1,006	89,363 (29.3)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	68,840 (31.8)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,712 (27.3)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,788 (42.2)
1,007	1,007	89,516 (29.4)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	68,993 (31.9)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,712 (27.3)	6,874 (28.5)	7,792 (34.2)	11,941 (42.8)
1,008	1,008	90,161 (29.6)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	69,639 (32.2)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,712 (27.3)	7,519 (31.2)	7,792 (34.2)	11,941 (42.8)
1,009	1,009	90,161 (29.6)	20,522 (23.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	8,985 (16.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,427 (39.3)	69,639 (32.2)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	36,712 (27.3)	7,519 (31.2)	7,792 (34.2)	11,941 (42.8)
1,010	1,010	93,183 (30.6)	21,027 (23.9)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	9,251 (17.0)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,665 (40.7)	72,156 (33.3)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	38,911 (28.9)	7,598 (31.6)	7,871 (34.5)	12,100 (43.3)
1,011	1,019	95,087 (31.2)	21,561 (24.5)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	9,525 (17.5)	56 (1.0)	1,256 (19.5)	6,925 (42.3)	73,526 (34.0)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	39,671 (29.5)	8,151 (33.8)	7,928 (34.8)	12,100 (43.3)
1,020	1,029	100,688 (33.1)	22,273 (25.3)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	9,883 (18.2)	291 (5.2)	1,256 (19.5)	7,044 (43.0)	78,415 (36.2)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	43,597 (32.4)	8,655 (35.9)	8,308 (36.5)	12,180 (43.6)
1,030	1,039	103,962 (34.1)	22,881 (26.0)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	10,082 (18.5)	291 (5.2)	1,256 (19.5)	7,453 (45.5)	81,081 (37.4)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	44,817 (33.3)	9,392 (39.0)	8,686 (38.1)	12,511 (44.8)
1,040	1,049	107,282 (35.2)	23,837 (27.1)	1,984 (75.5)	1,815 (70.4)	10,440 (19.2)	407 (7.2)	1,336 (20.7)	7,856 (48.0)	83,445 (38.5)	1,846 (74.1)	3,829 (79.9)	46,479 (34.6)	9,738 (40.4)	8,938 (39.2)	12,615 (45.2)
1,050	1,059	116,387 (38.2)	26,370 (29.9)	2,629 (100.0)	1,934 (75.0)	11,810 (21.7)	560 (9.9)	1,336 (20.7)	8,102 (49.5)	90,017 (41.6)	1,846 (74.1)	3,949 (82.4)	51,051 (38.0)	10,375 (43.1)	9,292 (40.8)	13,504 (48.4)
1,060	1,069	118,656 (39.0)	27,091 (30.8)		1,934 (75.0)	11,943 (21.9)	808 (14.3)	1,336 (20.7)	8,442 (51.6)	91,565 (42.3)	1,846 (74.1)	4,028 (84.1)	51,507 (38.3)	10,495 (43.6)	9,425 (41.4)	14,264 (51.1)
1,070	1,079	122,458 (40.2)	27,491 (31.2)		1,934 (75.0)	12,083 (22.2)	808 (14.3)	1,476 (22.9)	8,561 (52.3)	94,967 (43.9)	1,846 (74.1)	4,028 (84.1)	53,952 (40.1)	10,775 (44.7)	9,798 (43.0)	14,568 (52.2)
1,080	1,089	123,901 (40.7)	27,491 (31.2)		1,934 (75.0)	12,083 (22.2)	808 (14.3)	1,476 (22.9)	8,561 (52.3)	96,410 (44.5)	1,846 (74.1)	4,028 (84.1)	54,905 (40.8)	10,855 (45.1)	9,951 (43.7)	14,825 (53.1)
1,090	1,099	126,292 (41.5)	28,408 (32.2)		1,934 (75.0)	12,784 (23.5)	808 (14.3)	1,476 (22.9)	8,777 (53.6)	97,884 (45.2)	1,846 (74.1)	4,028 (84.1)	55,503 (41.3)	11,293 (46.9)	10,151 (44.5)	15,064 (54.0)
1,100	1,199	161,687 (53.1)	37,007 (42.0)		1,934 (75.0)	18,730 (34.4)	1,012 (18.0)	2,739 (42.4)	9,964 (60.9)	124,680 (57.6)	2,491 (100.0)	4,673 (97.5)	73,475 (54.6)	12,827 (53.3)	13,018 (57.1)	18,197 (65.2)
1,200	1,299	188,454 (61.9)	44,368 (50.4)		2,579 (100.0)	23,594 (43.3)	1,362 (24.1)	3,340 (51.7)	10,864 (66.4)	144,086 (66.5)		4,673 (97.5)	87,725 (65.2)	14,521 (60.3)	15,088 (66.2)	19,588 (70.2)
1,300	1,399	213,554 (70.1)	53,677 (60.9)			31,067 (57.1)	1,906 (33.8)	3,750 (58.1)	11,746 (71.8)	159,878 (73.8)		4,793 (100.0)	99,745 (74.2)	16,696 (69.3)	15,796 (69.3)	20,357 (72.9)
1,400	1,499	223,978 (73.5)	57,217 (64.9)			33,567 (61.7)	2,163 (38.4)	3,750 (58.1)	12,529 (76.6)	166,761 (77.0)			104,474 (77.7)	17,579 (73.0)	16,154 (70.9)	21,271 (76.2)
1,500		304,633 (100.0)	88,099 (100.0)			54,430 (100.0)	5,639 (100.0)	6,457 (100.0)	16,366 (100.0)	216,535 (100.0)			134,466 (100.0)	24,082 (100.0)	22,788 (100.0)	27,916 (100.0)
月平均賃金額		155,281	210,216	49,197	29,888	228,245	360,804	216,896	150,014	132,930	56,524	42,082	147,028	137,017	121,333	93,372
時間当平均賃金額		1,380	1,574	988	1,052	1,555	2,300	1,789	1,478	1,301	997	1,007	1,326	1,323	1,331	1,219
月一人当たり労働時間数		108	128	50	28	140	145	126	109	100	57	42	109	100	91	78
第1・20分位数		960	960	960	1,000	960	1,025	960	857	960	960	960	960	960	960	900
第1・10分位数		960	960	960	1,000	960	1,062	989	960	960	960	960	960	960	960	960
第1・4分位数		1,000	1,022	960	1,000	1,100	1,332	1,130	970	1,000	960	960	1,000	1,000	980	960
中位数		1,150	1,299	960	1,000	1,350	1,785	1,250	1,060	1,105	960	1,000	1,150	1,135	1,100	1,066
四分位偏差係数		0.2200	0.2650	0.0213	0.1000	0.2410	0.2573	0.3705	0.2269	0.1901	0.0729	0.0204	0.1783	0.2221	0.2822	0.2361

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比



全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部  
執行委員長 國賀 由美子



## 最低賃金の大幅引上げを求める意見書 要請趣旨

私たちは、8時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のものであるため、いま現在の状態は、さらに深刻です。

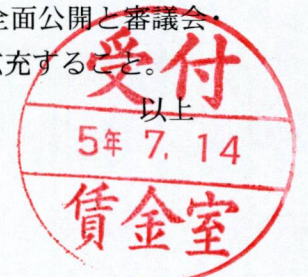
私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

### 要請項目

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
  - ① 私ども建交労兵庫合同支部が多数組織するトラック産業では、中・長距離輸送において、運賃単価の目安の一つとなっているのは最低賃金であり、より安く買いたたかかれているのが現状である。加えて、全国一律最低賃金が確立されていないことから、発地、着地の違いにより運賃が大きく変動している。従って、今後2024年問題で大幅なトラック運転者の人員不足が懸念されるなか安く買いたたかれた運賃単価の発地、着地の荷物は犬猿せざるを得ない状況が生じかねないことから、今後、荷物の安定供給が全国一律には、できかねない恐れが生じることを解消するためには、即時最低賃金を全国一律に統一するべきである。
- 4、より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。





兵庫地方最低賃金審議会 会長  
梅野 巨利 殿

2023年7月18日

兵庫県労働組合総連合  
議長 成山 太志



## 最低賃金の大幅引上げを求める意見書

### ● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、8時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のもので、いま現在の状態は、さらに深刻です。

私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

### ● 要 請 項 目 ●

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
- 4、より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

以上





団体名 兵庫県私立学校教職員組合連合

代表者名 執行委員長 永島 徳顕



## 最低賃金の大幅引上げを求める意見書

### ● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、8時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のもので、いま現在の状態は、さらに深刻です。

私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

### ● 要 請 項 目 ●

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
- 4、より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

以上







## 最低賃金の大幅引上げを求める意見書

### ● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、8時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のものでありますので、いま現在の状態は、さらに深刻です。

私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

### ● 要 請 項 目 ●

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
- 4、より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

以上





団体名 兵庫私学労働組合

代表者名 執行委員長 永島 徳頭



## 最低賃金の大幅引上げを求める意見書

### ● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、8時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のもので、いま現在の状態は、さらに深刻です。

私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

### ● 要 請 項 目 ●

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
- 4、より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

以上





2023年 7月 13日

団体名 宝塚地区労働組合総連合  
代表者名 荒木 芳樹

### 最低賃金の大幅引上げを求める意見書

#### ●要請趣旨●

私たちは、8時間働けば人間らしくくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のもので、いま現在の状態は、さらに深刻です。

私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

#### ●要請項目●

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
- 4、より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

#### 5、組織・団体独自の要求

私たちの街宝塚市では少し古い資料にはありますが、平成28年経済センサス活動調査の結果によると官公署と民間企業で働く人は54,498人います。非正規の人正規の人も問わず最低賃金の動向が大きな影響を与えます。最低賃金の引上げで働く人の生活改善と地域経済の活性化の好循環をもたらしたいと思っております。最低賃金の大幅引上げを求めます。

以上





団体名 兵庫県高等学校教職員組合  
代表者名 中村 太朗



## 最低賃金の大幅引上げを求める意見書

### ● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、8時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のものであるため、いま現在の状態は、さらに深刻です。

私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

### ● 要 請 項 目 ●

1. 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
3. 全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
4. より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。
5. 公務員の高卒初任給が最賃以下である現状を即刻是正するよう、関係各機関に働きかけること。

以上





兵庫県最低賃金審議会 会長  
梅野 巨利 殿

2023 年



団体名 兵庫県国家公務員関連労働組合共闘会議

代表者名 議長 川端 英樹



## 最低賃金の大幅引上げを求める意見書

### ● 要 請 趣 旨 ●

私たちは、8時間働けば人間らしい暮らしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。これらの調査結果は、現在の物価高騰の前のものでありますので、いま現在の状態は、さらに深刻です。

私たちは、今年1月に再改定を求めましたが実現しませんでした。6月に閣議決定とされている「全国加重平均1000円を達成する」では、一番考慮されるべき労働者の必要生計費に達しません。

本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。地域経済の活性化、人口減少に歯止めへの確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

### ● 要 請 項 目 ●

- 1、兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 2、最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう国に意見すること。
- 3、全国一律最低賃金制度導入を国に求めること。
- 4、より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。
- 5、組織・団体独自の要求



以上



兵庫県の最低賃金を直ちに1,000円以上に、1,500円  
に引き上げ、中小企業支援の拡充、地域間格差の解消、  
全国一律最低賃金制度を求める要請書

兵庫労働局長 殿  
兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

2023年7月25日

今回提出 1718筆  
(前回提出 3038筆)

合計 4756筆

取扱団体 兵庫県労働組合総連合  
(国民春闘兵庫県共闘委員会)

〒650-0023

神戸市中央区栄町通3丁目6-7 大栄ビル10F

TEL078-335-3770 FAX078-335-3830



# 兵庫県の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ、 中小企業支援を拡充、地域間格差の解消、 全国一律最低賃金制度を求める要請書

2023年 月 日

兵庫労働局長 殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

## 請願趣旨

私たちは、8時間働けば人間らしい暮らしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。コロナ禍においてもコロナ禍だからこそ、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

## 請願項目

- 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。
- 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。

以上

氏名	住所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません



尼崎労連

最低賃金

引上げ署名

3364 筆



# 兵庫県の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げ、 中小企業支援を拡充、地域間格差の解消、 全国一律最低賃金制度を求める要請書

2023年 月 日

兵庫労働局長 殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

## 請願趣旨

私たちは、8時間働けば人間らしくらしがができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。全労連が、全国各地で行なっている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、兵庫労連でも同様の調査で、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に25万円(税込)程度の収入が必要との結果が出ています。これは、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上となります。本年の審議で、兵庫地方の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。コロナ禍においてもコロナ禍だからこそ、地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

中小零細企業の支払い能力が障害となっているのであれば、その障害を乗り越えられる直接的支援策をとってください。このことは、毎年中央でも兵庫でも最低賃金審議会が答申で求めています。まずは、答申にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策を創設・拡充させ、さらに、社会保険料企業負担分の軽減、消費税率の軽減などを確約したうえで、最低賃金を直ちに1,500円に引き上げることを強く求めます。

## 請願項目

- 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。
- 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。

以上

氏名	住所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません



# 最低賃金 兵庫県 960円

最低賃金は、最低賃金法という法律によって定められ強制力があります。兵庫県内でバイトやパートをしているみなさん、時給は960円を下回っていませんか？これを下回る賃金を定めた雇用契約書は無効です。法律の規定に基づき、最低賃金を会社へ請求できます。

今すぐ

全国一律

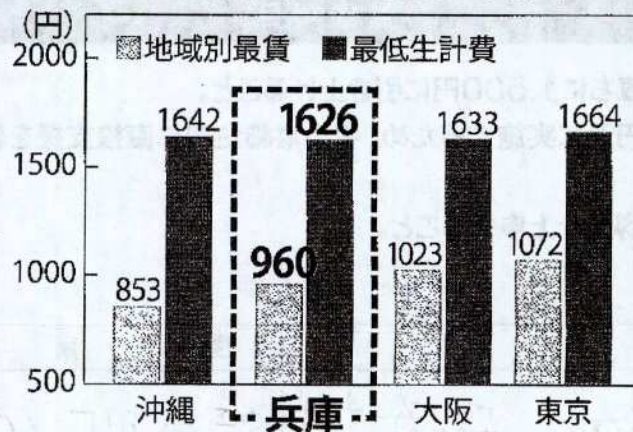
# 1500円以上へ

## 最賃の地域間格差が一極集中招く

いま兵庫の最低賃金は960円。大阪は1,023円。神崎川を兵庫県側から渡るだけで、時間額が63円高くなります。東京は1,072円で兵庫とは112円もの開きがあります。これでは兵庫から大阪へ人・もの・カネが流れます。果ては東京へ一極集中し、兵庫の経済がますます停滞します。

直近の調査によれば、グラフのとおり全国どこで生活しても生計費は大きく変わりません。兵庫県では、神戸市内で一人暮らしをする25歳青年の場合、時間額で女性は1,582円、男性は1,626円が必要です。今こそ、この最低生計費に合わせて時間額を1,500円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金を求めましょう。

## 地域別の最低賃金と最低生計費



## 物価高騰に見合った賃金を



急激な円安の進行に加えウクライナ情勢の長期化に伴い、電気、ガスや食料品などの生活必需品の価格高騰が続いています。国民の生活は低所得層ほど悪影響が大きくなっています。いまこそ最低賃金を引き上げ、1日8時間働けば普通に暮らせる世の中を実現しましょう。

## 中小企業への直接支援を

中小企業が最低賃金を大幅に引き上げても、健全な経営ができるよう国の支援を拡充することが急務です。例えば諸外国でも実践されている社会保険料の事業主負担の免除・減免などを国や地方自治体に求めていきましょう。

兵庫労連(兵庫県労働組合総連合) / 国民春闘兵庫県共闘委員会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3-6-7 大栄ビル10F  
TEL 078-335-3770 FAX 078-335-3830 Mail rorenhyogo@shinsai.or.jp



2023年7月18日

## 兵庫地方最低賃金審議会 御中

全国労働組合連絡協議会（全労協）  
全国一般労働組合全国協議会  
自立労働組合連合  
不二家神戸労働組合  
委員長 伊藤 潔史

住所 兵庫県神戸市西区高塚台5-4-1  
不二家神戸内

連絡先 自立労働組合連合（担当：藤原）  
京都市南区東九条西山王町7  
FAX (075)-748-8773  
藤原携帯 090-7094-9608

### 兵庫県最低賃金の改定審議にあたっての意見書

兵庫県最低賃金改定にあたって、最低賃金法第25条5項、同施行規則第11条1項に基づき意見表明します。

#### 記

1. 兵庫県最低賃金を、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。  
そのために、時間給1500円以上にする事。
2. 時間給1500円以上にするために、必要と思われる政策についての建議を行うこと。





## 【意見の趣旨 目次】

### はじめに

#### (1) 引き上げ額の議論の前に

1. 審議委員の皆さんには、最低賃金を意識して生活をしていただいたでしょうか？  
～審議にあたっての視点～
2. 深刻な兵庫県の人口流出問題に対する対策として、最低賃金の大幅引き上げを  
若者の流出が大きな問題
3. 少子化対策の一環として、大幅な最低賃金の引き上げを
4. 答申の発表などの機会に最低賃金についての広報の強化を
  - ① 答申発表時、建議をきちんと取り上げるよう要請を
  - ② 答申発表時、異議申出についての説明を
5. 国連・社会権規約委員会が、「最低賃金…上昇する生活費に満たない」と懸念を表明
  - ① 指摘の内容
  - ② 「労働者及びその家族」という観点の必要性
  - ③ 3要素の見直し、「通常の事業の賃金支払能力」の削除の要請
  - ④ 日本政府の意見（2015年3月）は全く回答になっていません
6. 最低賃金法改正の意義を考慮した最低賃金の大幅引き上げを  
～審議会の「生活保護基準」の見直しを・労働局は資料の提供を～
  - ① 「生活保護基準」の見直しを求める意見
    - i) 労働側委員の主張要旨
    - ii) 日弁連の主張
    - iii) 国連・社会権規約委員会の見解
  - ② 労働局は、法改正を踏まえた資料作成を。審議委員は資料作成の要請を。

#### (2) 額の議論にあたって

1. 1000円では低すぎる。兵庫の最低賃金を、1500円以上への引き上げを
  - ① 1000円では低すぎる
  - ② 最低賃金1500円を求める声の拡大
  - ③ ワーキングプアを脱するには1200円以上、  
結婚の壁を越えるには1700円以上、2000円程度は必要
  - ④ 国際的に見て日本の最低賃金は低すぎ。先進国では1700円以上。
    - i) 諸外国の最低賃金
    - ii) 際立つ日本の最低賃金引き上げ率の低さ
  - ⑤ 2021年の審議会資料で、兵庫県のパートの募集賃金平均額は1150円近く  
2023年では、兵庫県のパートの募集賃金平均額はもっと上がっているはず
  - ⑥ 東京（1072円）との差112円、大阪（1023円）との差63円をなくせ。
  - ⑦ 物価上昇に対応するために、5%～10%（48円～96円）程度の引き上げは必要

#### (3) 建議のために

1. 時間給1500円以上にするための政策の議論と建議を
2. 全国一律最低賃金制度 ～最低賃金1500円以上とする法制度整備を～



## 【意見の趣旨】

### はじめに

非正規職労働者・ワーキングプアと呼ばれる労働者、低賃金で働く労働者が増大し、賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の役割は、ますます大きくなっています。

そして、食品の値上げなど、物価が高騰する中で、低賃金労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」には、最低賃金の大幅な引き上げが急務です。

「労働者の生計費」を元に、現在、全国で「最低賃金を1500円に」というキャンペーンが行われています。私たちもその活動の一端を担っています。

昨年は、意見書で「時間給1500円を目指し、1200円以上にする」としていましたが、物価高騰、国際的な最低賃金の引き上げ動向、そして何よりも「健康で文化的な最低限度の生活」という観点から、今年は「1500円以上」としました。

以下に紹介する弁護士会の会長声明や新聞社の社説は、私たちの思いと共通している部分が多く、かつ簡潔にまとめられています。ぜひ、一読してみてください。

#### 【資料 ①】

「低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」（2023年4月14日 日本弁護士連合会）

#### 【資料 ②】

「兵庫県地域別最低賃金の大幅引上げを求めるとともに、中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める会長声明」（2023年6月29日 兵庫県弁護士会）

兵庫県弁護士会は、昨年のタイトルから、残念ながら「全国一律最低賃金制度の実現」は無くなっていますが、昨年に引き続き中小企業に触れ、昨年は「中小企業への十分な支援」という表現でしたが、今年は「中小企業への十分な支援を直ちに」という表現になっています。

兵庫県弁護士会の会長声明では、以下のことを求めています。

- 1 兵庫県地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の答申にかかわらず、兵庫県地方最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める
- 2 厚生労働省に対し、最低賃金引上げに伴う中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める

また、毎日新聞社説、朝日新聞社説でも、最低賃金の大幅な引き上げが言われています。

#### 【資料 ③】

社説「物価高騰下の最低賃金 安心して暮らせる水準に」（毎日新聞 2023/7/3）

#### 【資料 ④】

社説「最低賃金 物価高踏まえ底上げを」（朝日新聞 2023年7月17日 5時00分）



## (1) 引き上げ額の議論の前に

### 1. 審議委員の皆さんには、最低賃金を意識して生活をしてください ～審議にあたっての視点～

毎年の意見書において、次のことを要望しています。

『最低賃金に関する議論については、審議委員の皆さん自身が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」（憲法25条）ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第1条）に値する最低賃金を念頭に置いて、議論をしてください。

審議・答申に当たっては、審議委員の皆さんが、その後、その最低賃金の額のみで家族の生活をまかなうつもりで審議してください。

もし、最低賃金の収入額で生活できなくなれば、その時点で、審議会の開催を請求し、最低賃金の引き上げを要請してください。』と。

審議委員の皆さんには、最低賃金を意識して、月々の生活をしていただきたいと思います。

最低賃金の議論を行うに当たっては、上記の視点から議論を始めてください。

それではなければ不断に憲法や最低賃金法第1条を無視して、最低賃金法第9条2項の中の3要素の中の1要素でしかない「通常の事業の賃金支払能力」（私たちは、この項は法律から削除すべきと考えます）や、「中小・零細企業の賃金上昇率」に過度に重点をおいた議論になる懸念があります。

### 2. 深刻な兵庫県の人口流出問題に対する対策として、最低賃金の大幅引き上げを 若者の流出が大きな問題

兵庫県では、若者の流出が大きな問題となっています。今年も、

2023/2/2 19:45 神戸新聞 NEXT

兵庫の推定人口540万人割れ、27年ぶりの水準に 転出超過は全国で5番目 「次世代産業の誘致や教育の向上を」

2023/3/25 06:00 神戸新聞 NEXT

縮む兵庫、人口540万人割れ 転出超過は全国最多 県内企業への就職率2割強、出生数も目標値届かず

といった記事がでています。

（3月25日の記事見出しの「転出超過は全国最多」は、2021年の場合）

兵庫地方最低賃金審議会でも、2018年8月6日の答申において、「全国における地方最低賃金の格差がランク分けにより年々広がっていく実態にあり、それが地方からの人口流出の一因となっていることから、その格差を是正すること」を強く要望しています。（残念ながら、以降の答申では、人口流出の問題については触れていません。）



「兵庫県が直面する最大の課題は人口流出（とりわけ若者の流出）をいかに食い止めるかだ」と言われる中で、兵庫地方最低賃金審議会としてできることがあります。

最低賃金を大幅に引き上げることによって、労働者にとって、とりわけ若者にとって、魅力ある県にすることができます。

### 3. 少子化対策の一環として、大幅な最低賃金の引き上げを

2023年6月13日、「こども未来戦略方針」が閣議決定されています。

その中の「Ⅱ. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念」「1. こども・子育て政策の課題」「（1）若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」で、

「雇用形態別に有配偶率を見ると、男性の正規職員・従業員の場合の有配偶率は25～29歳で30.5%、30～34歳で59.0%であるのに対し、非正規の職員・従業員の場合はそれぞれ12.5%、22.3%となっており、さらに、非正規のうちパート・アルバイトでは、それぞれ8.4%、15.7%にまで低下するなど、雇用形態の違いによる有配偶率の差が大きいことが分かる。また、年収別に見ると、いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。」（4頁）との報告がされています。

少子化対策の一環としても、非正規労働者・パート・アルバイトの年収の引き上げ＝最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠です。

2011年5月の内閣府「結婚・家族形成に関する調査」で「男性は、正規雇用のほうが結婚しやすく、年収300万円が結婚の分岐点」との報告がだされています。いわゆる「結婚の壁」です。

この調査から既に10年以上がたち、この間の物価上昇などを踏まえれば、年収350～400万円辺りが結婚の壁になるのではないかと思います。

「未婚の男女、結婚願望に影落とす収入の壁 ネット調査」（2019年1月12日21時41分 朝日新聞）によれば、「相手に求める年収も、（中略）女性は「400万円」が41%と最も多く、6割が400万円以上の金額を挙げた」との記事もあります。

非正規で働いても、年収が300万円～400万円に届く程度に最低賃金を引き上げることなしに、少子化の傾向に歯止めかけることはできないと思います。

### 4. 答申の発表などの機会に最低賃金についての広報の強化を

#### ① 答申発表時、建議をきちんと取り上げるよう要請を

この間、意見書において、最低賃金審議会に「建議」を行うことを要請してきました。

最低賃金法第21条は次のようになっています。



最低賃金法 第二十一条（権限）

最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に依りて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（下線は引用者）

そして、兵庫地方最低賃金審議会は、2013年から、建議をされています。  
2022年8月5日の答申でも建議を行われています。

ところが、例年、兵庫労働局の発表の際には、金額のみに注目してのプレス発表を作成し、これらの建議について触れていません。

労働局は、2012年までの建議を行っていなかった時のプレス発表の書式をそのまま踏襲して、建議が行われた後も、その点に注意を払うことなく、法的意味を考へることなく、プレスを作成してきたからだと思います。

労働局は、報道発表資料の作成をし、ホームページの見えるところに掲載すること、報道発表の中で建議についても触れるようにすること、が必要です。

その上で、労働局は、建議についても上申すべきは上申し、施策に反映させるように努力してください。

【資料 ⑤】

福岡県最低賃金の改正を答申（2022年8月12日）  
（プレスリリースに、建議を取り上げている事例。抜粋）

② 答申発表時、異議申出についての説明を

これまでも審議会の答申に関する記事が、神戸新聞（インターネット版）などにでていました。ところが、いずれの記事も異議申出については触れていませんでした。これも労働局が、異議申出の手続きについて十分に説明していないからに他なりません。

異議申出制度があることについて、「地域別最低賃金の改正手続きの流れ図（異議申出を示した）」を示し、答申発表時にはきちんと広報するよう、審議会から、労働局に要請してください。

5. 国連・社会権規約委員会が、「最低賃金…上昇する生活費に満たない」と懸念を表明

2013年、国連・社会権規約委員会では日本政府の報告が扱われ、日本への総括所見（2013年5月17日）では、労働問題について何点もの勧告が行われています。以下、最低賃金について。

① 指摘の内容



最低賃金については、

「18. 委員会は締約国内の最低賃金の平均水準が最低生存水準及び生活保護水準を下回っていること、並びに生活費が増加していることに懸念を表明する。(第7条、第9条、第11条)

委員会は締約国に対して、労働者及びその家族に相当程度の生活を可能にすることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する。また、委員会は、締約国に対して、次回定期報告の中で、最低賃金以下の給与を支払われている労働者の割合に関する情報を提供するよう要請する。」(外務省「社会権規約 規約第16条及び第17条に基づく第3回政府報告に関する社会権規約委員会の最終見解 2013年5月17日 仮訳」と、日本の最低賃金に対する懸念を表明しています。

## ② 「労働者及びその家族」という観点の必要性

「労働者及びその家族に相当程度の生活を可能にすることを確保する観点から」と、「労働者及びその家族」という視点から考えるよう要請しています。

これは、厚生労働省が最低賃金を検討する際の生活保護基準(=比較対象を「12~19歳・単身世帯者」としていること)が、「単身世帯者」であることを批判しています。

## ③ 3要素の見直し、「通常の事業の賃金支払能力」の削除の要請

さらに、「最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する」は、日本の最低賃金法第9条2項に規定されている「通常の事業の賃金支払能力」の削除を求めています。

日本が批准しているILO「1970年の最低賃金決定条約(第131号)」第3条に「最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素」が規定されています。同じく「1970年の最低賃金決定勧告(第135号)」のII「最低賃金の水準を決定するための基準」として、「(a) 労働者及びその家族の必要 (b) 国内の賃金の一般的水準 (c) 生計費及びその変動 (d) 社会保障給付 (e) 他の社会的集団の相対的な生活水準 (f) 経済的要素(経済開発上の要請、生産性の水準並びに高水準の雇用を達成し及び維持することの望ましさを含む。)」と規定されています。

ここには、日本の最低賃金法第9条2項に規定されている「通常の事業の賃金支払能力」は含まれていません。

日本のあまりに低すぎる最低賃金に対して、低額の背景にある、生活保護基準の見直しと、法律から「事業の賃金支払い能力」の削除を求めています。

審議会では、ILO条約と国連・社会権規約委員会の懸念・指摘を踏まえた上で議論を行ってください。

## ④ 日本政府の意見(2015年3月)は全く回答になっていません

社会権規約委員会の最終見解に対して、日本政府の意見(2015年3月)(仮訳(PDF))を提出しています。

その内容は、

「パラグラフ 18 に関し、最低賃金が生生活保護の水準を下回っている地域が存在することについては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、2007年に最低賃金法が改正され、最低賃金を決定する際には、生活保護との整合性に配慮すべきことが既に明確化さ



れている。

同規定を踏まえ、最低賃金額が生活保護の水準を下回っている場合には、計画的に最低賃金を引き上げてきた。2014年10月時点において、最低賃金と生活保護水準との乖離は全ての都道府県で解消された。」

最終見解は、2007年の最低賃金法の改正から5年以上たった2013年です。2008年の改正最低賃金法でも不十分であるからこそ2013年に、「最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求」しているわけですから、日本政府の意見は全く不十分です。

また、2014年10月の時点で、「最低賃金と生活保護水準との乖離は全ての都道府県で解消された」としていますが、問題は、審議会の採用している「生活保護基準」であり、そうしたことも視野に入れて国連の見解は出されています。

「最低賃金と生活保護の乖離」問題は、解消されていません。

\* \* \*

審議会では、ILO条約と国連・社会権規約委員会の懸念・指摘を踏まえた上で議論を行ってください。

## **6. 最低賃金法改正の意義を考慮した最低賃金の大幅引き上げを ～審議会の「生活保護基準」の見直しを・労働局は資料の提供を～**

2008年（平成20年）7月1日から施行されている改正最低賃金法では、第9条3項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と、「生活保護に係る施策との整合性」が明記されました。これは、最低賃金が生活保護を下回っている状況があったため、少なくとも「最低賃金は生活保護を下回らない水準となるようにする」、ということです。

### **① 「生活保護基準」の見直しを求める意見**

審議会が採用している「生活保護基準」を基にして最低賃金を改定しても、常に、働いて受け取る賃金が生活保護以下である労働者を生み出し続けます。「生活保護基準」について見直しを求めます。

以下、「生活保護基準」についての見直しを求める意見を紹介します。参考にし、審議会として基準の見直し、あるいは資料作成の要請を行ってください。

#### **i) 労働側委員の主張要旨**

生活保護基準の取り方についての労働者側の批判については、2008年8月6日付「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の中に収録されている「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」の労働者側見解にごく簡単に要旨が次のようにまとめられています。

「生活保護との整合性に対する考え方については、「健康で文化的な最低限度の生活を営むこ



と」を保障する憲法第25条の生存権及び最低賃金法第9条第3項の規定に基づき、誰もが生活保護を上回る最低賃金水準とすべきであり、県庁所在地の生活保護基準とすることが適切であると主張するとともに、生活保護基準を時間換算するための労働時間については、必要生計費と実態賃金を比較することが適切であり、一般労働者の所定内実労働時間とすべきと主張した。さらに、基準の取り方については、18歳単身の生活扶助の第1類費、第2類費及び住宅扶助に、すべての世帯構成員に対して支給される必要最低生計費である期末一時扶助を加えるべきであると主張した。」

## ii) 日弁連の主張

2011年6月16日付「最低賃金制度の運用に関する意見書」(日本弁護士連合会)では、

「6 比較すべき生活保護水準の多様化」の中で、

「最低賃金の水準と生活保護費の水準を比較するにあたっては、単身者で比較するのが簡潔である。しかし、法が「国民経済の健全な発展に寄与すること」(法1条)を目的していることに鑑みるならば、単身者のみならず、少なくとも子どもを養育する世帯との比較についても行うべきである。子どもを養育していくことすらままならない賃金水準では、「国民経済の健全な発展」は期待できないからである。

具体的には、生活保護に係る施策との整合性を検討するにあたっては、従前のような「単身者」に関する比較のみならず、例えば、「親+子」の2人世帯や、「親+(子×2人)」の3人世帯などとの比較も併せて行われるべきである。その際には、子ども手当や児童扶養手当など各種給付についても、同時に考慮されることになろう。」と指摘しています。

また、「7 生活保護と比較する際の労働時間」の中で、

「厚生労働省は、中央最低賃金審議会に提出する資料の中で、最低賃金の水準を計算する過程において、労働者の月間労働時間を173時間としている。これは、労働基準法によって規定される法定労働時間の枠内で最大限労働した場合を念頭においた数字である。

しかし、実際の労働の現場、特に最低賃金の適用が問題となる労働者というのは、いわゆる非正規労働に従事していることが多い。その結果、どうしても労働時間は細切れとなり、法定労働時間分の就労時間を確保できていないケースも多いと考えられる。子どもの養育を必要とする労働者においては、なおさらである。結局、一つの仕事では必要最低限度の生活費を確保できないことから、不規則なダブルワークをこなすことが必要となり、その「しわ寄せ」は、子ども達に及ぶことになりかねない。そもそも、ワークライフバランスの確保(労働契約法3条3項)という観点からした場合、法定労働時間いっぱいの長時間労働は可能な限り回避されるべきであろう。

このような事情に鑑みた場合、生活保護との整合性を検討するにあたっては、例えば、我が国の労働者の平均実労働時間である月間150時間程度を前提に、最低賃金の水準を計算すべきである。」と指摘しています。

そして資料の作成に関して、『法は、政府に対し、「関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助」を行うべき義務があることを定めているところであり(27条)、その積極的な関与が期待される。』と指摘しています。

### 【資料 ⑥】

「最低賃金制度の運用に関する意見書」(日本弁護士連合会 2011年6月16日)



### iii) 国連・社会権規約委員会の見解

国連・社会権規約委員会の見解は、先に紹介した通りです。

#### ② 労働局は、法改正を踏まえた資料作成を。審議委員は資料作成の要請を。

兵庫労働局の作成する審議会用の資料で、2008年の最低賃金法の改正の意義を踏まえた資料にこういったものがあるのかわかりません。

法改正で「生活保護に係る施策との整合性」が法に規定されましたが、それを意識した資料は、中央の目安に関する小委員会でも「生活保護と最低賃金」、「都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析」ぐらいです。

それも、『最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。』といった但し書きをつけた、簡単な図表だけです。

生活保護・生活保護との関係に関する資料が少なすぎます。

生活保護について、実際どうなっているのか。日弁連は先に紹介したように「最低賃金制度の運用に関する意見書」で、「子どもの養育を行っている世帯」などの資料があるべきではないかとしています。

労働時間に関して、先の日弁連の「生活保護と比較する際の労働時間」では、「労働者の月間労働時間を173時間としています。これは、労働基準法によって規定される法定労働時間の枠内で最大限労働した場合を念頭においた数字である」として、問題点を指摘しています。

厚労省が比較対象としているのは、年末年始の休みも無ければ、ゴールデンウィーク休みも、盆休みも無い、祝祭日の休みもない、そしてとにかく週40時間働き続ける若年単身労働者です。

今、コロナの第9波が言われていますが、厚労省はコロナ禍でもコロナに感染して休まずに働き続ける、そういう働き方をする人が比較対象とされています。

私たちはそうした働き方を良いものとは全く考えていません。

厚生労働省が、比較対象としている若年単身労働者で、そうしたとんでもない働き方をしている時給労働者が、兵庫県下や全国に実際どれほどいるのか、と疑問に思っています。

審議会の委員の方には、最低賃金法第27条を基に、兵庫労働局に、現在採用している「生活保護基準」だけでなく、指摘されている問題点を踏まえた上での資料の作成・審議会への提出を要請していただきたいと思います。

審議会の議事録・資料がホームページに掲載されるようになれば、これらの資料を誰もが目に見ることができます。そうした資料を兵庫労働局が提示することによって、審議が充実するとともに、審議会・労働局に対する意見表明・異議申出等も内容のあるものになります。



## (2) 額の議論にあたって

### 1. 1000円では低すぎる。兵庫の最低賃金を、1500円以上への引き上げを

#### ① 1000円では低すぎる

最低賃金1000円では低すぎるというのが、実感であり、それを反映した記事や社説がでています。

『「値引きのカツを2日間で」「卵は買えない」 最低賃金1千円の現実』（2023年7月16日12時00分 朝日新聞）

「そもそも、時給1千円に達しても、週40時間働いて年収は200万円に満たない。先進国の中では低い水準だ。」（先に紹介した朝日新聞社説）

「全国の消費者物価指数は今年5月まで21カ月連続で前年同月を上回る。岸田文雄首相は1000円達成の目標を掲げるが、物価高を勘案すれば不十分だろう。」と指摘した上で、「日本の最低賃金は、国際的にも低い。時給1000円では、年間フルタイムで働いても年収は200万円にとどまる。1人暮らしの労働者が安定した生活を送るには、1500円程度が必要とも言われており、底上げが欠かせない。」（先に紹介した毎日新聞社説）。

#### ② 最低賃金1500円を求める声の拡大

私たちは今年「1500円以上」としています。

「全国どこでも、1500円は必要だ」という声が強まっています。それは全国各地で生計費調査が行われており、それを踏まえての主張です。

#### ③ ワーキングプアを脱するには1200円以上、 結婚の壁を越えるには1700円以上、2000円程度は必要

現在の兵庫の最低賃金は、960円です。

仮に1000円まで引き上げたとして、週40時間フルに働いてやっと額面がワーキングプアと呼ばれる年収200万円を超える計算になります。月平均150時間であれば、年180万円であり、200万円に届きません。この収入から、家賃、食費、医療費、親の介護費、子どもの教育費等を支出した場合、「労働者の生活の安定」は望めません。

ワーキングプアを脱するには、大幅な最低賃金の引き上げ、少なくとも1200円への引き上げが必要です（1200円の月150時間で、年収216万円となり、年収200万円を少し超えます）。

結婚の壁といわれた300万円（2011年5月内閣府「結婚・家族形成に関する調査」で「男性は、正規雇用のほうが結婚しやすく、年収300万円が結婚の分岐点」）を超えるには、時給1500円でも足りません。

（1500円×150時間×12か月で、270万円）



(1700円×150時間×12か月で、306万円)

(2000円×150時間×12か月で、360万円)

④ 国際的に見て日本の最低賃金は低すぎ。先進国では1700円以上。

i) 諸外国の最低賃金

「最低賃金、日本の低さ鮮明 韓国より1割低め・豪州の半分以下」(2023年7月1日5時00分 朝日新聞)といった記事がでていますが、日本の最低賃金の低さは際立っています。

コロナ禍でも諸外国では最低賃金の引き上げが行われています。現在、次のようになっています。

フランス	11.52ユーロ	(約1788円)	(2023年5月～)	
ドイツ	12	ユーロ	(約1863円)	(2022年10月～)
	12.41ユーロ	(約1926円)	(2024年1月～)	
	12.82ユーロ	(約1990円)	(2025年1月～)	
イギリス	10.42ポンド	(約1884円)	(2023年4月～)	
韓国	9620	ウォン	(約1058円)	(2023年1月～)
			(現在、来年1月からの引き上げを議論中)	

(1ユーロ/155.21円。1ポンド/180.81円。1ウォン/0.11円(7月17日))

ii) 際立つ日本の最低賃金引き上げ率の低さ

また、この間のコロナ禍での最低賃金の引き上げ率について「日本の最低賃金の伸び、OECD平均の3分の1未満」(2023年7月11日19:20 日経新聞)に、次のような内容の記事がでています。

日本の最低賃金の伸びが世界に見劣りすることが経済協力開発機構(OECD)の統計で改めて浮き彫りになった。OECDは11日、2023年の雇用見通しを発表。日本の最低賃金の伸び率は、名目・実質とも平均値の3分の1にとどまる。政府が掲げる全国加重平均1000円を達成できても海外とは差がある。

OECDが最低賃金制度を持つ30カ国のデータを集計した。日本は20年12月から23年5月の伸び率が名目6.5%増、物価変動を考慮した実質で0.7%増だった。

インフレ率などに連動して最低賃金が伸びるポーランドは名目で34.2%増、米国、英国、ドイツは16~28%伸びた。米国を除く29カ国の平均では名目29.0%増、実質2.3%増で、日本はいずれも平均の3分の1にも届いていない。

日本の最低賃金はあまりにも低く、大幅な賃金引き上げが求められていると思います。



⑤ 2021年の審議会資料で、兵庫県のパートの募集賃金平均額は1150円近く  
2023年では、兵庫県のパートの募集賃金平均額はもっと上がっているはず

2021年7月1日に行われた「令和3年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）資料」の中の「参考資料 委員からの追加要望資料」の「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金」には、「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額」と「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額」が示されています。

兵庫県の場合は、以下のとおりです。

	令和2年平均 (2020年平均)	令和3年3月 (2021年3月)	令和3年4月 (2021年4月)
平均額	1,134円	1,132円	1,148円
下限額	1,071円	1,069円	1,081円

2021年の時点で、兵庫県では、平均は1100円を超え、1150円を近くです。また最低でも1100円近くになっています。つまり1150円近くの求人が当たり前になっているということです。

2023年の資料が見当たらないので正確なことはわかりませんが、2021年よりは大幅に引きあがっているのではないかと思います。

こうした点を踏まえて、低い目安の額にとらわれることなく、最低賃金の大幅引き上げを行っていくべきです。

⑥ 東京(1072円)との差112円、大阪(1023円)との差63円をなくせ。

兵庫県の場合、以前は、全国加重平均を上回っていましたが、2012年に全国平均と同額になり、その後は、全国加重平均を下回っています。(これと時を同じくして人口流出が全国的に高い数字になっています)。

兵庫県と隣の大阪府との差額は、2008年は36円であったのが、現在は63円に広がっています。

兵庫では、大阪を上回る大幅な引き上げを行い、大阪との差を無くしていくべきです。

兵庫県弁護士会の会長声明でも、次のように述べられています。

2011年における兵庫県の最低賃金は739円、東京都の最低賃金は837円であり、最低賃金格差は98円であったが、2022年には兵庫県の最低賃金は960円、東京都の最低賃金は1072円であり、最低賃金格差は112円であって、10年間で1.14倍以上となっている。

また、2011年における兵庫県の最低賃金は739円と大阪府の最低賃金は786円であり、最低賃金格差は47円であったが、2022年には兵庫県の最低賃金は960円、大阪府の最低賃金は1023円であり、最低賃金格差は63円であって、10年間で1.34倍以上となっている。

最近の調査では、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、多くの地方で自動車の保有を余儀なくされることもあり、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが確認されている。したがって、兵庫県においても、県北・淡路と神



戸・阪神等の区域差を考慮することなく、大阪府の最低賃金額と同程度となるよう大幅な最低賃金の上げがなされるべきである。(下線は、引用者)

つまり、今年、仮に大阪が37円引き上げとすれば、+63円で、兵庫では100円の引き上げを、ということです。(金額は計算しやすいような例)

⑦ 物価上昇に対応するために、5%~10%(48円~96円)程度の引き上げは必要

食料品などの値上げ、物価の高騰が、低い収入の人ほど大きな影響を受けています。

『相次ぐ食品の「値上げ」 家計負担は年間7万円の増加と試算 ~ 低収入世帯で食品値上げの負担感がより強く発生~』(2022/9/22 帝国データバンク)では、「食品値上げによる負担感の実感は、支出に占める食費の割合が高い低収入世帯ほど相対的に強く、大きな影響を及ぼす可能性がある」としています。

物価の高騰と、これまで抑えられてきた最低賃金の引き上げという観点から、少なくとも、5~10%(48円~96円)程度の引き上げは必要だと思います。

フランスでは、最低賃金が毎年1月1日に引き上げられることになっています。その上で、消費者物価上昇率が2%を超えると最低賃金が引き上げられます。

2021年	1月	10.25ユーロ	(定例)
2021年	10月	10.48ユーロ	(物価上昇)
2022年	1月	10.57ユーロ	(定例)
2022年	5月	10.85ユーロ	(物価上昇)
2022年	8月	11.07ユーロ	(物価上昇)
2023年	1月	11.27ユーロ	(定例)
2023年	5月	11.52ユーロ	(物価上昇)

「労働者の生計費」という観点からは、日本も物価上昇に応じて、これまでのような年に1度の引き上げということではなく、物価上昇の際には、それに合わせて年に複数回の最低賃金の引き上げをする必要があると思います。それは現在の最低賃金法でも可能です。



### (3) 建議のために

#### 1. 時間給1500円以上にするための政策の議論と建議を

最低賃金法第21条（権限）で、「地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に  
応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県  
労働局長に建議することができる。」とされています。

例年、中央最低賃金審議会の答申の第4項の中で「中小企業に対する支援」や「行政機関が民  
間企業に業務委託を行っている場合」について触れています。

私たちは、審議会に時間給の答申だけでなく、引き上げるための政策の議論と答申・建議を求  
めてきました。

そして、2013年から兵庫地方最低賃金審議会は、金額以外の答申・建議を行われています。

昨年の建議は次の3点。

- 1 企業物価高騰などの影響を強く受け、業績が圧迫される中小企業・小規模事業者が、労  
働者を解雇することなく雇用維持できるよう、雇用調整助成金の活用を促進し、適切な  
支給決定や申請期間の延長等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること、  
及び申請窓口の拡充等十分な配慮を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資を確保できるよう、労務費・原材料費・エネ  
ルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現  
在の「業務改善助成金」制度にとどまらず、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を  
始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。

私たちは、この内容を支持しています。

この内容が実現することで、最低賃金の大幅な引き上げにつながっていくと考えています。

とりわけ「社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減  
策」は、最低賃金の大幅引き上げの突破口になりうると考えています。

今、社会保険料について、「パート年収の壁の解消」として、新たな補助金が検討されていま  
す。

しかし、これを、社会保険料―「パート年収の壁」問題としてだけでなく、「最低賃金の大幅  
引き上げ」につなげる政策議論に持っていただければ、と思います。

また、中小企業の支援策の財源問題については、  
自由民主党 最低賃金一元化推進議員連盟が、  
「コロナ後の最低賃金のあり方に関する緊急提言」（2020年6月11日）  
「最低賃金のあり方に関する提言」（2020年12月15日）  
で、踏み込んだ提言を行われています。それは次のようなものです。



- いずれにしても、事業者が、長期的な展望をもって賃金を上げることを可能にするためには、例えば10年くらいの経過措置をとって、安定的に継続する支援施策が必要である。
- その場合の財源については、例えば大企業の内部留保に注目することもありうる。450兆円の内部留保に0.5%を毎年課税すると2兆2500億円の資金が捻出できるという試算もある。これを中小企業の支援に充てるという対応策もあり得るのではないかという意見もあった。

大企業の内部留保は、この時の450兆円からさらに増えています。  
十分に検討できる内容だと思えます。

## 2. 全国一律最低賃金制度 ～最低賃金1500円以上とする法制度整備を～

2008年7月の改正最低賃金法施行を通じて、以前に比べれば大幅な引き上げがされており評価できますが、その一方で最低賃金の高い地域と低い地域の最低賃金との格差は拡大しています。現在、最も高い東京1072円と、最も低い10県853円の差は219円にもなっています。都市と地方の格差拡大が問題視されるなかで、現行の目安・地方審議会方式による最低賃金の引き上げは、都市と地方の賃金格差を更に拡大させている、と言わざるをえません。

そこで、一旦、全国の最低賃金を1500円以上と定めるなどの法整備が必要です。

日本弁護士連合会は、2020年2月20日「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を取りまとめ、翌2月21日付で、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、衆議院厚生労働委員会委員長および参議院厚生労働委員会委員長に提出されています。

意見書の趣旨は、

「1 最低賃金法（昭和34年法律第137号）を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求める。」

「2 前項の改正に当たっては、一定の猶予期間を設け、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく、全体の引上げを図るとともに、併せて、充実した中小企業支援策を構築することを求める。」というものです。

### 【資料 ⑦】

「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」（日本弁護士連合会 2020年2月20日）

ドイツは、2022年10月からの12ユーロへの引き上げを、議会での法案承認を通して行っています。

\* \* \*

以上を踏まえ、兵庫県の最低賃金を、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。そのため、「時間給1500円以上にする事」、「そのために必要と思われる政策についての建議を行うこと」、を求めます。

以上



◆ 資料

【資料 ①】

「低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」（2023年4月14日 日本弁護士連合会）

【資料 ②】

「兵庫県地域別最低賃金の大幅引上げを求めるとともに、中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める会長声明」（2023年6月29日 兵庫県弁護士会）

【資料 ③】

社説「物価高騰下の最低賃金 安心して暮らせる水準に」（毎日新聞 2023/7/3）

【資料 ④】

社説「最低賃金 物価高踏まえ底上げを」（朝日新聞 2023年7月17日 5時00分）

【資料 ⑤】

福岡県最低賃金の改正を答申（2022年8月12日）抜粋  
（プレスリリースに、建議を取り上げている事例）

【資料 ⑥】

「最低賃金制度の運用に関する意見書」（日本弁護士連合会 2011年6月16日）

【資料 ⑦】

「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」（日本弁護士連合会 2020年2月20日）



## 【資料 ①】

### 低賃金労働者の生活を支えて経済を活性化するために、最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

長期に及び新型コロナウイルスの感染状況の継続とロシアのウクライナ侵攻の中で、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなく中小・零細企業も含めた全ての労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要があり、そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

この間、フランス、ドイツ、イギリス、韓国などの諸外国では、最低賃金額の大幅な引上げがなされているのであり、日本においても大幅な引上げが必要である。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、格差が是正されていないことは重大な問題である。2022年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1072円であるのに対し、最も低い10県では時給853円であり、その間には219円もの開きがある。その地域の最低賃金の高低と人口の増減には強い相関関係があり、最低賃金の格差は、最低賃金が低い地域の人口減ひいては経済停滞の要因ともなっている。都市部への労働力の集中を緩和し、他の地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部への一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも極めて有効である。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間でほとんど差がないという分析がなされている。これは、都市部以外の地域では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限され、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。そもそも、最低賃金は、労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されない。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

厚生労働省の中央最低賃金審議会に設置された「目安制度の在り方に関する全員協議会」が本年4月6日にまとめた報告では、現行のAないしDの4段階の目安区分を3段階とすることが提案されている。しかし、これではCランクの引上額を、Aランクの引上額より大幅に上回るものとするなど抜本的な方策でも採られない限り、地域間格差の迅速な解消は望めない。中央最低賃金審議会は、現行の目安制度が地域間格差を解消できなくなっていることを直視し、目安制度に代わる抜本的改正策として、全国一律制実現に向けた提言をなすべきである。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は「業務改善助成金」制度による支援を実施している。しかし、その支援は未だ十分とは言い難く、日本の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。例えば、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減すること、原材料費等の価格上昇を



取引に正しく反映させることを可能にするよう法規制することなどの支援策も有効であると考えられる。

最低賃金の引上げには地域経済を活性化させる効果がある。当連合会は、引き続き国に対し中小企業への十分な支援策を求めるとともに、各地の地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促すためにも、中央最低賃金審議会が、本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金を大幅に引き上げるよう答申すべきこと及び全国一律最低賃金制度の実施に向けた提言をなすことを求めるものである。

2023年（令和5年）4月14日

日本弁護士連合会

会長 小林 元治



## 【資料 ②】

# 兵庫県地域別最低賃金の大幅引上げを求めるとともに、 中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める会長声明

2023年（令和5年）6月29日

兵庫県弁護士会

会長 柴田 眞里

## 第1 声明の趣旨

- 1 兵庫県地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の答申にかかわらず、兵庫県地方最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める
- 2 厚生労働省に対し、最低賃金引上げに伴う中小企業への十分な支援を直ちに講じるように求める

## 第2 声明の理由

1 2011年における兵庫県の最低賃金は739円、東京都の最低賃金は837円であり、最低賃金格差は98円であったが、2022年には兵庫県の最低賃金は960円、東京都の最低賃金は1072円であり、最低賃金格差は112円であって、10年間で1.14倍以上となっている。

また、2011年における兵庫県の最低賃金は739円と大阪府の最低賃金は786円であり、最低賃金格差は47円であったが、2022年には兵庫県の最低賃金は960円、大阪府の最低賃金は1023円であり、最低賃金格差は63円であって、10年間で1.34倍以上となっている。

最近の調査では、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、多くの地方で自動車の保有を余儀なくされることもあり、都市部と地方との間で、ほとんど差がないことが確認されている。したがって、兵庫県においても、県北・淡路と神戸・阪神等の区域差を考慮することなく、大阪府の最低賃金額と同程度となるよう大幅な最低賃金の引上げがなされるべきである。

2 また、ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、食料品や光熱費など生活関連商品やサービスの価格が全国的に急上昇し、電気料金など今後も値上げが予定されるものも生じている。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、全ての労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要があり、この点でも最低賃金額が大きく引き上げられなければならない。

しかし、兵庫県の最低賃金額は現在960円であり、2021年から2022年の上昇幅は過去最大となったものの、この賃金額を前提とすれば、フルタイム（1日8時間、週40時間、月1



73時間) で働いたとしても、月収約16万6080円、年収約199万円程度に止まる。

そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されず、直ちに、全ての労働者の生活を保障するため、今年度の兵庫県地方最低賃金については、大幅引上げの答申が必要である。

3 一方で、最低賃金の引上げにあたっては、現実的に労働者に賃金を支払っている事業者、特に中小企業に対する手厚い支援が必要不可欠である。

厚生労働省が実施する最低賃金引上げのための支援策である事業者に対する業務改善助成金の制度は、実際に支援されるか不透明なまま、事業者が設備投資を行わなければならず、最低賃金の引上げに対する不安を十分に払拭できていないと思われる。我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げながら、円滑に事業を継続できるように、現在の「業務改善助成金」制度に加え、社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料や税の負担軽減策などの支援策を直ちに講じる必要がある。

4 以上のとおり、当会は、兵庫県地方最低賃金審議会に対し、中央最低賃金審議会の答申にかかわらず、兵庫県地方最低賃金の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、厚生労働省に対し、最低賃金引上げに伴う中小企業に対する十分な支援を直ちに講じるように求める次第である。



### 【資料 ③】

社説 毎日新聞 2023/7/3 東京朝刊

## 物価高騰下の最低賃金 安心して暮らせる水準に

物価高の中、人々が安心して暮らせる水準に賃金を引き上げることが求められている。

今年度の最低賃金の目安を決める議論が厚生労働省の審議会で始まった。最低限度の生活を支える役割がある。

最低賃金の1・1倍未満で働く人は近年増加傾向にあり、2021年時点で1割強を占める。

新型コロナウイルスの流行が本格化した20年度を除き、16年度から毎年3%以上アップしている。昨年度は全国加重平均で時給961円だった。

全国の消費者物価指数は今年5月まで21カ月連続で前年同月を上回る。岸田文雄首相は1000円達成の目標を掲げるが、物価高を勘案すれば不十分だろう。

正規雇用の場合、労使が直接、賃金を交渉する仕組みとして春闘がある。今春は30年ぶりの高水準となった。

だが、中小企業で働く人や、全労働者の4割を占める非正規雇用は春闘の恩恵を受けられない場合が多い。これ以上、格差が広がらないよう最低賃金を引き上げていかなければならない。

中小・零細企業には、経営を圧迫しかねないとして、大幅な引き上げに抵抗感を示すところもある。対応を促すための環境整備が必要だ。

下請けの中小企業が、人件費の上昇分を適切に納入価格に転嫁できるようにすることが不可欠だ。大手企業は取引価格の適正化に努めるべきだ。

地域間格差の解消も急がれる。22年度には、沖縄は東京より200円以上低かった。都市部と地方の差は縮まっていない。

最低賃金の高い都市部へ地方から労働者が流出する一因となっており、地方議会からは是正を求める声が上がっている。

日本の最低賃金は、国際的にも低い。時給1000円では、年間フルタイムで働いても年収は200万円にとどまる。1人暮らしの労働者が安定した生活を送るには、1500円程度が必要とも言われており、底上げが欠かせない。

岸田首相は少子化対策の柱として若者の所得向上を掲げる。将来展望が持てるよう、非正規も含めた労働条件の改善を後押ししなければならない。



## 【資料 ④】

### （社説）最低賃金 物価高踏まえ底上げを

朝日新聞 2023年7月17日 5時00分

今年度の最低賃金改定の議論が本格化している。食料や光熱費など必需品が値上がりするなかで、最低賃金の底上げは喫緊の課題だ。物価高による目減りを補ったうえで、さらに実質的な水準を着実に押し上げていくことが求められる。

最低賃金は、雇い主が働き手に必ず支払う必要がある最低限の賃金（時給）だ。厚生労働省の審議会が示す目安を参考に、都道府県ごとに決める。

政府が全国加重平均で1千円の目標を掲げる中、16年度以降コロナ禍で目安が示されなかった20年度を除き、毎年約3%引き上げられてきた。現在は961円で、今年度、4%以上の引き上げで1千円に達するかどうか焦点になっている。

消費者物価上昇率は直近で3%を超え、今年度も2%を上回るとの見通しが多い。生計費負担の増加は、低賃金で働く人たちにとって大きな打撃だ。

過去最大の引き上げだった昨年度の最低賃金改定も、物価高に追いつかないと指摘された。今回、労働側が大幅引き上げを求めるのは当然だろう。

今春闘は、30年ぶりの高水準の賃上げになっている。この流れを、労働組合に組織されていない非正規の働き手や、最低賃金で働く人たちにも広げなければならない。

そもそも、時給1千円に達しても、週40時間働いて年収は200万円に満たない。先進国の中では低い水準だ。今は完全失業率や有効求人倍率などの指標も堅調で、一定の賃金上昇が雇用情勢に大きく影響するとは考えにくい。物価高を踏まえ、より高い水準をめざすべきだ。

一方で使用者側は、中小零細企業への配慮が必要だとして、慎重な姿勢を見せている。確かに、価格転嫁ができない企業には、物価高で経営が圧迫されているところもあるだろう。

下請けが不当な価格での取引を強いられないような監視態勢の強化に加え、生産性向上に資する助成の拡充など、賃上げの後押しも必要だ。従来の取り組みの効果を検証し、施策の実効性をさらに高めたい。

地域間の格差にも留意が必要だ。これまで、最低賃金の目安は都道府県を4グループに分けて示してきたが、最も高い東京都と最も低い青森県、沖縄県などで200円以上開きがある。こうした格差が、最低賃金が低い地域からの人材流出に拍車をかけるとも指摘されてきた。

今回の見直しで、グループが三つに再編される。中間層が厚くなることで、平均水準は上がりそうだが、最低額の地域が取り残されるようなことがあってはならない。格差を縮めていくような引き上げにすべきだ。



報道関係者 各位

令和4年8月12日発表

【照会先】

労働基準部 監督課 賃金室

室長 鈴木 裕充

地方最低賃金指導官 緒方 雅浩

(代表電話)092 (411) 4578

(直通電話)092 (411) 4551

## 福岡県最低賃金の改正を答申

～時間額900円（30円引上げ）～

福岡地方最低賃金審議会（会長 <sup>ひらき</sup>平木 <sup>しんお</sup>真朗）は、8月12日（金）、福岡労働局長（<sup>あだち</sup>安達 <sup>さかえ</sup>栄）に対し、福岡県最低賃金（時間額900円 前年比+30円）の改正決定について、下記のとおり答申を行いました。

- 1 現行の最低賃金額 時間額870円に対し、引上げ額は30円、引上げ率は3.45%。
- 2 本年6月28日、福岡労働局長から福岡地方最低賃金審議会に、福岡県最低賃金の改正決定に関する諮問が行われ、同審議会はこれを受け、福岡県最低賃金専門部会を設置し、この間審議を行ってきました。

同専門部会においては、中央最低賃金審議会の引上げ額の目安（Cランク 30円）を参酌するとともに、県内各地域の労働者及び使用者からの意見聴取内容や、県内の経済・雇用情勢、引上げに伴う影響の度合い等を踏まえながら、慎重に審議を重ねた上、専門部会報告をとりまとめ、当該報告に基づいて福岡地方最低賃金審議会が答申を行うに至りました。

また、次の付帯決議も併せて行われた。



- ① 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「取引適正化に向けた5つの取組」に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた一層の環境整備を行うこと。
- ② 生産性向上に向け、可能な限り多くの中小企業・小規模事業者が各種の助成金を受給でき、取り組みを進められるように支援の充実を行うこと。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、より実効性ある支援の拡充、要件緩和を早急に行うこと。
- ③ コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい中小企業・小規模事業者において、賃金引上げが非正規労働者の雇用調整等につながることはないよう、特例措置として賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付金等支援策の創設を早急に検討すること。
- 併せて、雇用の安定や就職の促進のため、労働者の職業能力開発についても、支援策の充実を図ること。

なお、福岡県最低賃金については、中央最低賃金審議会が示した方法による計算において、最低賃金が生活保護費を下回る逆転現象は認められなかった。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示等の諸般の手続きを経て、福岡県最低賃金額が決定されることとなります。

改正額の効力発生日は、現時点では令和4年10月8日が見込まれます。

### 3 福岡県最低賃金の改正の推移

福岡県最低賃金額及び対前年度引上げ額、引上げ率

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	814円	841円	842円	870円	900円
対前年度引上げ額	25円	27円	1円	28円	30円
対前年度引上げ率	3.17%	3.32%	0.12%	3.33%	3.45%

(引上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入)



なお、福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、福岡県内の事業場で働く全ての労働者（約200万人）に適用されます。

4 厚生労働省としては、最低賃金引上げに向けた環境整備に係る中小企業・小規模事業者支援策として、「業務改善助成金」の活用を促進しています。

（別紙1リーフレット参照）

また、当該業務改善助成金については、県内の中小企業事業者を対象にした業務改善助成金説明会を開催しています。（別紙2リーフレット参照）



## 最低賃金制度の運用に関する意見書

2011年（平成23年）6月16日

日本弁護士連合会

### 第1 意見の趣旨

- 1 最低賃金は、全国各地域における地域別最低賃金額が、人たるに値する生活を保障するのにふさわしい水準まで大幅に引き上げられるべきであり、生活保護基準の切下げによって「生活保護に係る施策との整合性」が図られるようなことがあってはならない。
- 2 生活保護に係る施策との整合性に配慮するにあたっては、
  - (1) 就労へのインセンティブを確保するために、生活保護に係る給付水準を上回るような最低賃金の水準を検討すべきである。
  - (2) 最低賃金と比較すべき生活保護の水準は、若年単身者のみならず、子どもの養育を行っている世帯も加えるべきである。
  - (3) 月間150時間程度就労に従事することを念頭に行うべきである。
- 3 最低賃金額の決定にあたっては、非正規労働者の生活の実態をより詳細に調査すべきである。
- 4 非正規労働者の割合が増加してきたという実態に照らし、中央最低賃金審議会、及び地域別最低賃金審議会の委員には、非正規労働者の利益を代表する委員を加える等の多様化を図るべきである。
- 5 最低賃金の大幅な引上げが、中小企業の経営に悪影響を与えないように、中小企業の生産性を高めるための施策及び中小企業と取引先企業との間の公正な取引確保のための諸施策が同時に実施されるべきである

### 第2 意見の理由

#### 1 生活保護との逆転現象の解消方法

生活保護との逆転現象の解消は、生活保護基準の引下げではなく、最低賃金の引上げによるべきである。

我が国の最低賃金は、一人で生活を維持していくことは勿論、子どもを生み育てていくことも極めて困難な水準のままであり、労働者の人たるに値する生活（憲法25条1項、労働基準法1条）が営める額



とはなっていない。

一方で、報道によれば（2011年4月26日付け日本経済新聞），厚生労働省においては、「生活保護に係る施策との整合性を図る」ために生活保護基準の方を引き下げる方向での議論もなされているようである。

しかし、最低賃金の引上げによって、逆転現象を解消しようとするのではなく、生活保護基準を引き下げる方向で整合性が図られるとすれば、低賃金労働が改善されないまま、生活保護受給者の生活が切り下げられ、人たるに値する生活の保障は、ますます実現されなくなる。

低所得者層の労働条件、なかんずく賃金の改善は、今般の震災からの復興にあたっても重要であり、中小企業の経営に配慮しつつ、最低賃金の引上げを進めていくべきである。

## 2 最低賃金制度を取りまく状況の変化

我が国の最低賃金ないし最低賃金制度は、最低賃金法（昭和34年4月15日法律第137号。以下単に「法」ということがある。）に基づいている。同法は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、①労働者の生活の安定、②労働力の質的向上、及び③事業の公正な競争の確保に資するとともに、④国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている（法1条）。

従前、最低賃金の影響を受けることの多かった非正規労働者（パート労働者等）は主に家計補助的なものとみなされていた関係で、そのことが低賃金を正当化する理由にはならないにもかかわらず、最低賃金制度やその水準が立法や政治の場で大きな問題として取り上げられることがなく、また、社会的な関心を集めることも少なかった。

こうした中で、近年、派遣労働者を含めた非正規労働者の数が著しく増加し、その結果、主として家計を支える役割を担う非正規労働者も多数現れた。そして、その賃金水準の低さが問題視されるに至った結果、これに密接に関連する最低賃金制度が、「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網（セーフティネット）」としての機能を有していることに、ようやく光があてられるようになってきたと言える。

そもそも、パート労働者（週間就労時間35時間未満の労働者）は、労働者総数の4分の1を占め、その7割が女性であること、パート労



働者の1時間あたりの所定内賃金が、男性が金1086円、女性が金978円であること、男性一般労働者の賃金水準を100とした場合、女性パート労働者の賃金水準は45前後であることからすれば、最低賃金周辺の賃金を支給されている労働者層の中心は、非正規労働者の中の女性パート労働者であり、女性の貧困や男女賃金格差の要因となっている。

### 3 我が国における最低賃金の現状

2010年度にかかる最低賃金の地域別最低賃金時間額の全国加重平均金額を確認すると、金730円となっている。2009年度からは、金17円の上昇である。地域別最低賃金時間額が最も高いのは、東京都の金821円である。一方で、最も低いのは、鳥取県、島根県、高知県、佐賀県、宮崎県、長崎県、沖縄県の金642円である。その差額は金179円となっており、昨年度に比較して金17円、一昨年に比較すれば金40円の拡大となっている。

ちなみに、最低賃金の影響率（最低賃金を改定した後に、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合）であるが、2008年度の場合で2.7%である。もっとも、これには地域差もあり、東京都など都市部においては影響率が小さく、地方においては大きくなる傾向がある。

ここで、例えば時間給金730円で、月に173時間就労した場合、月額賃金額は金12万6290円にとどまる。同金額をもってしては、一人で生活を維持していくことはもちろん、各種の給付の存在を考慮したとしても、子どもを生き育てていくことは、現時点における我が国の社会状況に鑑みた場合、極めて困難と言わざるを得ない。最低賃金制度は、上記のとおり、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」ことを目的としているが、残念ながら、上記のような金額では、法の目的を達しているとは言い難く、我が国における貧困の拡大の一要因を構成していると考えざるを得ない。

また、今般の震災後、被災地域においても様々な復興事業が実施されるものと予想される。しかし、ここでも適正な賃金の支払いが保障されなければ、地域経済の再生、発展はおぼつかない。

本意見書においては、以上のような状況を打開するにあたって、現行法を前提としてもなしうる改善可能な点に関し、意見を述べる。



#### 4 地域別最低賃金は大幅に引き上げられるべきである

まず、目標となる地域別最低賃金の具体的な水準を設定するにあたっては、最低賃金でフルタイム働いた場合に、十分生活していけるだけの水準が確保されるよう検討されるべきである。例えば、全国各地域における地域別最低賃金が、時間給金1000円とされた場合は、同金額で、月に150時間就労した場合、月額賃金額は金15万円となる。また、月に時間外40時間を含め合計213時間就労した場合、月額賃金額は金22万3000円となる。最低賃金の水準を同金額に引き上げることで、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保」という法の目的を十分に達しうるのかについてはなお議論の余地があるが、現在の水準に照らせば大幅な改善であり、引上げの一つの指標とされるべきである。

生活保護制度における支給額に比較してみると、例えば、東京都足立区に居住する30歳代の母親と4歳の子どもという2人の世帯であれば、生活保護支給額は、住宅扶助費（上限月額金6万9800円）を除き月額金12万7440円である（生活扶助費＋冬季加算＋母子加算＋児童養育加算）。また、千葉県野田市に居住する30歳代の母親と7歳及び4歳の子どもという3人の世帯であれば、生活保護支給額は、住宅扶助費（同金5万9800円）を除き月額金16万0050円である（上記に加え、教育扶助加算）。さらに、青森県弘前市に居住する30歳代の母親と7歳及び4歳の子どもという3人の世帯であれば、生活保護支給額は、住宅扶助費（同金3万1000円）を除き月額金14万5630円である（千葉県野田市の例に同じ）。時間給金1000円という水準が維持されてはじめて、生活保護制度との整合性についても、概ねこれを確保することが可能となる。

また、海外先進諸国の最低賃金の水準に比較してみても、時間給金1000円というのは平均的なものである。つまり、各国とも前提となる諸条件が異なるため単純な比較は非常に難しいが、それでも、イギリスであれば時間給5.73ポンド（2008年10月1日以降。同年の購買力平価で円換算すると金1089円。なお、2010年10月1日以降は、時間給5.93ポンド）、フランスが時間給で8.71ユーロ（金1319円。なお、2011年1月1日以降は9ユーロ）、オランダが月額で1356.60ユーロ（金20万5393円）、アメリカが7.25ドル（金749円）とされている。



なお、2010年6月3日、政府、労働界、経済界の代表者等により構成される「雇用戦略対話」においては、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」が合意されている。

#### 5 「生活保護に係る施策との整合性」の解釈

ところで、法9条2項は「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない」と規定し、さらに同条3項は、「労働者の生計費を考慮するにあたっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定する。

そして、この「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」という部分の解釈であるが、解説書等では、「最低賃金は、生活保護を下回らない水準となるよう配慮すべきであるという趣旨だと解される」などとされることが多い（例えば、労働調査会「最低賃金法の詳解（改訂第3版）」49頁）。中央最低賃金審議会における議論も、上記のような解釈を前提としているように見受けられる。

しかし、法9条3項の条文の文言からした場合、上記のような解釈が一義的に導かれるとは言い難い。むしろ、例えば、就労へのインセンティブという観点からすれば、最低賃金が生活保護に係る給付を上回る水準となることによってこそ、「整合性」が確保されることができると考えることができる。つまり、法改正における審議の過程においては、「生活保護に係る給付の水準を下回らない」ことが意識されていたが、条文の解釈としては、さらに積極的な解釈がなされるべきなのである。

#### 6 比較すべき生活保護水準の多様化

厚生労働省は、中央最低賃金審議会に提出する資料の中で、単身者が、173時間余、労働することを基準として、同じく単身者の生活保護費（生活扶助＋期末一時金＋住宅扶助実績）と比較している。

確かに、最低賃金の水準と生活保護費の水準を比較するにあたっては、単身者で比較するのが簡潔である。しかし、法が「国民経済の健全な発展に寄与すること」（法1条）を目的していることに鑑みるならば、単身者のみならず、少なくとも子どもを養育する世帯との比較についても行うべきである。子どもを養育していくことすらままならない賃金水準では、「国民経済の健全な発展」は期待できないからで



ある。

具体的には、生活保護に係る施策との整合性を検討するにあたっては、従前のような「単身者」に関する比較のみならず、例えば、「親＋子」の2人世帯や、「親＋（子×2人）」の3人世帯などとの比較も併せて行われるべきである。その際には、子ども手当や児童扶養手当など各種給付についても、同時に考慮されることになるだろう。

なお、法は、政府に対し、「関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助」を行うべき義務があることを定めているところであり（27条）、その積極的な関与が期待される。

#### 7 生活保護と比較する際の労働時間

また、厚生労働省は、中央最低賃金審議会に提出する資料の中で、最低賃金の水準を計算する過程において、労働者の月間労働時間を173時間としている。これは、労働基準法によって規定される法定労働時間の枠内で最大限労働した場合を念頭においた数字である。

しかし、実際の労働の現場、特に最低賃金の適用が問題となる労働者というのは、いわゆる非正規労働に従事していることが多い。その結果、どうしても労働時間は細切れとなり、法定労働時間分の就労時間を確保できていないケースも多いと考えられる。子どもの養育を必要とする労働者においては、なおさらである。結局、一つの仕事では必要最低限度の生活費を確保できないことから、不規則なダブルワークをこなすことが必要となり、その「しわ寄せ」は、子ども達に及ぶことになりかねない。そもそも、ワークライフバランスの確保（労働契約法3条3項）という観点からした場合、法定労働時間いっぱいの長時間労働は可能な限り回避されるべきであろう。

このような事情に鑑みた場合、生活保護との整合性を検討するにあたっては、例えば、我が国の労働者の平均実労働時間である月間150時間程度を前提に、最低賃金の水準を計算すべきである。

#### 8 最低賃金の決定にあたって現場の実態の把握をすすめるべき

現在、地域別最低賃金は、厚生労働省に設置された中央最低賃金審議会によって示された目安を参考に、各地の最低賃金審議会によって審議され、その意見を基に厚生労働大臣又は各地域の労働局長が決定することとされている（法10条）。もともと、中央最低賃金審議会に提出された資料を閲覧する限り、統計的なデータについてはある程度整理されているものの、最低賃金の適用が問題となるような現場労



働者や中小企業経営者の生の声が資料化され、議論に十分に反映されているとは言い難い。そこで、審議会における議論をより充実させるためにも、例えば、最低賃金のいかんによって生活に大きな影響を受けることになる非正規労働者の声、生活の実情、あるいは経営に大きな影響を受けることの多い中小企業経営者の声、経営の実態等を丁寧に収集・調査し、資料化すべきである。

この点、法は、厚生労働大臣に対し、「賃金その他労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない」と定め（法28条）、さらに、同大臣及び都道府県労働局長には、使用者及び労働者に対し賃金に関する事項の報告をさせる権限を付与している（法29条）。最低賃金の水準を議論するにあたっては、これらの規定を積極的に活用し、現場の実態が反映されたものとすべきである。

#### 9 審議会委員の多様化

審議会の委員は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員、公益を代表する委員によって組織されるところ（法22条）、前2者については、関係労働組合、あるいは関係使用者団体からの推薦に基づき任命されている（法施行令3条）。

しかし、就業関係の不安定な非正規労働者が全労働者の3分の1を占めるに至っていること、2007年改正法が、生活保護に係る施策との整合性への考慮を求めている事実を照らすと、委員の選任についても、改めて議論が必要である。

つまり、労働者を代表する委員を選任するにあたっては、例えば、実際に最低賃金の影響を受けることの多い非正規労働者を数多く組織する労働組合の代表の任命を積極的に進めるべきである。また、公益を代表する委員に関しても、労働法を専門とする学者のみならず、例えば、生活困窮者の就労支援等を行っている団体の出身者や社会保障法を専門とする学者からの選任も検討すべきである。

#### 10 中小企業への配慮

なお、最低賃金の大幅な引上げは、特に中小企業の経営に大きな影響を与えることが予想される。

そこで、最低賃金の引上げにあたっては、そのスケジュールを明確にするとともに、最低賃金の引上げが困難な中小企業については、最低賃金の引上げを誘導するための補助金制度等の構築を検討すべきであ



る。さらに、中小企業の生産性を高めるための施策、例えば、既存労働者の技術向上に向けた訓練のための賃金補助、あるいは生産性を高めるための設備投資に関連した減税措置などが有機的に組み合わせられることが必要である。

また、我が国において特徴的とされる重畳的な下請構造の中では、中小企業に対し生産性の向上を求めるだけでは不十分である。取引先企業からの発注時における買ったたきや契約後の下請代金の減額など、労働者に対する賃金の支払いを困難にするような不当な行為がなされないよう、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）をこれまで以上に積極的に運用するほか、法律家による相談活動強化を含め、中小企業とその取引先企業との間でも公正な取引が確保されるようにしなければならない。

以 上



# 全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書

2020年（令和2年）2月20日

日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

- 1 最低賃金法(昭和34年法律第137号)を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求める。
- 2 前項の改正に当たっては、一定の猶予期間を設け、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく、全体の引上げを図るとともに、併せて、充実した中小企業支援策を構築することを求める。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

当連合会は、2011年6月16日、「最低賃金制度の運用に関する意見書」を取りまとめ、公表した。これは、地域別最低賃金の引上げその他、現行法を前提としてもなお、改善可能な事柄について指摘したものである。当連合会は、その後も、最低賃金の引上げを求め続けており、2019年4月25日にも、「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を公表したところである。

しかし、最低賃金の引上げは依然として小幅なものにとどまり、また地域間の格差も解消されていない。

本意見書は、最低賃金制度に関するこれまでの経緯を振り返った上で、上記のような問題点を解消するために、全国一律の最低賃金制度の導入を求めるものである。

### 2 現行の最低賃金制度の枠組みと地域間格差の拡大

#### (1) 最低賃金制度の概要

最低賃金法(昭和34年法律第137号。以下「法」という。)は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている(法1条)。

現行の最低賃金制度は、各都道府県の地方最低賃金審議会の審議に基づき、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定する当該都道府県の全ての労働



者に適用される最低賃金である地域別最低賃金(法9条以下)と、一定の事業または職業に係る最低賃金である特定最低賃金(法15条以下)によって構成され、原則となるのは地域別最低賃金である。1968年(昭和43年)の法改正以降、その大枠に変化はない。

地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」とされている(法9条2項)。

近年の就業形態の多様化、低賃金労働者の増大といった環境の変化の中で、最低賃金制度が、セーフティネットとして一層機能することが求められるようになり、2007年(平成19年)の法改正では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」との条項が設けられた(法9条3項)。

その結果、最低賃金の水準が、少なくとも生活保護の水準を下回らないことを求められることになった。

## (2) 目安制度が導入されるに至った経緯

ところで、1975年(昭和50年)3月には、当時の野党四党(日本社会党、日本共産党、公明党、民社党)は、「本来、最低賃金は、労働条件に関するナショナル・ミニマムの重要な一環をなすものとして、中央で決定すべき」であるとして、全国一律最低賃金制度の導入を含む最低賃金法の改正案を国会に提出した。同法案自体は最終的に審議未了廃案となったが、同法案の国会への提出を受け、労働大臣(当時)は、中央最低賃金審議会に対し、「今後の最低賃金制のあり方について」諮問を行っている。

諮問を受けた中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金制度に関して「今日なお地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きく存在し、したがって依然として地域特殊性を濃厚に持つ低賃金の改善に有効」としつつ、「最低賃金の決定について全国的な整合性を常に確保する保障に欠けるうらみがあることも否定しえない」とし、中央最低賃金審議会において、毎年、都道府県を数等のランクに分け、最低賃金の改定についての「目安」を作成し、一定の時期までに地方最低賃金審議会に提示するという措置を講じる必要がある旨答申するに至った(昭和52年12月5日中央最低賃金審議会答申)。

1978年(昭和53年)以降、中央最低賃金審議会は、同審議会に設けられる目安に関する小委員会において、全都道府県をA～Dの4つのランクに分けて、各ランクごとの引上額の目安を検討し、毎年7月下旬に、労働大臣



ないし厚生労働大臣に答申する。各地の地方最低賃金審議会においては、この答申を参考として、各労働局長に対し、地域別最低賃金の額を答申するという枠組みが定着するに至った。

なお、以上のような事実上の枠組みは、「目安制度」と呼ばれている。

### (3) 目安制度の実施とその限界

目安制度の導入後、しばらくは最低賃金額の地域間の格差は縮小する傾向にあった。

具体的には、①1978年(昭和53年)には、地域別最低賃金(時間額)の最高額は、東京都の365円であった。一方で最低額は、青森県等5県の279円であり、その差額は86円、後者の前者に対する割合(以下、本意見書においては、これを「格差率」という。)は76.4%であった。その10年後に当たる②1988年(昭和63年)には、同最高額は東京都の508円であるのに対し、同最低額は鹿児島県等3県の428円であり、その差額は80円、格差率は84.3%であった。その後も格差の解消は続き、更にその10年後に当たる③1998年(平成10年)には、同最高額は東京都の692円であるのに対し、同最低額は宮崎県の589円であり、その差額は103円、格差率は85.1%となった。

しかし、その後は格差の解消は進まなかった。むしろ、近年は地域間の格差が拡大する傾向にあり、1978年(昭和53年)の目安制度の導入時とほぼ同水準となってしまった。

具体的には、④2008年(平成20年)には、同最高額は東京都の766円であるのに対し、同最低額は鹿児島県等3県の627円となり、かえってその差額は139円、格差率は81.9%に拡大した。さらに、⑤2018年(平成30年)には、同最高額(東京都)の985円に対し、同最低額は鹿児島県の761円となり、その差額は224円、格差率は77.3%と更に拡大した。

なお、⑥2019年(令和元年)は、同最高額は東京都の1,013円であるのに対し、同最低額は九州地方7県を中心とする15県の790円で、その差額は223円となり、前年と比較して1円縮小したものの、格差率は78.0%と拡大基調が続いている。

以上の実態に照らした場合、地域間の最低賃金額の格差を是正するという意味においては、目安制度は、その限界を露呈し、有効に機能しなくなってしまうと評価できる。

## 3 地域別最低賃金制度の論拠と社会の実態について



### (1) 地域別最低賃金制度の趣旨

法が地域別最低賃金制度を採用する根拠については、「労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが不合理である」からとされている。

しかし、現行法の大枠が定められた1968年(昭和43年)の法改正から既に50年以上が経過した。今日の社会の状況を前提としても、なお、上記の趣旨が当てはまるのかについては疑問である。

### (2) 労働者の生計費に地域間格差はほとんど存在しないこと

例えば、地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費についてであるが、労働組合<sup>1</sup>や研究者<sup>2</sup>による調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになってきている。

具体的には、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費等、労働者の生活に最低必要と考えられる費用を試算したところ、その金額は月額22～24万円(租税公課込み)となり、都市部か地方かによってほとんど差がなかったとされる。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。従来議論では、自動車の保有の有無を意識した調査や分析がなされることはなかったが、昨今の調査研究により、以上のような実態がようやく明らかとなった。

ちなみに、月額22～24万円という水準は、月に173.8時間働くと仮定した場合、時間給に換算すると1,300～1,400円に相当し、現在の全国加重平均額である901円を大幅に上回る。

### (3) 最低賃金法の考慮要素について

現行最低賃金法は、地域別最低賃金の決定に当たって、労働者の生計費のほかに賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮要素としている。しかしながら、賃金や企業の支払能力の差異は、賃金構造基本統計調査等のデータによれば、「地域」による差異よりも企業規模や産業、職種による差異の方が大きい。

さらに、例えば、医療や福祉の分野においては、若干の地域加算を除けば、全国一律の診療報酬あるいは介護報酬の基準に基づいて、病院や介護施設が経営されている。このようなケースにおいては、基本的に企業ごとの支払能

<sup>1</sup> 2017連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準～

<sup>2</sup> 中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授作成(最低生計費調査の結果一覧)



力が地域によって大きく異なることはないはずである。

そもそも、最低賃金は、「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されない。上記のとおり、労働者の生計費に地域間格差はほとんど存在しないのであるから、少なくとも最低生計費を上回る金額を確保することが必要であり、地域の賃金額や通常の事業の支払能力を考慮したとしても、最低生計費を上回ることは認められるのに対し、下回ることは認められない。

#### 4 全国一律最低賃金制を取り巻く状況

##### (1) 諸外国における状況

現在、イギリスやフランス、ドイツ、イタリア、あるいは隣国の韓国等では、いずれも既に全国一律最低賃金制度が実施されている。日本以外の先進主要7か国(G7)において全国一律最低賃金制が導入されていないのは、カナダのみである(アメリカの場合、州ごとの最低賃金のほかに連邦最低賃金が実施されている。)

例えば、イギリスでは、所得格差の是正と貧困問題の解決を目的として、1999年から全国最低賃金制度が実施されているが、地域別の最低賃金制度は採用していない。

また、フランスでは、当初は、地域別に最大20%の減額が認められていたものの、その後、地域別減額が廃止されたという経緯もある。

ドイツは、長年法定最低賃金制度を持たない国であったが、2015年に同制度を導入することになった。しかし、イギリスと同様、地域別の最低賃金制度は採用していない。

なお、これらの国では、若年層や見習、訓練期間についての減額措置や適用除外の制度が併せて採用され、企業や雇用への影響に対して政策的な配慮がなされている。

##### (2) 地方議会における議論の状況

地域の人口が都市部に流出する地方においては、最低賃金の格差の是正は喫緊の課題と認識されてきている。

実際に、最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係が認められ、特に若年層では、最低賃金の低い地方から最低賃金の高い地方へと流出していることが明らかになっている。その結果、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大されるという悪循環が生じている。これは、「国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的にも反する。

こうした状況を受けて、地方を中心に、各地の議会で全国一律最低賃金制



度の確立を求める意見書や請願が採択されている。

## 5 全国一律最低賃金制度の実施手順及び中小企業への配慮

実際に全国一律最低賃金制度が実施されることになった場合、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることによって格差の縮小を図ろうとすることは、最低賃金が憲法25条の要請に基づき、労働者の生活を保障する制度であることから、許されるべきではない。一定期間をかけて最低賃金の低い地域の底上げを図り、高い地域に接近させていくことで、全体の引上げを図りつつ地域間格差を段階的に縮小していくことになる。

この点、ここ数年、年に25～27円（全国加重平均）のペースで最低賃金の引上げがなされてきたが、これに伴う倒産件数の増加や失業率の上昇といった現象は確認されていない。

もっとも、ここまで地域ごとの最低賃金の金額に大きな差異が生じてしまった以上、その是正に当たっては、一定程度の期間をかけることが必要であり、同時に、現実に最低賃金引上げにより大きな影響を受けることになる中小企業への充実した支援も不可欠である。

現在、厚生労働省においては、「業務改善助成金」制度を創設し、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし、生産性向上のための設備投資の実施などが要件とされているため、中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。

そこで、最低賃金の引上げを行った諸外国の例も参考にしながら、有効な支援策を講じる必要がある。例えば、韓国では、雇用者10人未満の事業者に対し、雇用保険料及び国民年金保険料の事業者負担部分を減額する制度を導入している。さらに、時限的な制度として、雇用者30人未満の事業主に対し、雇用者1人につき時給1500ウォン（過去1年間の平均的なレートで円に換算すると約136円）を支給する雇用安定資金支援制度もある。我が国でも、中小企業の経営において大きな負担となっている社会保険料の負担軽減などの導入が必要である。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）といった中小企業を保護する役割を果たす法制度を、これまで以上に積極的に運用する必要もある。

## 6 まとめ

1968年（昭和43年）の法改正によって設けられた地域別最低賃金制度



は、その後50年以上の年月が経過する中で、その論拠は大きく揺らいでいる。むしろ、同制度は、地域間の格差を固定、拡大するなど、国民経済の健全な発展に十分に寄与することができていない。

地域別最低賃金を認める前提となってきた最低限度の生計費の必要額に、地域間で大きな差がない以上、全国一律の最低賃金制度へ移行するとともに、必要な大幅引上げを実行することによって、全国の労働者に対し、自らの賃金で安心して生活できる権利を保障すべきである。

なお、全国一律最低賃金制度の実施は、一定期間をかけて段階的に行われるべきであるが、移行に当たっては、各国の状況なども精査し、若年層等について異なる最低賃金額を認めることが必要か否かについても慎重に検討し、例外を設ける場合には、その範囲及び金額についても検討することが可能である。

以上のとおり、当連合会は、法を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金について中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求めるものである。

以 上



2023年 7月18日

兵庫地方最低賃金審議会  
会長 梅野 巨利 様

兵庫県パート・ユニオンネットワーク

代表委員 塚原 久 雄

同 川面 勉

同 山本 三千子

神戸市中央区古湊通 1-2-5 DAIEI ビル 3 F

TEL078-382-2116/FAX078-382-2124

(担当：事務局長 森 口 知子)

## 最低賃金改正決定に係る意見について

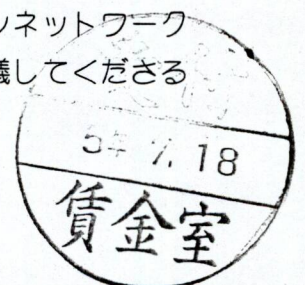
私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークは、1991年、「パート110番」活動に取り組む兵庫県下の地区労、誰でも1人でも入れるユニオン、そして自治体の臨時・非常勤職員や嘱託職員らでつくる自治労兵庫県本部臨時・非常勤職員等評議会で結成された労働団体で、30年にわたって非正規労働者の地位と権利の向上のために活動を行っています。

2023年度の兵庫県最低賃金改定にあたって、「兵庫労働局一般公示第13号」に基づき下記のとおり意見表明します。

### 記

新型コロナウイルス感染症は、医療及び検査体制の構築やワクチン接種の進展等により感染拡大抑制への取り組みが進められ、ウィズコロナに向けた動きも活発になり、経済は緩やかな回復基調を見せています。しかし、その一方、製造業を中心に海外サプライチェーンの影響により、部品不足、資材不足となり、いまだ生産調整などを余儀なくされる厳しい状況が続いています。さらには、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済及び物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっています。加えて、コロナ禍以前からの課題である人手不足を補うための外国人労働者の増加や、パート労働者、契約社員、派遣社員など雇用形態の多様化も依然としてあり、勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、人口流出抑制策としても最低賃金引上げと早期発効は重要です。

貴審議会におかれましては、意見書に述べています私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークの組合員であり、非正規労働者として働いている者の生の声を真摯に受け止め、審議して下さるようお願いいたします。





1. 兵庫県最低賃金は、早期に 1,000 円を目指した引き上げを行うこと。特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済及び物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「骨太の方針 2022」で、早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること。
2. 兵庫県最低賃金の改定時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。
3. 全国一律最低賃金にすること。

自治労兵庫県本部臨時・非常勤職員等評議会      加西市クローバー労働組合

加西市においては公契約条例が制定されている。公契約条例は、地方公共団体が契約を結ぶ際、入札基準や落札者決定で契約先における労働者の賃金や雇用安定などの社会的価値を評価するものである。

加西市は、公契約条例を制定し、公契約に係る基本方針等を定め、工事請負契約等で労働報酬下限額を保障している。

令和 5 年度の労働報酬下限額が 1,000 円に改定され、令和 5 年 4 月 1 日に公告された。

これに伴い、公務職場においては、労働報酬下限額を下回る会計年度任用職員の該当者のみ、労働報酬下限額の直近上位の号給で調整することになった。

しかし、金額調整だけに終わっているために問題点も発生している。その問題点とは、複数年にわたり経験年数が全く加味されず、在職者調整もされないことにより賃金カーブがいびつになっていることである。

昨今の記録的な物価高騰、それに見合う賃上げを求める民間企業の労働組合の今年の春闘は、大手企業を中心に要求どおりの満額回答が相次いだ。

「別紙【賃金・労働報酬下限額・最低賃金 比較表】の通り、昨今の最低賃金の引き上げにより労働報酬下限額が追いついておらず、逆転現象さえ見受けられるため、このような社会情勢を的確に把握し、労働報酬下限額の将来予測のもとに会計年度任用職員の基礎号給の見直しをするべきである。」との要求を、加西市当局は全く受け入れない状況が続いている。

よって、「賃金の経済政策」としての最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、上記の事項について早急に取り組みよう強く要望する。

以 上





年度	労働報酬下限額	最低賃金
H27	840	794
H28	860	819
H29	870	844
H30	875	871
H31	890	899
R2	920	900
R3	920	928
R4	950	960